関税定率法基本通達

昭和47年3月1日蔵関第101号

令和6年4月1日現在

改正　 昭和47年6月24日蔵関第1048号

改正　 昭和47年8月7日蔵関第1386号

改正　 昭和47年8月29日蔵関第1522号

改正　 昭和47年11月17日蔵関第1997号

改正　 昭和48年3月30日蔵関第440号

改正　 昭和48年7月2日蔵関第1000号

改正　 昭和49年5月8日蔵関第633号

改正　 昭和50年5月22日蔵関第532号

改正　 昭和51年3月30日蔵関第263号

改正　 昭和51年7月28日蔵関第769号

改正　 昭和51年8月10日蔵関第831号

改正　 昭和51年9月9日蔵関第939号

改正　 昭和51年11月17日蔵関第1151号

改正　 昭和52年1月14日蔵関第28号

改正　 昭和52年3月31日蔵関第299号

改正　 昭和52年6月2日蔵関第562号

改正　 昭和52年6月23日蔵関第645号

改正　 昭和52年9月29日蔵関第941号

改正　 昭和52年9月30日蔵関第941号

改正　 昭和52年12月26日蔵関第1199号

改正　 昭和53年3月30日蔵関第308号

改正　 昭和53年4月20日蔵関第338号

改正　 昭和53年5月8日蔵関第406号

改正　 昭和53年9月11日蔵関第886号

改正　 昭和53年10月26日蔵関第1038号

改正　 昭和54年4月18日蔵関第367号

改正　 昭和54年5月22日蔵関第528号

改正　 昭和54年9月20日蔵関第1047号

改正　 昭和55年4月1日蔵関第324号

改正　 昭和55年5月24日蔵関第586号

改正　 昭和55年10月23日蔵関第1146号

改正　 昭和55年12月25日蔵関第1353号

改正　 昭和55年12月27日蔵関第1360号

改正　 昭和56年4月1日蔵関第349号

改正　 昭和56年5月27日蔵関第589号

改正　 昭和56年12月21日蔵関第1345号

改正　 昭和57年5月31日蔵関第623号

改正　 昭和58年3月15日蔵関第230号

改正　 昭和58年4月18日蔵関第416号

改正　 昭和58年4月26日蔵関第402号

改正　 昭和58年6月2日蔵関第608号

改正　 昭和59年6月11日蔵関第587号

改正　 昭和60年3月27日蔵関第320号

改正　 昭和60年3月29日蔵関第321号

改正　 昭和60年12月21日蔵関第1306号

改正　 昭和61年2月12日蔵関第110号

改正　 昭和61年6月6日蔵関第587号

改正　 昭和62年3月31日蔵関第328号

改正　 昭和62年6月5日蔵関第575号

改正　 昭和62年10月26日蔵関第1087号

改正　 昭和62年11月9日蔵関第1122号

改正　 昭和62年12月25日蔵関第1306号

改正　 昭和63年3月31日蔵関第319号

改正　 昭和63年12月30日蔵関第1243号

改正　 平成元年3月31日蔵関第324号

改正　 平成元年3月31日蔵関第326号

改正　 平成元年4月1日蔵関第327号

改正　 平成元年4月24日蔵関第412号

改正　 平成元年9月28日蔵関第885号

改正　 平成2年3月30日蔵関第294号

改正　 平成2年3月30日蔵関第306号

改正　 平成3年3月28日蔵関第231号

改正　 平成4年3月31日蔵関第303号

改正　 平成5年3月31日蔵関第348号

改正　 平成6年3月31日蔵関第331号

改正　 平成6年12月28日蔵関第1191号

改正　 平成7年3月31日蔵関第294号

改正　 平成7年6月23日蔵関第576号

改正　 平成7年12月27日蔵関第1046号

改正　 平成8年3月31日蔵関第273号

改正　 平成8年7月19日蔵関第582号

改正　 平成8年9月12日蔵関第747号

改正　 平成9年3月31日蔵関第271号

改正　 平成9年3月31日蔵関第290号

改正　 平成10年3月31日蔵関第278号

改正　 平成10年5月29日蔵関第437号

改正　 平成11年3月31日蔵関第254号

改正　 平成12年3月31日蔵関第235号

改正　 平成12年8月10日蔵関第652号

改正　 平成12年12月25日蔵関第1015号

改正　 平成13年1月6日財関第4号

改正　 平成13年3月31日財関第265号

改正　 平成13年5月28日財関第439号

改正　 平成13年6月20日財関第512号

改正　 平成13年9月25日財関第782号

改正　 平成13年12月14日財関第1005号

改正　 平成14年3月31日財関第253号

改正　 平成14年10月25日財関第877号

改正　 平成14年11月21日財関第960号

改正　 平成15年3月31日財関第346号

改正　 平成16年3月31日財関第349号

改正　 平成16年6月16日財関第622号

改正　 平成16年12月27日財関第1387号

改正　 平成17年3月2日財関第245号

改正　 平成17年3月4日財関第268号

改正　 平成17年3月16日財関第346号

改正　 平成17年3月31日財関第424号

改正　 平成17年11月30日財関第1521号

改正　 平成18年2月15日財関第152号

改正　 平成18年3月31日財関第295号

改正　 平成18年5月30日財関第647号

改正　 平成18年6月14日財関第720号

改正　 平成18年7月10日財関第832号

改正　 平成18年9月29日財関第1175号

改正　 平成18年10月12日財関第1246号

改正　 平成19年3月31日財関第420号

改正　 平成19年6月11日財関第772号

改正　 平成19年6月29日財関第893号

改正 平成19年9月20日財関第1207号

改正 平成19年12月25日財関第1696号

改正 平成20年3月31日財関第346号

改正 平成20年6月30日財関第721号

改正　 平成20年11月18日財関第1331号

改正 平成21年3月31日財関第368号

改正 平成22年3月31日財関第367号

改正 平成23年3月31日財関第411号

改正 平成23年6月2日財関第639号

改正 平成23年8月10日財関第901号

改正 平成23年12月21日財関第1418号

改正 平成24年3月31日財関第321号

改正 平成24年6月15日財関第615号

改正 平成24年7月4日財関第695号

改正 平成24年9月19日財関第944号

改正 平成25年3月30日財関第310号

改正 平成25年6月24日財関第731号

改正 平成26年3月31日財関第318号

改正 平成27年1月9日財関第33号

改正 平成27年3月31日財関第341号

改正 平成28年3月31日財関第341号

改正 平成28年8月1日財関第933号

改正 平成28年10月31日財関第1285号

改正 平成29年3月31日財関第442号

改正 平成29年4月24日財関第570号

改正 平成30年1月9日財関第2号

改正 平成30年3月31日財関第465号

改正 平成30年6月29日財関第965号

改正 平成30年12月21日財関第1692号

改正 平成31年3月30日財関第437号

改正 令和元年6月13日財関第784号

改正 令和2年3月31日財関第417号

改正 令和2年12月22日財関第1094号

改正 令和2年12月23日財関第1118号

改正 令和3年3月31日財関第260号

改正 令和3年3月31日財関第262号

改正 令和3年6月30日財関第504号

改正 令和3年10月19日財関第754号

改正 令和3年12月20日財関第900号

改正 令和4年3月31日財関第204号

改正 令和4年12月16日財関第909号

改正 令和5年3月31日財関第272号

改正 令和5年3月31日財関第273号

改正 令和5年6月16日財関第591号

改正 令和6年3月31日財関第258号

改正 令和6年6月14日財関第596号

関税定率法基本通達

（関係法令等の略称）

0―1　この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

⑴　関税定率法（明治43年法律第54号） 法

⑵　関税定率法施行令（昭和29年政令第155号） 令

⑶　関税定率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号） 規則

⑷　関税法（昭和29年法律第61号） 関税法

⑸　関税暫定措置法（昭和35年法律第36号） 暫定法

⑹　関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号） 関税法基本通達

［一部改正：昭61第587号、平5第348号］

第1節　課税標準及び税率

（税率の適用関係）

3―1　法の別表の税率（以下｢基本税率｣という。）、協定税率(関税法基本通達3―2の⑴に規定する協定税率をいい、関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令(昭和30年政令第237号)第3条の規定による税率を含む。以下同じ。)、ＥＰＡ税率(関税法基本通達3―2の⑵に規定するＥＰＡ税率をいう。以下同じ。)又は暫定法の規定に基づく税率（以下｢暫定税率｣という。）の適用関係については、次による。

⑴　同一品目について基本税率と暫定税率とがある場合においては、暫定税率を適用し、暫定税率がない場合においては、基本税率を適用する。

⑵　協定税率がある場合において、その協定税率が上記⑴により適用されることとなる税率より低いときは、その協定税率を適用する。

⑶　協定税率がある場合において、その協定税率が上記⑴により適用されることとなつた税率と同一のときは、上記⑴により適用されることとなる税率を適用する。

⑷　ＥＰＡ税率がある場合において、そのＥＰＡ税率が上記⑴から⑶までにより適用されることとなる税率より低いときは、そのＥＰＡ税率を適用する。

⑸　ＥＰＡ税率がある場合において、そのＥＰＡ税率が上記⑴又は⑵により適用されていることとなる税率と同一のときは上記⑴又は⑵により適用されることとなる税率を適用する。

⑹　暫定法第8条の2から第8条の3までの規定に基づき特恵関税の適用がある場合には、他の税率に優先して特恵税率を適用する。

［一部改正：昭61第587号、平14第960号、平17第346号、平18第832号、平19第420号、平23第411号］

（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものについての証明書の取扱い）

3―2　法別表第0102.21号、第0102.31号、第0102.90号及び第0103.10号に掲げる家畜のうち、令第63条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）にあっては、特例申告）に際して令第63条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに｢無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項の規定により発給されたもので、｢同省令別記様式第1号｣に定める様式のもの｣が提出された場合の取扱いについては、次による。

⑴　当該証明書について、押なつされた農林水産大臣の印を確認する。

⑵　次により、当該証明書と「輸入（納税）申告書」(C―5020)又は特例申告書（関税法第7条の2第1項に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）及び仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下「仕入書等」という。）との対査確認を行う。

イ　証明書の｢輸入者｣欄に記載された輸入者の氏名等を輸入(納税)申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書をいう。）に記載された輸入者の氏名等と対査する。

ロ　証明書の｢名称又は記号｣欄に記載された事項と輸入(納税)申告書の添付書類に記載されたこれらの事項に対応する事項とが同一であるかを対査確認する。

ハ　上記ロの同一性の確認ができたときは、証明書の｢品種｣、｢性｣、｢生年月日｣及び｢毛色｣の各欄の記載事項についての対査確認は省略して差し支えない。

ニ　証明書のその他の欄の記載事項（申請者の記載したものに限る。）については、特に確認を要しない。

⑶　親畜の輸出国における船舶又は航空機への積載後輸入申告までの間に生産された子畜については、当該親畜に係る証明書の当該親畜に係る｢子畜記入欄｣（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなっている。に、輸入者から当該子畜に係る生産証明書（検疫中に生産された子畜については、当該検疫に係る動物検疫所長（支署長及び出張所長を含む。）また、船舶又は航空機上で生産された子畜については、当該船舶又は航空機の船長又は機長の発給したもの）を提出させ、両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。

⑷　証明書の｢輸入検疫終了確認欄｣には、当該証明書に記載された家畜（｢子畜記入欄｣に記載された子畜を含む。）の検疫が終了した旨の家畜防疫官の｢検疫終了確認｣の印が押なつされることになるので、当該確認印が押なつされた欄に記載された家畜（｢子畜記入欄｣に記載された子畜を含む。）についてのみ通関を認めることとする。

⑸　証明書に記載された家畜のすべてについて通関を認めた場合若しくは当該貨物が特例申告貨物である場合にあっては証明書に記載された家畜のすべてについて特例申告を受理したことにより証明書に記載された家畜のすべてについての申告が確認された場合には、証明書の｢通関確認欄｣に審査印（C―5000）を押なつし、当該証明書を仕入書等とともに保管（特例申告貨物である場合にあっては、当該証明書を保管）する。

証明書に記載された家畜全部について検疫を終了している場合であってその一部について輸入するとき（特例申告貨物である場合にあっては、特例申告を受理するとき。以下この項において同じ。）、又は証明書に記載された家畜の一部についての検疫が終了している場合であって当該検疫が終了しているものについて輸入するときは、証明書のほかその写しを輸入申告（当該貨物が特例申告貨物である場合にあっては特例申告）の際に提出させ、通関を認めるもの（特例申告貨物である場合にあっては特例申告を受理したもの）についてのみそれぞれの｢通関確認欄｣に審査印（C―5000）を押なつし、当該証明書を申告者に返付し、当該写しを仕入書等とともに保管（特例申告貨物である場合にあっては、当該証明書を保管）しておく。

［一部改正：平7第297号、平12第652号、平19第420号、平23第1418号、平24第615号、令3第504号］

（無税を適用する馬についての証明書の取扱い）

3―3　法別表第0101.21号の1及び2の⑴並びに第0101.29号の1及び2の⑴に掲げる家畜のうち、令第64条の規定により、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）に際して同条に規定する証明書（牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のもの並びに無税を適用する馬の証明書の発給に関する省令（平成7年農林水産省令第13号）第2条第1項((証明書の発給))の規定により発給されたもので、同省令別記様式第2号に定める様式のもの）が提出された場合の取扱いについては、前記3―2⑴から⑸までに掲げる規定を準用する。この場合において、同項⑶中｢（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で頭数を雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に、｣とあるのは｢（当該欄には、当該親畜の生産した子畜で無税の適用を受けるものの頭数が雌雄別に一括して記載されることとなっている。）に記載されているものに限り無税を適用することとなるので、｣と、｢両者に記載された頭数が合致するか否かを確認する。｣とあるのは｢両者に記載された頭数が合致するかを確認し、合致しないときはいずれか少ない方の頭数のみにつき無税を適用することとする。｣と読み替えるものとする。

［追加：平7第297号］

［一部改正：平12第652号、平13第1005号、平19第420号、平23第1418号］

（児童福祉施設の範囲）

3―4　令第65条の規定に関する用語の意義については、暫定法基本通達の9―2⑴及び⑵によるものとする。

［追加：平7第297号］

［一部改正：平19第420号］

（小売用の容器入りのものにすることの証明手続等）

3―5　令第69条((小売用の容器入りのものにすることの証明の手続))の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。

⑴　｢法の別表第2106.90号の2の⑵のEの⒜のハののⅡに規定する成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのものにすること（以下この条項において｢詰替え｣という。）の証明をしようとする者｣とは、当該貨物を輸入しようとする者とする。

⑵　｢詰替え後の形状｣とは、例えば、瓶詰、缶詰、チューブ入り等をいう。

なお、詰替えしようとする容器の見本又は販売促進用パンフレット（写真の代用可）が提示された場合には、下記⑹に規定する証明書の｢形状｣欄への記載を省略させて差し支えない。

⑶　｢容器ともの一個の重量｣とは、乾燥剤等品質保持のために当該容器に供に詰められる物品の重量を含むものとする。

⑷　｢詰替えの方法｣とは、例えば、内容量350グラムを乾燥剤（シリカゲル）とともにビニール袋に充する等の詰替えの工程をいう。

⑸　｢その他参考となるべき事項｣とは、構成成分、詰替えにより製造される予定数量等をいう。

⑹　税関長に提出する書面は｢小売用の容器入りのものにすることの証明書｣（T―1001）とし、1通を輸入(納税)申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書）に添付して提出させる。

［追加：平7第297号］

［一部改正：平11第254号、平12第235号、平12第652号、平19第420号］

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲）

3の2―1　法第3条の2((入国者の輸入貨物に対する簡易税率))に規定する入国者の輸入貨物に対する簡易税率の適用及び取扱いについては、次による。

⑴　同条第1項((入国者の輸入貨物に対する簡易税率))に規定する｢入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物｣とは、旅客及び乗組員（以下｢旅客等｣という。）が入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物をいい、次の貨物は含まない。

イ　船舶若しくは航空機の船長、機長若しくは乗組員が携帯し又は別送して輸入する託送貨物

ロ　旅客が携帯し又は別送して輸入する託送貨物のうち、当該旅客が消費税及び地方消費税に係る納税証明として輸入許可書の発給を希望するもの

⑵　令第1条の2第2号((商業量に達すると認められる数量の貨物))に規定する商業量に達する数量の貨物とは、関税法基本通達67―4―9（旅具通関扱いをする輸入貨物）に定める旅具通関扱いをする貨物の範囲を超える数量の貨物をいう。したがつて、旅具通関扱いをする貨物については、商業量に達する数量の貨物であるかどうかの認定を要しない。

⑶　令第1条の2第3号((1個又は1組の課税価格が10万円を超える貨物))に規定する1個又は1組の取扱いについては次による。

イ　1個の貨物を荷作り、運送その他の事情により、その本体と部分品とに分離した場合においては、その全体を1個として取り扱う。

ロ　2個以上の貨物で、通常、組又は対として使用されるものは、1組として取り扱う。また、通常単独で使用される同種の用途に供される貨物であつても、1個の容器又は包装に収容され、内容物の個々の価格が明らかでないものについては、当該容器又は包装に収容された全体を1組として取り扱う。

⑷　別送して輸入する貨物で、入国の際に｢携帯品･別送品申告書｣（C―5360）の提出がなかつたものであつても、明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ、入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用して差し支えない。

［一部改正：昭48第440号、昭54第367号、平元第324号、平5第348号、平9第271号、平10第278号、平13第265号］

（入国者の輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合）

3の2―2　法第3条の2第1項ただし書((入国者の輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合))の規定により入国者の輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨を税関に申し出た場合の取扱いについては、次による。

⑴　旅客等が旅具検査の際に、自発的に、かつ、携帯し又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部について一般税率によることを希望した場合に限り適用があるものとし、それぞれの貨物の一部についてのみ一般税率の適用を申し出ても受理しない。

なお、入国の際に携帯品とともに検査を受ける前送貨物については、携帯して輸入する貨物として取り扱う。

⑵　入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用して通関が行われた後、一般税率の適用を申し出た場合も受理しない。

⑶　別送品を数次にわたり分割して輸入する場合又は船舶の乗組員が携帯品を数港にわたつて分割して輸入する場合は、最初に通関を行つた際に適用した税率をじ後の輸入についても適用するものとし、これらの場合においては、携帯品･別送品申告書（C―5360）又は乗組員携帯品申告書（C―5370）の税関記入欄に、適用した税率の種類を記載する。

［一部改正：昭61第587号（項番号3の2―3を変更）、平元第324号、平5第348号］

（少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲）

3の3―1　法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。

⑴　同条第1項に規定する｢輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が20万円以下の輸入貨物｣とは、次の場合をいう。

イ　1輸入申告に係る貨物の課税標準となる価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあっては、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出された価格）（以下本項において｢課税価格｣という。）の合計額が20万円以下のもの

ただし、1仕入書に係る輸入貨物を分割して輸入申告を行う場合は、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計した額とする。

ロ　輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が20万円以下のもの

ただし、郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額とする。

ハ　課税価格の合計額が20万円以下であるか否かの判定は、関税無税品（特恵関税無税品を含む。）、関税免税品及び令第1条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用除外物品に係る課税価格を含んだ上記イ又はロによる1輸入申告又は1包装等に係る貨物の課税価格の合計額で判定することとなるので留意する。

⑵　課税価格の合計額が20万円を超えるものについては、本条の適用はなく、その全部に対して一般税率を適用することとなるので留意する。

［追加：平5第348号］

［一部改正：平24第944号、平25第310号、平26第318号、平29第442号］

（少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合）

3の3―2　法第3条の3第1項ただし書((少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合))の規定による少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関に対する申し出の取扱いは、次による。なお、輸入郵便物に係る取扱いは後記3の3―4に規定するところによる。

⑴　少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象となる貨物について、一般税率を適用して輸入申告を行つた場合は、少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨を税関に申し出たものとする。

⑵　上記⑴により、一般税率を適用して通関が行われた後、簡易税率を適用したい旨の申し出があってもこれを受理しないものとする。なお、簡易税率を適用して通関が行われた後、一般税率を適用したい旨の申し出があつた場合も同様とする。

［追加：平5第348号］

（輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の適用の取扱い）

3の3―3　輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の取扱いは、次による。

⑴　少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象となる輸入郵便物に係る関税法第8条第1項に規定する賦課決定は、当該郵便物について、関税法基本通達76―4―1の規定による｢外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ｣（いわゆる到着通知書）を発したか否かにかかわらず、少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行うものとする。

ただし、到着通知書を発送した輸入郵便物について、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する以前に、輸入郵便物の名宛人から一般税率によることを希望する旨申し出があった場合は、この限りでない。

⑵　関税法第77条第6項の関税の賦課決定前における郵便物の受取承認に係る輸入郵便物については、関税法基本通達77―4―3の⑴による承認申請を受理する際に、一般税率又は少額輸入貨物に対する簡易税率のどちらの税率の適用を希望するのかを輸入郵便物の名宛人に確認することとし、名宛人が、一般税率によることを希望する場合は、関税等納付前郵便物受取承認申請書の申請の事由欄に、その旨を記載させるものとする。

［追加：平5第348号］

［一部改正：平9第271号、平24第944号］

（輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない場合）

3の3―4　法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の名宛人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。

⑴　到着通知書を発送した後、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する前の名宛人からの申し出は、到着通知書の返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載した当該返信用はがきを税関に提出することにより行わせる。

税関は、一般税率を適用して、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。

⑵　国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の名宛人からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。

なお、当該課税通知書に係る納付書は、日本郵便株式会社通関郵便局（以下「通関郵便局」という。）から日本郵便株式会社配達郵便局（以下「配達郵便局」という。）を経由して税関に返却させるものとする。

税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を名宛人に送付する。

⑶　特定の輸入者が特定の商品を恒常的に郵便路線を利用して輸入する場合における、郵便物の名宛人からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。

イ　名宛人からの申し出は、原則として、輸入者の所在地を管轄する外郵出張所に対し、｢恒常的輸入郵便物一般税率適用申出書｣（T―1007）（以下この項において｢申出書｣という。）2通を提出させることにより行わせる。

ロ　税関は、申出書を受理したときは、当該申出書に受理番号を記入の上、受理印を押なつして、そのうち1通を申出者に交付する。

なお、申し出に係る郵便物の輸入が他の外郵出張所でも見込まれる場合には、その旨を当該外郵出張所長に通知するものとする。

ハ　申し出に係る郵便物の輸入に際しては、申出受理番号及び税番を税関告知書に記入させるものとする。

⑷　郵便物の名宛人からの一般税率によることを希望する旨の申し出に基づき、一般税率を適用して郵便物の通関が行われた後、簡易税率の適用の申し出があっても、これを受理しないものとする。

［追加：平5第348号］

［一部改正：平9第271号、平19第1207号、平24第944号、令2第1118号］

第2節　課税価格の決定

（課税価格の決定方法の適用順序等）

4～4の4―1　法第4条から第4条の4までの規定は、輸入貨物の課税価格の計算方法を規定したものであり、これらの規定の適用の順序は、これらの規定が規定されている順による。

なお、法第4条の2の規定を適用する場合において、同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格との双方があるときは、同種の貨物に係る取引価格に基づき課税価格を計算し、また、法第4条の3の規定を適用する場合において、同条第1項の規定により計算する場合における国内販売価格及び同条第2項の規定により計算する場合における製造原価の双方を確認できる場合であって、輸入者が製造原価に基づく課税価格の計算を希望する旨を申し出たときは、同項の規定を同条第1項の規定に優先して適用し課税価格を計算することとなる。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平19第772号、平25第310号（項番号4～4の8―1を変更）］

（課税価格を計算する場合における事実認定）

4～4の9―1　法第4条から第4条の9までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項の認定は、輸入者等の説明及び納税申告に係る添付書類の形式的記載内容のみに基づくのではなく、提出された当該輸入貨物に係る契約書等の内容が真の取引実態を反映したものか否かについて確認する等、当該輸入貨物に係る取引に関し判明した個別的な事実を総合的に考慮して行うものとする。

［全部改正：平25第310号］

（輸入取引、買手及び売手の意義及び取扱い）

4―1　法第4条第1項に規定する「輸入取引」、「買手」及び「売手」の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。以下同じ。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。以下⑶において同じ。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。

したがって、現実に貨物が本邦に到着することとなった取引が売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなる（後記4―1の2（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）⑴参照）。

⑵　貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引（売買以外の取引を含む。）が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となる。

例えば、次のような場合には、それぞれに定めるものが「輸入取引」となる。

イ　外国の一の居住者（以下ハまでにおいて「甲」という。）と本邦の一の居住者（以下ハまでにおいて「乙」という。）との間で貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結された後、乙と本邦の乙以外の一の居住者（以下ロまでにおいて「丙」という。）との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、乙の指示により、当該貨物が甲から丙へ向けて輸出され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。

ロ　甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて外国から本邦へ向けて貨物が輸出された後、本邦への運送途上において、乙と丙との間で当該貨物を本邦に到着させることを目的とした売買契約が締結され、丙により輸入された場合は、乙と丙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、乙と丙との間の売買が輸入取引となる。

ハ　甲と乙との間で貨物を本邦に到着させることを目的として締結された売買契約に基づいて当該貨物が本邦に到着した場合であって、当該貨物が本邦到着後又は保税地域に蔵置中に転売されて輸入されるときは、甲と乙との間の売買が「現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買」であることから、甲と乙との間の売買が輸入取引となる。

⑶　輸入取引における「買手」とは、本邦に拠点を有する者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいい、輸入取引における「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。

例えば、外国法人の本邦事務所が名目上輸入貨物の買手とされている場合であっても、当該事務所が実質的に当該外国法人の計算と危険負担の下に当該輸入貨物の売買をしているような場合には、当該事務所は輸入取引における「買手」とはならないので留意する。

［追加：昭61第110号］

［一部改正：平19第772号、平23第639号、平25第310号］

（課税価格の決定の原則により課税価格を決定することができない輸入貨物）

4―1の2　法第4条第1項の規定により課税価格を計算することができない輸入貨物は、次に掲げる貨物である。

⑴　輸入取引によらない輸入貨物、例えば、次に掲げる貨物がこれに該当する。

イ　無償貨物（例えば、寄贈品、見本、宣伝用物品）

ロ　委託販売のために輸入される貨物（例えば、本邦において開催されるオークションで販売するために受託者により輸入される貨物）

ハ　売手の代理人により輸入され、その後売手の計算と危険負担によって輸入国で販売される貨物

(注)　売手の代理人により輸入される貨物であっても、売手と買手との間で締結された売買契約を履行するために輸入される貨物は輸入取引による輸入貨物に該当することとなるので留意する。

ニ　賃貸借契約（買取権付であるか否かを問わない。）に基づき輸入される貨物

ホ　送り人の所有権が存続する貸与貨物（例えば、外国の発注者から本邦の製造者に貸与される注文品生産のための特殊機械）

ヘ　同一の法人格を有する本支店間の取引により輸入される貨物

ト　本邦で滅却するために、輸出者が輸入者に滅却費用を支払うことにより輸入される貨物（例えば、廃棄物、スクラップ）

⑵　その輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号まで（輸入取引に関する特別な事情）のいずれかの号に掲げる事情がある輸入貨物（ただし、同項第4号（売手と買手の間の特殊関係）に該当する場合において、輸入者が同項ただし書（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）に規定する証明をした場合を除く。）

なお、変質若しくは損傷に係る貨物、航空運送貨物で法令に定めるもの又は輸入者等の個人的な使用に供する貨物は、法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))又は第4条の6((航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例))の規定により必要な調整を行って課税価格を計算することとなる。

⑶　課税価格への疑義が解明されない貨物

例えば、輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないものや、補足説明及び追加書類の提出がされなかった貨物で法第4条第1項に規定する「現実に支払われた又は支払われるべき価格」等を確認できないものが、これに該当する。

なお、課税価格への疑義が解明されない貨物に該当するとして法第4条第1項の規定により課税価格の計算ができないと判断した場合には、当該判断及びその理由を輸入者に対して説明するものとする。

［全部改正：昭61第110号（全面改正。項番号4―1を変更）］

［一部改正：平19第772号、平23第411号、平25第310号］

（売手、買手及び現実支払価格の意義及び取扱い）

4―2　法第4条第1項((課税価格の決定の原則))に規定する｢売手｣、｢買手｣及び｢現実に支払われた又は支払われるべき価格｣（以下｢現実支払価格｣という。）の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は、必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない。この場合において「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」とは、輸入貨物の生産及び当該輸入貨物に係る取引（当該輸入取引以外の取引を含む。）に関する契約の内容及び実態、当該輸入貨物に係る取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情をいう（以下同じ。）。

⑵　令第1条の4各号に掲げる現実支払価格に含まれない費用等の取扱いは、次による。

イ　令第1条の4第1号に規定する「据付け」に要する役務の費用は、輸入貨物の据付作業の一環として当該輸入貨物の輸入前に本邦において行われる役務（例えば、据付用土台の設置作業）の費用を含む。

ロ　令第1条の4第1号に規定する「整備」は、輸入貨物の機能を維持するために恒常的に行われる予防的措置をいい、当該輸入貨物の瑕疵を是正するために行われる保証の履行（修繕、取替え）は含まない。

(注)　保証費用の取扱いは、後記4―2の4に定めるところによる。

ハ　令第1条の4第3号に規定する「関税その他の公課」は、その性質上その額を明らかにすることができることから、現実支払価格に含まれることはない。

⑶　現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下｢仕入書｣という。）であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下｢仕入書価格｣という。）に基づき認定するものとするが、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこととなるので留意する。

イ　輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて割増金、契約料等が当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われる場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に割増金、契約料等を加えた価格である。）

ロ　輸入貨物の売手が買手以外の第三者に対して何らかの債務を負っており、当該債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物に係る価格から当該弁済される額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に弁済される額を加えた価格である。）

ハ　輸入貨物の売手が買手に対して何らかの債務（例えば、融資金若しくは立替金を返済すべきこと又は過去の輸入取引に係る価格調整金、違約金若しくは損害賠償金を支払うべきこと）を負っており、当該債務の全部又は一部を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するため、当該債務の額を控除した残額を当該輸入貨物の仕入書価格とした場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格に相殺される額を加えた価格である。）

ニ　輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用により当該輸入貨物に係る仕入書価格について調整が行われる場合（この場合の現実支払価格は、調整を行った後の輸入貨物に係る価格である。なお、このような価格調整条項のあることが法第4条第2項第2号((課税価格の決定を困難とする条件))に該当すると認められる場合には、この取扱いは適用しないものとする。）

ホ　輸入貨物に係る仕入書価格に令第1条の4各号に規定するその額が明らかである費用等又は買付手数料が含まれている場合（この場合の現実支払価格は、仕入書価格から当該費用等又は買付手数料の額を控除した価格である。）

⑷　買手が自己のために行う活動のうち法第4条第1項各号((加算要素))に規定する加算の対象となる活動以外の活動に係る支払（例えば、買手のための広告宣伝、販売促進、アフターサービス等に係る支払）は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払に該当しないものとする。したがって、当該活動に係る費用は、現実支払価格に加算しない。

また、買手による売手への配当金の移転その他の支払であつて輸入貨物と関係のないもの（例えば、売手から受けた融資に対する金利の支払）は、当該輸入貨物の課税価格に算入しない。

⑸　輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡されるまでの間に輸出国（積替え国を含む。）で保管される場合、当該保管に要する費用で買手が負担するものは現実支払価格に含まれるものとする。

なお、輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれない。ただし、当該保管に要する費用が法第4条第1項第1号((輸入港までの運賃等))に規定する当該輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用に該当する場合には、現実支払価格に加算することとなるので留意する（後記4―8（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）⑸イ参照）。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平12第235号、平19第772号、平24第321号、平25第310号］

（別払金等がある場合の現実支払価格の算出）

4―2の2　輸入貨物の輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格が一致しないこととなる場合の取扱いは、前記4―2⑶によるほか、次に定めるところによる。

⑴　輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払（以下「別払金」という。）がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格である。

⑵　買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、別払金の支払が行われる場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に当該別払金を加えた価格である。当該輸入貨物に係る関税法第7条第1項((申告))に規定する申告（以下「納税申告」という。）が行われた後に当該調整が行われ、別払金の支払が行われたときも同様である。

(注)　この場合は、関税法第7条の14((修正申告))の規定により当該納税申告に係る課税標準又は税額（以下「税額等」という。）を修正する申告がされなければ、同法第7条の16((更正及び決定))の規定により当該税額等を更正することとなることに留意する。

⑶　買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、当該支払額の一部が買手に返金された場合の現実支払価格は、当該仕入書価格から返戻金を控除した価格である。当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に当該調整が行われ、買手による返戻金の受領が行われたときも同様である。

(注1)　この場合は、当該納税申告をした者は、関税法第7条の15((更正の請求))の規定により当該納税申告に係る税額等につき更正すべき旨の請求をすることができることに留意する。

(注2)　売手が本邦における販売代理店である買手に対して支払うリターン・コミッションの取扱いは、契約内容及び販売代理店としての活動実態等を勘案して個別に判断するものとするが、当該リターン・コミッションは、一般的には国内販売等の費用の補てんとして支払われるものであり、その場合には輸入貨物に係る価格の調整として支払われる返戻金とは認められないので、現実支払価格の算出に際して仕入書価格から控除しないものとする。

⑷　上記⑵及び⑶に定める取扱いは、当該価格調整条項があることが法第4条第2項第2号((課税価格の決定を困難とする条件))に該当すると認められる場合には、適用しない。

［追加：昭61第110号］

［一部改正：平12第652号、平19第772号、平25第310号］

（輸入貨物に係る検査費用の取扱い）

4―2の3　輸出国における輸入貨物の検査に要する費用の取扱いは、⑴から⑶までによる。

この場合において｢検査｣とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいう。

⑴　売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行つた検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入する。

⑵　買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が自己のために行つた検査に要した費用で買手が負担する場合は、課税価格に算入しない。

なお、売手と買手との合意に基づき検査機関等の第三者が行つた検査に要した費用の全部又は一部を買手が負担する場合の当該買手の負担する検査費用も同様に取り扱つて差し支えない。ただし、買手が検査機関等の第三者に支払う検査費用が売手への間接支払（売手が買手以外の第三者に対して負つている債務を買手が弁済する場合等）に該当する場合は、課税価格に算入する。

⑶　輸入貨物の製造過程において買手が検査を行う場合、当該検査に要する費用は、課税価格に算入しない。ただし、検査と合わせて製造作業に従事している場合は、当該業務を行う者に係る費用は売手のために行われた間接支払に該当するので留意する。

なお、｢製造作業｣及び｢当該業務を行う者に係る費用｣とは、次のような作業及び費用をいう。

イ　製造作業

　加工又は生産のための作業

　加工又は生産のための運搬等

ロ　当該業務を行う者に係る費用

　渡航費（支度金を含む。）

　滞在費

　賃金等（直接労務費に相当する費用）

［追加：昭61第110号］

［一部改正：平21第368号、平25第310号］

（輸入貨物に係る保証費用の取扱い）

4―2の4　輸入貨物に係る保証費用の取扱いは、⑴から⑷までによる。

この場合において「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれらに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（Warranty）又はギャランティ（Guarantee）と称されるものがこれに該当する。なお、輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が外国から無償で提供される場合、当該部品等は輸入取引により輸入される貨物には該当せず、当該部品等の課税価格は法第4条の2以下の規定により計算する。

⑴　輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が負担する当該保証の費用を考慮して当該輸入貨物の価格が設定されているときは、当該費用は現実支払価格に含まれ、その額を明らかにすることができる場合であっても、現実支払価格から控除しない。また、売手が当該費用を買手に対して仕入書価格とは別に請求し、買手が当該費用を支払う場合は、当該費用の額は仕入書価格に加算され、現実支払価格に含まれる。

⑵　輸入貨物の輸入取引に係る契約において売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行することとなっている場合で、売手が第三者との間で締結した保証契約により当該保証履行義務を当該第三者に移転し、買手が売手からの指示により当該保証の費用を当該第三者に支払うときは、当該費用は売手に対する間接支払に該当し、現実支払価格に含まれる。

⑶　売手と買手との間で輸入貨物の輸入取引に係る契約とは別に、売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して当該輸入貨物の代金と当該保証の費用を各々支払う場合において、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、売手が買手に対して当該輸入貨物の輸入取引をするために当該保証契約の締結を義務付けているときは、当該費用は現実支払価格に含まれる。

⑷　輸入貨物の買手が自己のために当該輸入貨物に係る保証の取決めを行い、当該保証の費用を負担するときは、当該費用は現実支払価格に含まれず、また、法第4条第1項各号((加算要素))に掲げる費用等にも該当しない。

［追加：平19第772号］

［一部改正：平25第310号］

（現実支払価格と数量値引きとの関係）

4―3　輸入貨物の売手が数量値引き（貨物の取引数量に応じた当該貨物の価格の割引き）を行うこととしている場合で、当該輸入貨物に係る納税申告の際に当該値引きが行われることが確定しており、かつ、当該値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、当該値引き後の価格が法第4条第1項に規定する現実支払価格となる。具体的には、次による。

⑴　売手が個々の輸入取引における取引数量に応じて値引きを行うこととしている場合において、買手が値引きの適用される数量の貨物を購入し、当該貨物について当該値引き後の価格を現実に支払うときは、当該貨物が分割して輸入され、個々の納税申告に係る輸入貨物の数量が当該値引きの適用される数量に満たない場合であっても、当該値引き後の価格が現実支払価格となる。

例

値引きの条件

（数量） （値引き） （単価）

1～9単位 なし 100

10～49単位 5％ 95

50単位以上 10％ 90

輸入取引

（数量） （値引き） （単価） （買手の支払額）

27単位 5％ 95 2,565(＝27×95)

この場合、5%の数量値引き後の単価（95）に基づく支払額（2,565）が現実支払価格となり、当該27単位について9単位ずつ3回に分割して輸入される場合にも、5%の数量値引き後の単価（95）に基づく支払額（各855）が現実支払価格となる。

⑵　売手が特定の期間（例えば１暦年）における累積取引数量に応じて値引きを行うこととしている場合において、買手による当該期間における累積取引数量が値引きの適用される数量となったため、買手が納税申告に係る輸入貨物について当該値引き後の価格を現実に支払うときは、当該値引き後の価格が現実支払価格となる。

なお、買手が当該輸入貨物について支払う価格が、当該値引きに加えて当該値引きが適用される前に輸入された貨物に係る遡及値引き相当額を控除した価格であるときは、当該遡及値引き相当額の控除は売手が買手に対して負っている債務を当該輸入貨物に係る価格の一部と相殺するものであることから容認されず、当該遡及値引き相当額は現実支払価格に含まれる（前記4―2(3)ハ参照）。

(注)　過去に輸入された貨物に係る現実支払価格は、当該貨物に係る納税申告の時点において遡及値引きが適用されることとなっていた場合は、当該遡及値引き後の価格となる。

例

イ　遡及値引きがない場合

値引きの条件

（年間累計取引数量） （値引き） （単価）

1～9単位 なし 100

10～49単位 5％ 95

50単位以上 10％ 90

輸入取引

①１回目（4月） 30単位

（年間累計取引数量） （値引き） （単価） （買手の支払額）

30単位 5％ 95 2,850(＝30×95)

この場合、5%の数量値引き後の単価(95)に基づく支払額(2,850)が現実支払価格となる。

②２回目（10月） 40単位

（年間累計取引数量） （値引き） （単価） （買手の支払額）

70単位 10％ 90 3,600(＝40×90)

この場合、10%の数量値引き後の単価(90)に基づく支払額(3,600)が現実支払価格となる。

ロ　遡及値引きがある場合

値引きの条件

（年間累計取引数量） （値引き） （単価）

1～9単位 なし 100

10～49単位 5％ 95

50単位以上 10％ 90

輸入取引

①１回目（4月） 30単位

（年間累計取引数量） （値引き） （単価） （買手の支払額）

30単位 5％ 95 2,850(＝30×95)

この場合、5%の数量値引き後の単価(95)に基づく支払額(2,850)が現実支払価格となる。

②２回目（10月） 40 単位

(年間累計取引数量) (値引き) (単価) (遡及値引き) (買手の支払額)

70単位 10％ 90 150 3,450

（＝30×5） （＝40×90-150）

この場合、累計取引数量が70単位となったことから、1回目の輸入取引に係る30単位の貨物に関しても10%の数量値引きが遡及的に適用されることとなり、40単位の貨物に係る10%の数量値引きに加えて、当該30単位の貨物に関して既に行われた5%の数量値引きとの差額分（150）に相当する遡及値引きも併せて適用され、当該２の値引き後の価格（3,450）が支払われるが、当該遡及値引きについては売手が買手に対して負っている債務の相殺に当たることから容認されず、当該40単位の輸入貨物自体に係る10%の数量値引き後の単価（90）に基づく支払額（3,600）が現実支払価格となる。

(注)　１回目の輸入取引に係る30単位の貨物について、当該貨物に係る納税申告の時点において遡及値引きが適用されることとなっていた場合は、当該貨物に係る現実支払価格は当該遡及値引き後の価格（2,700）となる。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第652号、平16第349号、平19第772号］

（現実支払価格と決済条件との関係）

4―4　法第4条第1項に規定する現実支払価格と決済条件との関係については、次による。

⑴　法第4条第1項に規定する現実支払価格は、輸入取引における実際の決済条件に対応する価格である。したがって、輸入貨物に係る輸入取引の決済条件が当該輸入貨物若しくはその船積書類の受領と同時又はそれ以前に代金を支払う条件である場合には、当該決済条件に基づき実際に支払われる価格が現実支払価格となる。

⑵　輸入貨物の輸入取引に係る契約において現金値引きが取り決められている場合の取扱いは、次による。

イ　当該輸入貨物に係る納税申告の時までに当該値引き後の価格が買手により現実に支払われているときは、当該価格が現実支払価格となる。

ロ　当該輸入貨物に係る納税申告の時までに代金が支払われていない場合であっても、買手が当該値引き後の価格を現実に支払うことを予定しているときは、当該値引き後の価格を現実支払価格として取り扱って差し支えない。ただし、当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に、当該値引きが適用されないことが明らかになったときは、関税法第7条の14((修正申告))の規定により当該納税申告に係る税額等を修正する申告がされなければ、同法第7条の16((更正及び決定))の規定により当該税額等を更正することとなることに留意する。

⑶　輸入貨物に係る輸入取引が延払条件付取引（当該輸入貨物又はその船積書類の受領後に代金を支払う条件が付された取引をいう。）である場合において、延払金利の額が明らかであるときは、当該延払金利の額は、現実支払価格に含まれないこととなるので留意する（令第1条の4第4号）。

この場合において｢延払金利の額が明らかであるとき｣とは、次のすべての要件を充足する場合をいう。

イ　延払金利の額が現実支払価格と区別されていること

ロ　延払金利に関する取決めが書面で行われていること

ハ　税関が要請する場合、買手は次の事項を挙証する資料等を提示することができること

　現実支払価格（延払金利の額を含まない。）として申告した価格で、貨物が現実に販売されていること

　当該取引に係る延払金利の利率が、金融を与えられた国及び時点における一般的な水準を超えていないこと

なお、本規定は、法第4条第1項の規定により課税価格を計算する方法以外の方法によって計算する場合にも準用する。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号（全面改正）、平5第348号、平19第772号］

（データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価）

4―5　データ処理機器に使用されるソフトウェアを記録したキャリアメディアの評価については、次による。

⑴　用語の意義

この項において用いる用語の意義は、それぞれ次による。

イ　「ソフトウェア」とは、データ処理機器の運用に関係する計算機プログラム、手順、規則又はデータ処理機器に使用されるデータをいう。ただし、サウンド、シネマチック及びビデオ・レコーディングは含まない。

ロ　「キャリアメディア」とは、磁気テープ、メタルテープ、磁気ディスク、カードその他これらに類するものでソフトウェアを運搬又は貯蔵するための物品をいい、集積回路、半導体及び類似のデバイス並びにこれらの回路やデバイスを組み込んだ物品を含まない。

⑵　評価上の取扱い

イ　ソフトウェアを記録しているキャリアメディアの課税価格は、当該ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別される場合はキャリアメディアの価格とする。

ロ　キャリアメディアの価格には、キャリアメディア自体の価格、ソフトウェアをキャリアメディアに記録するための費用等を含む。

⑶　税関における確認の時期及び方法

ソフトウェアの価格がキャリアメディアの価格と区別されているか否かの確認は、原則として当該キャリアメディアに係る納税申告の時、仕入書等の関係書類に基づいて行う。

(注)　この項の規定は、ソフトウェアがキャリアメディア以外の貨物に記録又は内蔵されている場合の当該ソフトウェアの評価上の取扱を定めたものではない。

［全部改正：平15第346号］

（輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課の意義）

4―6　法第4条第1項に規定する「輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の公課」とは、輸出国において輸入貨物について課せられるべき関税、内国税その他の租税及び課徴金であって、輸出国の法令の規定によって、当該輸入貨物の輸出を条件として軽減（免除を含む。）又は払戻しをされるものをいう

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―5を変更）、平25第310号］

（現実支払価格への運賃等の加算）

4―7　法第4条第1項の規定に基づき、現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合の取扱いは、次による。

⑴　現実支払価格に同項各号に掲げる運賃等の額を加算する場合には、当該運賃等の額で当該現実支払価格に含まれていないものを加算する。

⑵　同項各号に掲げる運賃等の額の加算は、客観的なかつ数値化された資料に基づいて行う。なお、当該運賃等を加算する必要がある場合において、当該運賃等に係る客観的なかつ数値化された資料がないときは、法第4条の2以下の規定により課税価格を計算する。

⑶　複数の輸入貨物に係る同項各号に掲げる運賃等が一括して支払われる場合には、当該運賃等を個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分して、当該輸入貨物の課税価格に算入するものとする。ただし、次に掲げる費用等の額の加算について輸入者から希望する旨の申し出があり、かつ、課税上その他特に支障がないと認められるときは、当該費用等の額は、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入することとして差し支えない。

イ　同項第3号に掲げる費用

ロ　同項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であって、個々の輸入貨物への按分が困難と認められるもの

なお、本規定は、別払金がある場合において前記4―2の2の規定により現実支払価格を算出するとき及び法第4条第1項の規定により課税価格を決定する方法以外の方法によって課税価格を決定する場合についても準用する。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号、平19第772号、平25第310号］

（課税価格に含まれる輸入港までの運賃等）

4―8　法第4条第1項第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「輸入港」とは、本邦において外国貿易船又は外国貿易機から輸入貨物の船卸し又は取卸し（仮陸揚げを除く。以下「船卸し等」という。）がされた港をいう。

⑵　「輸入港に到着する｣とは、単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいう。

⑶　「輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送費用を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。

イ　輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、当該運送契約に基づき当該運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終的に支払われる費用をいい、次のからに掲げる費用を含む。

なお、輸入貨物が最低運賃（Minimum Freight）又はパーセル運賃（Parcel Freight）が適用される少量貨物である場合は、実際に支払われる当該最低運賃又はパーセル運賃をいう。

また、輸入貨物が積載数量を特約した航海用船契約に基づき運送された場合は、実際の積載数量が当該特約数量に満たなかったときであっても、当該契約に基づき実際に支払われた運賃をいう。ただし、実際の積載数量が特約数量より著しく少ない場合には、当該支払われた運賃に合理的な調整を加えて「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等」（後記⑻参照）を計算する。

　輸入貨物を運送するために要した積付資材費、船舶改装費等の費用

(注)　当該費用が2回以上の運送のためのものであるときは、原則として、運送回数、数量等を考慮してあん分した当該運送に要した額

　為替相場の変動による補てん金

　コンテナー賃借料（輸入港到着日（入港日を含む。）までの期間に対応する額が明らかな場合には、当該賃借料の額は、当該期間に対応する額によるものとし、輸入港到着日の翌日以降の期間に対応する額を含まないものとする。）

ロ　輸入貨物が運送貨物を積載しないで引渡港から輸入港まで自力運航により直行した船舶又は航空機である場合は、当該船舶又は航空機の燃料費、乗組員費等当該運航に要した費用をいう。

ハ　輸入貨物が買手の所有する船舶（航空機）又は買手が定期（期間）用船（機）し若しくは裸用船（機）した船舶（航空機）により運送された場合は、当該船舶（航空機）の減価償却費又は用船（機）料に、燃料費、乗組員費、保険料等の費用を加えたものをいう。ただし、当該運送の状況を勘案して、通常必要とされる費用の額を著しく超える費用の額がある場合には、当該著しく超える額を控除するものとする。

ニ　輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の停泊期間が船舶の大きさ、港湾の状況等に応じて標準的な許容停泊期間と認められる期間を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別の事情があるときは、この限りでない。

ホ　輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該用船契約において予定された航海日数を超える航海日数を要したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は、運賃に含まれるものとして取り扱う。ただし、実際の航海日数が船舶の性能、航路の状況等に応じて標準的な航海日数と認められる日数を著しく超える場合であって、その発生原因からみて当該支払金を課税価格に算入することが適当でないと認められるような特別な事情があるときは、この限りでない。

ヘ　輸入貨物の運送に関し、輸入港において発生する滞船料（発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。）及び早出料は、輸入港までの運賃の計算上考慮しないものとして取り扱う。

(注) 　輸入港までの運賃（80）に輸入港において滞船料（10）が発生し運賃として 90 を支払う場合又は輸入港までの運賃（80）に輸入港において早出料（10）が発生し運賃として 70 を支払う場合における輸入港までの運賃はいずれも 80 となる。

⑷　「保険料」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に関して実際に要した保険料をいい、当該輸入貨物の輸出港までの運送に係る保険料を含み、次に掲げる場合には、それぞれに定めるところによる。

イ　輸入貨物に保険が付されていない場合は、通常必要とされる保険料を見積もることとはならない。

ロ　輸入貨物に付された保険がFuller Conditionによる保険（分損担保を基本とし、これにより担保されない雨淡水濡れ担保、汗蒸れ担保等を付加するもの）等で、損害がなかった場合に保険料の一部が払い戻されることとなっており、かつ、納税申告時の状況により払い戻される保険料の額が明らかである場合は、当該払い戻される額を控除した保険料をいう。

ハ　輸入貨物に保険が付されている場合であって、当該輸入貨物に係る納税申告時に当該保険料の額が明らかでないことを理由として、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る保険料として申告するときは、これを認めても差し支えないこととする。ただし、以下について留意する。

　当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に実際に要した保険料の額が申告額と異なることが明らかになったときは、関税法第7条の14((修正申告))の規定により当該納税申告に係る税額等を修正する申告がされなければ、同法第7条の16((更正及び決定))の規定により当該税額等を更正することとなること

　納税申告が上記の公示額により行われた場合で、上記により当該納税申告の修正又は更正が行われたときは、関税法第12条第6項((延滞税の免除))に規定する「やむを得ない理由により税額等に誤りがあつたため」に該当しないこと

　納税申告が上記の公示額により行われた場合で、上記により当該納税申告の修正又は更正が行われたときは、関税法第12条の2第4項第1号に規定する「正当な理由」に該当しないこと

ニ　上記ハに規定する「税関長が公示する額」の意義及び取扱いは、次による。

　「税関長が公示する額」とは、暦年（1月から12月）の輸入申告実績に基づき通常要すると認められる保険料の額であり、当該輸入申告実績を基に関税局長が毎年決定することとする。

(注)　上記の額は、輸入申告実績における保険料又はC&F価格に対する保険料比率の中央値（メディアン）を参照して決定する。

　関税局長は、上記により決定される額を、その公示日及び適用対象期間並びに算出根拠も含めて税関長に通知することとする。

　税関長は、上記の通知を受けた場合には、公示日から当該額の適用対象期間が終わるまでの間、本関、各税関支署、各税関出張所及び各税関支署出張所において、当該額を公示することとする。

⑸　「その他当該運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいい、次に掲げる費用を含む。

イ　輸出国における積込み前の一時的保管料

例えば、輸出国の工場渡価格で購入された貨物が、船積予定船の到着遅延により、当該船舶が到着するまでの間一時的に輸出港で保管される場合の当該保管に要する費用

ロ　輸出の際に税関手続等に要した費用

ハ　輸出国において要したコンテナー・サービス・チャージ

⑹　輸入港までの運賃等は、買手により負担されるものであるか否かを問わず、現実支払価格に含まれていない限度において、当該現実支払価格に加算する。例えば、次に掲げる場合は、それぞれに定めるところにより取り扱う。

イ　輸入取引に係る契約において輸入貨物の輸入港までの運賃を売手が負担することとされている場合（CFR又はCIF契約等の場合）は、当該運賃は現実支払価格に含まれているものとして取り扱い、当該輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用の額を確認することは要しない。ただし、買手が現実支払価格のほかに当該輸入貨物の輸入港までの運送費用を別途負担するときは、買手による当該別途負担額を当該現実支払価格に加算する。

ロ　輸入取引に係る契約において輸入貨物の輸入港までの運賃を買手が負担することとされている場合（FOB契約等の場合）は、当該運賃は現実支払価格に含まれていないものとして取り扱い、当該輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用の額を、その負担者を問わず、当該現実支払価格に加算する。

ハ　輸入取引に係る契約において船舶により運送されることとされていた輸入貨物が航空機によって運送された場合の取扱いは、法第4条の6第1項((航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例))の規定の適用を受ける場合を除き、次による。

　当該契約において売手が輸入港までの運賃を負担することとされていた場合（CFR又はCIF契約等の場合）は、当該運送方法の変更に伴う費用を買手が負担するときは、買手による当該負担額を現実支払価格に加算するが、当該運送方法の変更に伴う費用を売手が負担するときは、売手による当該負担額は現実支払価格に含まれているものとして取り扱う。

　当該契約において買手が輸入港までの運賃を負担することとされていた場合（FOB契約等の場合）は、当該運送方法の変更に伴う費用の額を、その負担者を問わず、現実支払価格に加算する。ただし、当該運送方法の変更に伴う費用が、当該契約における取決めに従って売手により負担される場合は、売手による当該負担額は現実支払価格に含まれているものとして取り扱う。

⑺　輸入港までの運賃等は、次に掲げるような輸入貨物の輸入港到着後の運賃等を含まない。ただし、当該輸入港到着後の運賃等の額が明らかでなく、当該明らかでない額を含んだものとしてでなければ把握できない場合は、当該明らかでない額を含んだ額を輸入港までの運賃等として取り扱う。

イ　輸入港における船卸し等の費用（例えば、船内荷役、沿岸荷役その他これらに類する荷役のための費用）

ロ　輸入港到着後に行われた船舶の復旧に係る費用

ハ　国内運賃

ニ　航海用船契約に基づき輸入貨物の運送をした船舶の復路の空船回漕料

ホ　輸入税保険（Duty Insurance）に係る保険料

へ　国内運送に係る保険料

ト　輸入貨物の運送に関連する「着払運賃取扱料」（Collect Charge）及び「立替手数料」（Disbursement Fee)

⑻　輸入港までの運賃等は、輸入貨物（法第4条の6第1項((航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例))に規定する貨物に該当するものは除く。）の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等による（令第1条の5第1項）。この場合において、「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等」とは、当該貨物の種類及び数量並びに運送条件（運送手段の種類、運送経路等をいう。）等を勘案して、通常必要とされると認められる輸入港までの運送のための運賃等をいい、例えば、次に掲げる場合は、「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合」に該当するものとして、それぞれに定める運賃等を「通常必要とされる当該輸入港までの運賃等」として取り扱う。

イ　輸入貨物の輸入取引に係る契約（運送条項を含む契約に限る。）又は輸入貨物の運送契約の成立の時以後に、天災、戦争、動乱、港湾ストライキ等当該貨物の輸出者（売手を含む。）又は輸入者（買手を含む。）の責めに帰し難い理由により、当該契約に基づく運送方法及び運送経路により運送することができなかった場合･･････実際の運送方法及び運送経路のいかんにかかわらず、当該契約が前提とする運送方法及び運送経路により運送されたものとした場合の通常の運賃

ロ　運送契約に係る揚港若しくは入港順位を変更し、又は積港若しくは揚港を追加したため割増料金を支払っている場合において、当該割増料金の額が、変更後の揚港で船卸し等をし若しくは変更後の入港順位で寄港し、又は追加後の積港若しくは揚港で積込み若しくは船卸し等をすることを条件として運送契約をしていたものとした場合に支払うことを要したと認められる割増料金の額（例えば、運送距離の増加により必要とされる額）を著しく超えることとなった場合････当該支払うことを要したと認められる割増料金の額（後記(注)参照）

この場合において、当該支払うことを要したと認められる割増料金の額は、原則として、当該変更又は追加に係る貨物の課税価格に含めるものとするが、運送委託者からこれと異なる運賃の計算について申出（運送委託者が複数の場合には、全運送委託者の合意に基づく申出）があり、課税上支障がないと認められるときは、当該申出に係る計算方法によって差し支えない。

(注)　当初から当該変更後又は追加後の条件により運送契約をしていたものとした場合に支払うことを要しなかったと認められる額（例えば、揚地変更に伴う荷繰りに要する費用）は、通常必要とされる運賃等に含まれない。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平12第235号、平12第652号、平16第349号、平19第772号、平21第368号、平26第318号、平27第341号、平28第1285号、令3第754号］

（課税価格に含まれる仲介料その他の手数料）

4―9　法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（以下「買付手数料」という。）」以外のものは、課税価格に算入する。

⑵　仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、下記⑶により買付手数料に該当する手数料を除く次のような手数料は、課税価格に算入することとなる。

(注)　当該手数料の額は、通常、当該業務の内容に応じ当該輸入取引の額（輸入貨物代金）に対する百分率として約定されることに留意する。

イ　売手及び買手のために輸入取引の成立のための仲介業務を行う者に対し買手が支払う手数料

ロ　輸入貨物の売手による販売に関し当該売手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料

この場合において、「売手に代わり業務を行う者」とは、売手の管理の下で、売手の計算と危険負担により次のような業務を行う者をいう。

　契約の成立までの業務（例えば、買手を探し、買手から注文を取る業務）

　商品の引渡しに関する業務（例えば、貨物を保管し、配送を手配する業務）

　その他（例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務）

⑶　買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には、イからハまでによる。

(注)　 買付手数料は、通常、貨物代金とは別に支払われること、また、その額は、通常、手数料を受領する者が輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う業務の内容に応じ当該輸入貨物代金に対する百分率として約定されることに留意する

イ　手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担によりからまでのような業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

(注)　当該手数料を受領する者が売手又は売手と特殊関係にある者と特殊関係にある場合には、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高いことに留意する。

　契約の成立までの業務（例えば、供給者を探し、買手の要求を売手に通知し、見本を集める業務）

　商品の引渡しに関する業務（例えば、貨物を検査し、貨物についての付保、運送、保管、引渡しを手配する業務）

　決済の代行に関する業務（ただし、手数料を受領する者が自己の資金により輸入貨物代金の支払を行う場合には、自己の計算と危険負担の下で活動し荷主としての損失を被っていたり又は利益を得ていたりする可能性があることに留意する。）

　その他（例えば、クレーム処理に関する交渉を行う業務）

ロ　手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行っているという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ　税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

(注)　手数料を受領する者が買手にあて輸入貨物代金と手数料を併記した仕入書を作成している場合には、当該手数料を受領する者が当該輸入貨物の売手となる可能性があることに留意する。

なお、手数料を受領する者が、上記イに掲げるような輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う当該買付けに係る業務に加えてその他の役務（例えば、当該輸入貨物を工場から輸出港又は輸出場所へ輸送することについて手配するのではなく、自ら貨物を輸送する等）を提供し、当該役務の対価を含む手数料を買手が支払う場合、当該手数料の総額を買付手数料に該当するものとして取り扱うことはできない。ただし、当該手数料のうち、輸入貨物の買付けに関し買手を代理して行う買付けに係る業務の対価に相当する額を買手が証明した場合は、当該相当する額は買付手数料に該当するものとして取り扱うものとする。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―8を変更）、平16第349号、平18第1246号、平21第368号、平25第310号］

（課税価格に含まれる容器の費用）

4―10　輸入貨物の容器の費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号ロ((課税価格に含まれる容器の費用))に規定する費用に該当し、当該容器が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、同項第3号((買手が無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用))に規定する費用に該当する。

なお、「容器」とは、法別表関税率表の解釈に関する通則5((ケースその他これに類する容器並びに包装材料及び包装容器の取扱い))の規定により「当該物品に含まれる」ものとされるケースその他これに類する容器及び包装容器をいい、法第14条第11号((再輸入する容器の無条件免税))、第14条の2((再輸入減税))又は第17条第1項第2号((再輸出する容器の免税))の規定により、関税が軽減され又は免税されるものを除くものとする。

［全部改正：平15第346号］

（課税価格に含まれる包装に要する費用）

4―11　輸入貨物の包装に要する費用については、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には法第4条第1項第2号ハ((課税価格に含まれる包装に要する費用))に規定する費用に該当し、当該包装が輸入貨物の一部を構成する場合で当該費用が当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、法第4条第1項第3号((買手が無償で又は値引きをして提供した物品又は役務の費用))に規定する費用に該当する。

なお、法第4条第1項第2号ハ((課税価格に含まれる包装に要する費用))に規定する「包装に要する費用」には、材料費のほか、人件費その他の費用を含むものとする。

［全部改正：平15第346号］

（課税価格に含まれる物品及び役務に要する費用）

4―12　法第4条第1項第3号の費用に関する取扱いについては、次による。

⑴　法第4条第1項第3号イに規定する「材料、部分品又はこれらに類するもの」には、商標ラベル、商品ラベル等（我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている品質表示が併せて表示されているものを含む。）を含むものとする。ただし、食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品に対する品質、洗濯ラベル等我が国の法律等に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているラベルは含まないものとし、当該ラベルに要する費用の額は課税価格に算入しないものとする

⑵　法第4条第1項第3号ロに規定する「工具、鋳型又はこれらに類するもの」には、機械、設備、金型、ダイス等を含むものとする。

⑶　法第4条第1項第3号ハに規定する「当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品」には、燃料、触媒等を含むものとする。

⑷　法第4条第1項第3号ニに規定する｢技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの｣（以下、この項において｢技術等｣という。）とは、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたものをいい（令第1条の5第3項）、例えば、次のような場合がこれに該当する。

この場合において、｢本邦以外において開発された｣とは、実際の作成が、本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問わないので留意する。

イ　買手が外国において開発された製法に係る技術（ノウハウを含む。）を有償で取得し、当該技術を無償で海外の生産者に提供し、これに基づき輸入貨物を生産させた場合

ロ　買手が外国において作成された意匠を購入し、当該意匠を無償で海外の生産者に提供し、これに基づき輸入貨物を生産させた場合

⑸　令第1条の5第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」及び同条第4項第2号に規定する「当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用」とは、一般的な競争的条件の下に輸入貨物の買手が当該物品又は当該技術等を購入又は賃借をするとした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいう。例えば、買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により当該物品を購入するような場合には、一般的な競争的条件の下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない。

⑹　次のような場合には、各々に定める方法により法第4条第1項第3号の費用の額を計算するものとする。

イ　買手により提供された物品中に生産ロスを見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等を含む費用の総額とする。

ロ　買手により提供された物品を生産するために他の物品又は役務（本邦において開発されたものを含む。）が使用された場合において、買手（輸入貨物の国内販売先等を含む。）が直接又は間接に当該他の物品又は役務の費用を負担しているときは、当該他の物品又は役務の費用を含む費用の総額とする。

ハ　買手により提供された物品又は技術等を賃借した場合には、賃借料を基に上記⑸の「通常要する費用」の額を計算するものとする。なお、技術等の権利が消滅状態にある場合には、当該技術等に係る資料の写し等を入手するための費用の額によるものとする。

ニ　買手が物品を取得する又は技術等の提供を受けるために要した費用（買手が自己の代理人に対し支払う手数料等）の額は、令第1条の5第2項第2号及び同条第4項第2号に定める「通常要する費用」の額に含めるものとする。

ホ　買手が物品又は技術等を携帯して輸出し提供した場合等であって、当該提供に要した「運賃、保険料その他の費用」の額が明らかでないときは、通常必要とされる運賃、保険料その他費用の額により算出するものとする。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号（全面改正）、平5第348号、平12第235号（項番号4―11を変更）、平16第349号、平18第1246号、平21第368号、平24第321号、平25第310号］

（課税価格に含まれる特許権等の対価）

4―13　法第4条第1項第4号((課税価格に含まれる特許権等の対価))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもので政令で定めるもの｣（以下｢特許権等｣という。）とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものをいう。

なお、｢特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるもの｣とは、特許権その他の工業所有権にはいたらないが、生産その他の事業等に関して繰り返して使用される程度に確立された技術上の創作、独自の考案、秘けつその他経済的価値を有するもの（例えば、ノウハウ、登録されていない意匠等）をいう。

⑵　特許権等の使用に伴う対価は、「輸入貨物に係る」ものであり、かつ、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの」である場合には、当該輸入貨物の課税価格に算入する。

⑶　｢輸入貨物に係る｣特許権等の使用に伴う対価とは、輸入貨物に関連のあるものをいい、例えば、次のような場合における特許権等の対価をいう。

イ　特許権（実用新案権についても同じ。）については、輸入貨物が特許発明である物品（特許発明である物品の生産に専ら使用される部品、材料等を含む。）である場合、特許製法による生産物である場合、方法特許を実施するための物品である場合

ロ　意匠権については、輸入貨物が意匠（模様、形状等）を有している場合

ハ　商標権については、輸入貨物が商標を付したものである場合又は加工後に商標が付されるものである場合

ニ　著作権（著作隣接権についても同じ。）については、輸入貨物が著作権の対象を含んでいるものである場合（例えば、録音したテープに著作権の具体的内容である歌詞、旋律等が記録されている場合）

なお、特許権等のうち、上記に掲げるもの以外のものについては、上記に準じて取り扱うものとする。

⑷　「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけではなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約の内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとし、例えば次のような対価をこれに該当するものとして取り扱うものとする。

イ　輸入貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者及び著作隣接権者並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものを有する者をいう。以下この項において同じ。が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該輸入貨物を購入するために支払うことを要する当該特許権等の使用に伴う対価

ロ　輸入貨物に係る特許権者等が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該特許者権等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

ハ　輸入貨物に係る特許権者等が売手の親会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

(注) 上記ハの場合には、輸入貨物に係る特許権者等と売手とが親子関係以外の特殊関係にある場合においても該当する可能性が高いことに留意する。

ニ　売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払う当該特許権等の使用に伴う対価

ホ　売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該売手に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価

ヘ　買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該特許権者に対して支払う当該特許権の使用に伴う対価

⑸　「輸入貨物を本邦において複製する権利」（以下「複製する権利」という。）とは、輸入貨物を本邦において物理的に複製する権利その他の輸入貨物に化体され又は表現されている考案、創作等を本邦において複製する権利をいい、例えば、次に掲げる権利がこれに該当する。

なお、複製する権利の取扱いに際しては、複製することが複製する権利の対象であること、複製する権利が売買契約その他契約で買手に付与されていること及び複製する権利を有する者（当該者から再許諾権を付与された者を含む）が複製する権利の対価の支払を要求していることについて確認すべきことに留意する。

イ　特許発明が実施されている機械が輸入された場合において、これと同じものを本邦において製造する権利

ロ　特許発明が実施されている遺伝子操作により生み出された昆虫種が輸入された場合において、当該昆虫種を本邦において繁殖させる権利

ハ　特許発明が実施されている細菌株であってワクチン製造に使用するものが輸入された場合において、当該細菌株を本邦において純粋培養する権利

ニ　意匠が実施されているおもちゃの原型が輸入された場合において、当該原型を使用して、同じものを本邦において製造する権利

ホ　著作権の対象である写真が輸入された場合において、当該写真を使用した写真集を作成するため、当該写真を本邦において印刷する権利

ヘ　著作権の対象である音楽が編集された録音テープが輸入された場合において、当該録音テープを本邦においてダビングする権利

ト　回路基盤を効率的に利用するため開発された、回路配置利用権の対象である回路図が輸入された場合において、当該回路図を利用して、回路基盤を本邦において作成する権利

チ　意匠が実施されている新型自動車の縮小モデルが輸入された場合において、当該縮小モデルを使用して、当該意匠が実施されている自動車を本邦において製造する権利

リ　意匠が実施されている彫像の原型が輸入された場合において、当該原型を使用して、当該意匠が実施されている小売販売用の彫像ミニチュアを本邦において製造する権利

ヌ　意匠（衣服デザイン）が実施されている型紙又はトワルが輸入された場合において、当該型紙又はトワルを使用して、当該意匠が実施されている衣類を本邦において製造する権利

ル　著作権の対象である漫画キャラクタが描かれたセル画が輸入された場合において、当該セル画を使用して、漫画キャラクタを本邦においてポストカードに付す権利

ヲ　著作権の対象である小説の原稿が輸入された場合において、当該原稿を使用して、当該小説を本邦において書籍化する権利

ワ　著作権の対象である映画が収録されたフィルムが輸入された場合において、当該フィルムを使用して、当該映画を本邦において上映する権利

⑹　輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、買手により支払われた当該輸入貨物を本邦において頒布し又は再販売するための権利を取得するための対価は、当該輸入貨物の輸入取引をするために支払われたものでないときは、当該輸入貨物の課税価格に算入しない

⑺　輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価を課税価格に算入する場合の具体的な計算は、次による。

イ　当該対価が一括して支払われる場合には、当該支払われる総額を算入する。

ロ　当該対価が分割して支払われる場合において、各分割支払額が確定しているときは、その総額を算入する。

ハ　当該対価が当該輸入貨物を使用して生産される製品の出来高に応じて支払われる場合において、支払われることとなる総額（支払の最低額について取決めがあり、当該総額が当該最低額を超えるときは、当該総額）を計算することができるときは、当該総額を算入する。この場合における使用年数については、輸入貨物の耐用年数、技術革新による陳腐化等を考慮し、出来高については、当該輸入貨物の生産能力、生産される製品の需要状況等を考慮するものとする。なお、これにより計算された総額と実際に支払われた額とがかい離することとなつたときは、必要に応じ、調整を行うものとする。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―12を変更）、平18第720号、平25第310号］

（課税価格に含まれる売手帰属収益）

4―14　法第4条第1項第5号((課税価格に含まれる売手帰属収益))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢輸入貨物の処分又は使用による収益｣とは、当該輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃等を構成するものをいう。

⑵　同号の規定により課税価格に算入することとなる収益には、例えば、輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤がある。なお、買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物に関係のないものは、当該収益に該当しないので留意する。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―13を変更）、平18第1246号］

（輸入取引に関する特別な事情）

4―15　輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかがある場合には、当該輸入貨物の課税価格は、法第4条第1項によらず、法第4条の2以下の規定により計算する。ただし、法第4条第2項第4号に該当する場合であっても、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に定める同種又は類似の貨物の課税価格と同一の額又は近似する額であることを輸入者が証明したときは、この限りでない（後記4―20参照）。

なお、輸入貨物に係る輸入取引に関して次のような事情があることのみにより、法第4条第1項の適用を排除することとはならないので留意する。ただし、輸入貨物に係る輸入取引に関して次の⑴から⑶までの事情がある場合には、当該輸入取引に関し法第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事情の有無について十分な検討を行うものとする。

⑴　輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物と同種の貨物の市価よりも低価であること

⑵　輸入貨物の取引価格が、当該輸入貨物の製造原価よりも低価であること

⑶　輸入貨物が、法第8条第1項に規定する「不当廉売された貨物」であること

(注)　法第8条第1項に規定する「不当廉売差額」は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第4条第1項第1号に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。

⑷　輸入貨物が、法第7条第1項に規定する「外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物」であること

(注)　当該補助金は当該輸入貨物に係る現実支払価格に含まれず、法第4条第1項第1号に掲げる費用等にも該当しないことから、課税価格に算入しない。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―14を変更）、平19第772号、平20第721号］

（買手による輸入貨物の処分等についての制限）

4―16　輸入貨物に係る輸入取引に関し、法第4条第2項第1号((買手による輸入貨物の処分等についての制限))に規定する買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限がある場合（例えば、輸入貨物を売手の指示に従って展示用又は慈善用してのみ使用させることを条件としてその価格を実質的に引き下げて輸入取引をした場合、特殊関係にある者のみに再販売させることを条件として実質的に価格を引き下げて輸入取引をした場合）には、当該輸入貨物の課税価格は、法第4条の2以下の規定により計算する。ただし、次のような制限は、法第4条第1項の適用を排除するものではないので留意する。

⑴　買手による輸入貨物の販売が認められる地域についての制限（令第1条の7第1号）。例えば、輸入貨物の買手である独占販売権者が売手から当該輸入貨物を再販売することができる地域について制限を受けているときは、これに該当する。

⑵　買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で法令により又は国若しくは地方公共団体により課され又は要求されるもの（同条第2号）。例えば、輸入医薬品についてて医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく使用方法等の制限があるときは、これに該当する。

⑶　上記⑴及び⑵に掲げるもののほか、買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限で当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えていないと認められるもの（同条第3号）。例えば、輸入自動車のモデルイヤーの初日に先立って国内でこれを販売し又は展示することを禁止することや、販売代理人を通じた消費者への訪問販売形式により事業を行っている売手が、買手に対して当該形式による輸入貨物の国内販売を義務付けることは、これに該当する。

(注)　買手による輸入貨物の処分又は使用についての制限が当該輸入貨物の取引価格に実質的な影響を与えているか否かの判断は、制限の種類、輸入貨物の種類、産業の種類及び商慣行並びに価格への影響の商取引上の重要性等の要素を考慮して行うものとする。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平12第235号（項番号4―15を変更）、平19第772号、平27第341号］

（課税価格の決定を困難とする条件）

4―17　法第4条第2項第2号((課税価格の決定を困難とする条件))に規定する輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件に関する取扱いは、次による。

⑴　輸入貨物に係る輸入取引に当該輸入貨物の課税価格の決定を困難とする条件が付されている場合は、当該輸入貨物の課税価格は、法第4条の2以下の規定により計算する。例えば、次のような場合がこれに該当する。

イ　輸入貨物の買手が特定の数量の他の貨物をも購入することを条件として、売手が当該輸入貨物の価格を設定する場合

ロ　輸入貨物の買手が売手に販売する他の貨物の価格に、当該輸入貨物の価格が依存している場合

ハ　輸入貨物の売手が、特定の数量の完成品を受け取ることを条件として、その半製品である当該輸入貨物を買手に提供する形態その他これに類する特殊な支払の形態を基礎として、輸入貨物の価格が設定される場合

⑵　輸入貨物に係る輸入取引について、条件（法第4条第1項各号に掲げる事項又は買手が自己のために行う活動に係る条件を除く。）が付されている場合において、当該条件に係る額が明らかであるときは、当該条件は課税価格の決定を困難とする条件に該当しない。この場合、当該条件に係る額は当該輸入貨物の現実支払価格に含まれるものとして、法第4条第1項((課税価格の決定の原則))の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算する。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―16を変更）、平19第772号］

（特殊関係の意義）

4―18　法第4条第2項第4号に規定する｢特殊関係｣とは、同号に規定する「一方の者と他方の者とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となつている」場合における当該一方の者と他方の者との関係のほか、令第1条の8に定める関係をいうが、これらの規定に関する用語の意義は、次による。なお、同条に規定する者には、法人を含むものとする。

⑴　｢取締役その他の役員｣（法第4条第2項第4号）とは、取締役、監査役、理事、監事等をいう。

⑵　｢法令上認められた共同経営者｣（令第1条の8第1号）とは、それぞれ、その金銭、資産、労務、技術等を出資し、共同事業を営む者をいう。

⑶　一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合には、当該一方の者は当該他方の者を｢支配｣しているものとする（令第1条の8第4号。なお、同条第6号及び第7号においても同様に取り扱うものとするが、同条第3号及び第5号に該当する場合を除く。）。

この場合、原則として、締結及び解除が自由な契約に基づき民事法上通常発生する権利義務関係は含まず、一方の者が他方の者の事業経営の根幹（例えば、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更）について拘束し又は指図する関係に限るものとする。

⑷　｢親族｣（同条第8号）とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平12第235号（項番号4―17を変更）、平19第772号、平25第310号］

（特殊関係による取引価格への影響）

4―19　輸入取引の売手と買手とが法第4条第2項第4号に規定する特殊関係にある場合において当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えているか否かについて審査する場合の取扱いについては、次による。

なお、当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないことについて疑義がない場合（例えば、売手及び買手について既に詳細な情報を取得していることにより、当該特殊関係が輸入貨物の価格に影響を与えていないと認める場合）又は輸入者が法第4条第2項ただし書きの規定により当該特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えていないことを証明した場合は、当該審査をすることは要しない。

⑴　輸入者から提出された資料その他の資料を参考として、当該輸入貨物の価格の成立の仕組み、取引関係の実態その他当該輸入取引の種種の側面について必要な検討を行うことにより、当該特殊関係の取引価格への影響の有無について審査するものとする。この場合において、輸入取引の売手と買手が特殊関係にないような状態で当該輸入取引を行っていることが判明したときは、当該特殊関係による取引価格への影響がないものとして取り扱う。例えば、次のような場合には、これに該当する。

イ　輸入貨物に係る産業での通常の価格設定に関する慣行に適合する方法で当該輸入貨物の価格が設定されている場合

ロ　輸入貨物の売手がこれと特殊関係にない本邦の買手に販売する場合の価格設定方式に適合する方法で当該輸入貨物の価格が設定されている場合

ハ　輸入貨物の価格が当該輸入貨物に係るすべての費用に、売手によるこれと同類の貨物の販売に係る通常の利潤を加えた額を回収するのに十分な価格である場合

ニ　輸入貨物の価格が、買手と特殊関係にない他の製造者等から購入する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物の価格と同一又は近似していると認められる価格である場合

ホ　買手が、その海外現地法人（独自の法人格を有する支店を含む。）が特殊関係にない製造者等から購入した貨物を当該海外現地法人から輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等からの購入価格に当該海外現地法人の販売に係る通常の利潤が上乗せされている価格である場合

ヘ　買手と売手が特殊関係にあり、当該売手が製造者等から購入した貨物を当該買手が輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等から他の売手を経て、これと特殊関係にない他の買手が輸入する当該輸入貨物と同種又は類似の貨物の価格と同一又は近似していると認められる価格である場合

⑵　特殊関係が輸入貨物の取引価格に影響を与えているとの心証を得た場合には、その理由を輸入者に通知するものとし、また、輸入者に対しては、当該通知について意見を述べるための機会を与えるものとする。なお、輸入者が要請する場合には、理由の通知は書面で行う。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号（項番号4―18を変更）、平19第772号］

（輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明）

4―20　法第4条第2項ただし書((輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明))は、輸入貨物の取引価格が同項ただし書に規定する課税価格と同一の額又は近似する額であることを、輸入者が証明することについて規定したものであるが、この場合の具体的取扱いは、次による。

⑴　同項ただし書の証明は、令第1条の6第3項((輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明の手続))に規定する事項を記載した適宜の書面を税関長に提出させることにより行わせるものとする。この場合において、当該証明に使用する課税価格について調整を必要とするときは、同条第2項((輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明をする場合における価格差の調整))の規定に基づき当該調整を行わせる。なお、当該輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異がある場合であっても、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該調整は要しない。

⑵　輸入貨物の取引価格が当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る課税価格と｢近似する｣か否かの判断は、当該輸入貨物の種類、輸入時期、産業の種類、双方の価格の差異の商業上の重要性等を勘案して行うものとする。

⑶　法第4条第2項ただし書に規定する｢同種の貨物｣、｢類似の貨物｣、｢輸出の日｣又は｢これに近接する日｣の意義は、それぞれ後記4の2―1（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）の⑴から⑷までに定めるところによる。

［全部改正：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平12第235号（項番号4―19を変更）、平19第772号］

（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）

4の2―1　法第4条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「同種の貨物」とは、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点で輸入貨物と同一である貨物（外見上微細な差異があっても他の点で同一であるものを含む。）をいい、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。ただし、本邦で開発されたために法第4条第1項第3号ニの規定に基づくその費用の加算が行われなかった技術、設計、考案、工芸又は意匠を使用し又は取り入れた貨物を除く。

⑵　｢類似の貨物｣とは、輸入貨物とすべての点で同一ではないが、同様の形状及び材質の貨物であって、当該輸入貨物と同一の機能を有し、かつ、当該輸入貨物との商業上の交換が可能である貨物をいい、品質、社会的評価及び商標は、類似の貨物であるか否かの認定上考慮するものとするが、輸入者又は使用目的に係る差異は問わない。なお、上記⑴のただし書の規定は、｢類似の貨物｣についても準用する。

⑶　｢輸出の日｣とは、原則として、輸出国において、輸入貨物を本邦に向けて船舶等に積み込み又は本邦に仕向けた日とし、仕入書、船荷証券等により確認するものとする。

⑷　「これに近接する日」とは、輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が輸出の日と同じであると認められる期間内の日をいう。ただし、原則として、輸出の日の前後１月以内の日として取り扱って差し支えない。

(注)　輸出の日の前後1月以内の日であっても、その日と輸出の日との間で輸入貨物の価格に影響を与える商慣行及び市場条件が異なると認められる場合は、「これに近接する日」には該当しない。

⑸　法第4条の2を適用する場合における同種の貨物に係る取引価格及び類似の貨物に係る取引価格の適用に関する優先順位については、次による。

イ　同種の貨物に係る取引価格と類似の貨物に係る取引価格の双方があるときは、前者が優先する（法第4条の2第1項）。

ロ　輸入貨物の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格と他の生産者が生産した同種の貨物に係る取引価格の双方があるときは、前者が優先し、類似の貨物に係る取引価格についても同様である（令第1条の10第1項）。

ハ　上記イ及びロによっても、なお競合する同種又は類似の貨物に係る取引価格が二以上あるときは、それらの取引価格のうち、最小のものが優先する（令第1条の10第2項）。

⑹　法第4条の2に規定する｢調整｣は、令第1条の10第3項において準用する令第1条の6第2項の定めるところによる。なお、輸入貨物に係る輸入取引と当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る輸入取引との間に、取引段階又は取引数量に係る差異がある場合であっても、これらの貨物の価格表又は取引実績等の資料に基づき、当該差異が価格に影響を及ぼしていないと認められるときは、当該調整は要しない。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平19第772号、平25第310号］

（国内販売価格に基づく課税価格の決定）

4の3―1　法第4条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢国内販売価格｣とは、国内における最初の取引段階における販売に係る単価に基づいて計算された価格（ただし、法第4条第1項第3号イからニまでに掲げる物品又は役務を無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した者に対する販売価格及び特殊関係者間の取引に係る販売価格を除く。）をいうが、この場合において、当該販売が二以上あり、その単価が異なるときは、当該異なる単価ごとの販売に係る数量が最大である販売に係る単価に基づいて計算された価格によることとなっている（令第1条の11第2項）。

例

イ 販売数量に応じて異なる価格で販売される場合

（1回の販売単位数） （単価） （販売回数） （各単価での総販売数量）

1～10単位 100　 5単位×10回

3単位×5回 65単位

11～25単位 95 11単位×5回 55単位

26単位以上 90 30単位×1回

50単位×1回 80単位

この場合における｢国内販売価格｣は、単価90による価格である。

ロ 販売が2回に分けて行われる場合

（販売） （単価） （販売数量）

1回目 95 500単位

2回目 90 400単位

この場合における｢国内販売価格｣は、単価95による価格である。

ハ　種々の価格で種々の数量が販売される場合

販売毎の単価及び販売数量

（販売） （単価） （販売数量）

1回目 100 40単位

2回目 90 30単位

3 回目 100 15単位

4回目 95 50単位

5回目 105 25単位

6回目 90 35単位

7回目 100 5単位

単価別の販売数量の合計

（単価） （各単価での総販売数量）

90 65単位

95 50単位

100 60単位

105 25単位

この場合における｢国内販売価格｣は、単価90による価格である。

⑵　｢同種の貨物｣及び｢類似の貨物｣の意義は、それぞれ前記4の2―1（同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定）の⑴及び⑵に定めるところによる。

⑶　「課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内」とは、「課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する日」とし、これによることができないときは、「当該課税物件確定の時の属する日後九十日以内の最も早い日」とするが（令第1条の11第１項）、この場合における「近接する日」とは、おおむね、当該課税物件確定の時の属する日の前後1月以内の日をいうものとし、「最も早い日」とは、当該輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物がこれらの貨物の単価を確定するに足りる数量で国内において販売されるに至った日をいう。

⑷　｢同類の貨物｣には、輸入貨物の場合と同一の国以外の国から輸入された貨物を含む。

⑸　「手数料又は利潤及び一般経費」に関する具体的取扱いは、次による。

イ　｢利潤及び一般経費｣は、一体のものとして取り扱う。したがって、｢利潤｣及び｢一般経費｣は、原則として、通常のものであるかどうかを判断するに当たって、それぞれ別個に取り扱わないものとする。

ロ　｢利潤及び一般経費｣は、輸入者により又は輸入者のために提出された資料により計算するものとする。ただし、当該資料の数値が同類の貨物に係る｢通常の利潤及び一般経費｣とかい離していると認められるときは、他の適当な資料に基づき計算するものとする。なお、「手数料」についても同様とする。

ハ　「手数料」又は「利潤及び一般経費」のうちいずれを控除するかについては、当該貨物に係る商慣習を勘案して判断する。例えば、「手数料」の控除は、通常、当該貨物の販売が手数料上乗せ方式の場合に行われ、「利潤及び一般経費」の控除は、通常、当該貨物の販売が手数料を伴わない場合に行われることに留意する

⑹　法第4条の3第1項第1号の規定により計算する場合における当該輸入貨物の国内販売価格又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格の適用に関する優先順位については、次による。

イ　当該輸入貨物の国内販売価格があるときは、当該国内販売価格による。

ロ　当該輸入貨物の国内販売価格がないときは、同種の貨物に係る国内販売価格による。

ハ　当該輸入貨物の国内販売価格及び同種の貨物に係る国内販売価格がないときは、類似の貨物に係る国内販売価格による。

ニ　当該輸入貨物の輸入者が輸入した同種の貨物の国内販売価格と他の輸入者が輸入した同種の貨物の国内販売価格の双方があるときは、前者が優先し、類似の貨物に係る国内販売価格についても同様である。

⑺　法第4条の3第1項第2号の規定は、輸入者から希望する旨の申し出がある場合に限り適用するが、同号の規定は、新たな加工が施されたため輸入貨物の同一性が失われた場合には、原則として、適用することができない。もっとも、同一性が失われた輸入貨物についても、新たな加工により付加された価額を過大な困難を伴うことなく正確に決定することができる場合がある。他方、輸入貨物の同一性が維持されている場合において、輸入国において販売される貨物に当該輸入貨物が微細な要素として組み込まれているにすぎないため同号に定める課税価格の決定方法を用いることが適当でない場合がある。したがって、個個の事例についてそれぞれの事情を勘案するものとする。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平19第772号、平25第310号］

（製造原価に基づく課税価格の決定）

4の3―2　法第4条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「製造原価」は、生産者（法第4条の3第2項に規定する輸入貨物の生産者をいう。以下この項において同じ。）により又は生産者のために提供された輸入貨物の生産に関する資料、特に、生産者の商業帳簿に基づくものによることとする。なお、「製造原価」の確認に当たっては、外国にある者に対し、商業帳簿その他の記録を検査のために提出し又は開示することを要求し又は強制しないものとする。ただし、提出された資料について確認することにつき、輸入貨物の生産者が同意を与え、かつ、当該輸入貨物の生産に係る国の政府が反対しないときは、当該国において必要な確認を行うことができるので留意する。

⑵　「製造原価」には、法第4条第1項第2号ロ及びハに掲げる容器及び包装の費用並びに同項第3号に掲げる物品及び役務の費用を含むものとし、本邦で開発された技術、設計、考案、意匠又は工芸に要する費用であっても、生産者がこれを負担した場合には、当該負担した額を含むものとする。

⑶　｢同類の貨物｣は、輸入貨物の場合と同一の国から輸入される貨物に限るものとする。

⑷　｢利潤及び一般経費｣に関する取扱いは、前記4の3―1の⑸に定めるところに準ずるものとする。

⑸　輸入者と生産者との間に仲介者、代理人等が存在する場合には、法第4条の3第2項に規定する「生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合」として取り扱わないこととなるので留意する。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平21第368号、平25第310号］

（特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定）

4の4―1　令第1条の12第1号に規定する「合理的な調整」とは、例えば次に掲げる方法によるものとする。なお、これらの方法の適用順序は、前記4～4の4―１に定めるところに準ずるものとする。

⑴　合理的な調整を加えることにより法第4条第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ　修理委託契約により外国において修理された後に輸入される貨物について、修理代を対価として当該貨物の売買が委託者（買手）と受託者（売手）との間で行われたものとみなし、修理のために委託者（買手）から受託者（売手）に提供された貨物を「当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するものと解釈して、課税価格を計算する方法

ロ　本邦に拠点を有する輸入者が、最終的に本邦に到着させることを目的とした売買により購入した貨物を第三国で保管（保管に付随する些細な作業が行われる場合を含む）した後に、本邦へ輸入する場合には、当該売買により「現実に当該貨物が本邦に到着することとなったもの」と取り扱い、当該売買を「輸入貨物に係る輸入取引」に該当するものとして、課税価格を計算する方法

⑵　合理的な調整を加えることにより法第4条の2の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ 「これに近接する日」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

ロ　輸入貨物の生産国以外の国で生産された当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格に基づいて課税価格を計算する方法

ハ　法第4条の3第1項又は第2項の規定により計算された同種又は類似の貨物の課税価格に基づいて輸入貨物の課税価格を計算する方法

⑶　合理的な調整を加えることにより法第4条の3第1項の規定に基づき課税価格を計算する方法

例

イ　「性質及び形状」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

ロ　「これに近接する期間内」の取扱いを弾力的に行い、課税価格を計算する方法

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平16第349号、平19第772号、平25第310号、平30第965号］

（税関長が定める方法による課税価格の決定）

4の4―2 令第1条の12第２号に規定する「税関長が定める方法」とは、税関長が本邦において入手できる資料（輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。）に基づき計算する方法であって、合理的と認められるものをいう。

例えば、税関長が入手できる資料に応じて、次のような方法による場合がある。

⑴　輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦向けの販売価格に、合理的な方法により算定した当該販売価格に加えるべき費用等（例えば、法第4条第1項各号に掲げる費用等）の額を加えた価格による方法

⑵　輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物（本邦において生産された貨物を除く。以下⑶及び⑷において同じ。）の国内における最初の取引段階以外の販売に係る価格から、資料により確認できる当該輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した後の価格による方法

⑶　輸入貨物と同種又は類似の貨物の国際相場価格に、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を加えた価格による方法

⑷　輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦における市価から、本邦において課される関税その他の公課に係る額を控除した後の価格による方法

なお、次に掲げる方法は関税評価協定第7条2において禁じられている。

イ　本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課税価格を計算する方法

ロ　特定の二の価格のうちいずれか大きい方の価格を課税価格とする方法

ハ　輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法

ニ　同種の貨物又は類似の貨物について法第４条の３第２項の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する方法

ホ　本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法

へ　最低課税価格による方法

ト　恣意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を計算する方法

［追加：平25第310号］

（LME指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の決定）

4の4―3　LME（ロンドン金属取引所）指定倉庫から引き取られるアルミ地金の課税価格の計算については、次による。

⑴　我が国のLME指定倉庫から引き取られる輸入アルミ地金の課税価格の計算に当たって、当該アルミ地金を海外から我が国のLME指定倉庫に搬入することとなった輸入取引価格が明らかでないこと及び当該アルミ地金の販売価格がLME相場により絶えず変動すること等のため、法第4条第1項((課税価格の決定の原則))、第4条の2((同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定))、第4条の3第1項((国内販売価格に基づく課税価格の決定))及び同条第2項((製造原価に基づく課税価格の決定))の規定に基づく評価方法において課税価格を計算することができない場合には、法第4条の4((特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定を適用し、LME価格を指標とする取引に基づいて国内に引き取られる当該アルミ地金のインボイス価格を課税価格とする。

⑵　この場合において、当該アルミ地金に係る納税申告に際しては、原則として次に掲げるすべての書類の提出又は提示を行わせ、課税価格を決定するものとする。

イ　当該アルミ地金に係るLMEワラントの写し

ロ　LME指定倉庫業者が発行する当該アルミ地金の所有者を証明する確認書

ハ　当該ワラントの入手に係るインボイスで当該ワラント番号が記載されているもの（ただし、当該インボイスを納税申告時に提出又は提示することができない場合には、当該インボイスの写し）

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平19第772号、平25第310号（項番号4の4―2を変更）］

（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）

4の5―1　法第4条の5の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「その輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入申告（等）の時までに輸入貨物に変質又は損傷があつた」とは、輸入貨物の取引に関する契約等において取り決められた性質、形状、数量等を基準として、輸入申告等の時までに当該輸入貨物に変質又は損傷が生じたことをいう。したがって、輸入貨物の取引に関する契約等が当該貨物につき一定の変質又は損傷が生じた場合をも予想して締結されているとき（例えば、損傷率が3%以下の場合には、値引きの対象とならないことを取り決めているとき）には、同条の規定の適用はないので留意する。

⑵　蔵入承認を受けて保税蔵置場に置かれた貨物又は総保入承認を受けて総合保税地域に置かれた貨物について、変質又は損傷の結果、課税価格の低下のみならず、適用税率の変更をきたした場合には、法第10条第1項の規定を適用することとなり、法第4 条の5の規定の適用はないので留意する。

⑶　同条の規定を適用する場合には、輸入申告に際し、その変質又は損傷に関する明細書（適宜の様式による。）を添付させる。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平4第303号、平6第331号、平21第368号、平25第310号、平26第318号］

（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）

4の6―1　法第4条の6第1項に規定する貨物で政令で定めることとされている貨物の範囲は、令第1条の13第2項に定められているが、これらの条項に関する用語の意義は、次による。

⑴　法第4条の6第1項に規定する「航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料」とは、航空機以外の運送手段（船舶、鉄道等）による通常の運賃及び保険料をいい、実務上の取扱いは、原則として、船舶による通常の運賃及び保険料によって処理して差し支えないが、この場合においては、航空機への積込地までの陸路の運賃及び保険料と通常の船積港までの陸路の運賃及び保険料との差額の加算又は減算を必要とする場合があるので留意する（例えば、アメリカ中央部から直接本邦まで空路運送された場合には、アメリカ大陸内の陸路による運賃及び保険料とアメリカの船積港から本邦までの海路運賃及び保険料との合計額となる。）。

航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料は、運賃率表及び保険料率表等の資料により輸入貨物に係る単位当たりの当該運賃及び保険料を求め、これに基づいて算出する。ただし、令第1条の13第2項第6号に該当する貨物については、当該貨物を運送するために当初手配されていた運送方法に係る運賃及び保険料の額による。なお、上記により算出することが困難な場合で、輸入者が、輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額として税関長が公示する額を当該輸入貨物に係る運賃及び保険料として納税申告を行うときは、これを認めて差し支えないこととする（令第1条の13第2項第6号に該当する貨物を除く。）。

⑵　上記⑴に規定する「税関長が公示する額」の意義及び取扱いは、次による。

イ　「税関長が公示する額」とは、暦年（1月から12月）の輸入申告実績に基づき通常要すると認められる運賃及び保険料の額であり、当該輸入申告実績を基に関税局長が毎年決定することとする。

(注)　上記の運賃の額は、輸入申告実績における運賃又はFOB価格に対する運賃比率の中央値（メディアン）を参照して決定し、上記の保険料の額は前記4―8⑷ニにより決定する額とする。

ロ　関税局長は、上記イにより決定される額を、その公示日及び適用対象期間並びに算出根拠も含めて税関長に通知することとする。

ハ　税関長は、上記ロの通知を受けた場合には、公示日から当該額の適用対象期間が終わるまでの間、本関、各税関支署、各税関出張所及び各税関支署出張所において、当該額を公示することとする。

⑶　法第4条の6第1項及び令第1条の13第2項第7号に規定する「無償」とは、輸入貨物の輸出国における積出しの際の価格が無償の場合をいう。

⑷　法第4条の6第1項に規定する「見本」とは、注文の取集めのための商品見本、市場の需要傾向の調査若しくは製作の資料とするためのし好調査等のために使用する物品、販売する機械を用いて作られた試作品であって当該機械の性能を認識させるためのもの、製作見本又はこれらに類するものをいう。

⑸　令第1条の13第2項第1号に規定する「本邦に住所を有する者」とは、個人のみをいい、法人は含まない。

⑹　令第1条の13第2項第2号に規定する「ニュース写真、ニュースフィルム又はニューステープ」とは、一般的日刊新聞を発行する新聞社、当該新聞社にニュースを提供する通信社、映画会社又は放送局が一般的日刑新聞へのニュースの掲載用、ニュース映画の上映用又はラジオ若しくはテレビジョンの放送用に供するために輸入するものに限るものとし、ニューステープには録音したもののほか録画したものを含む。

⑺　令第1条の13第2項第2号に規定する「時事に関する記事を掲載する一般的日刊新聞」とは、内外の政治、経済、文化、社会等一般のニュースを総合して報道することを目的とする日刊新聞をいう。

⑻　令第1条の13第2項第2号に規定する「新聞の紙型」は、一般的日刊新聞の紙型に限らない。

⑼　令第1条の13第2項第3号に規定する「航空機用品」には、航空機上において使用される物品のほか、航空機の発着に伴い使用される旅客の乗降用、貨物の積卸用又は航空機の運航準備作業若しくは地上誘導用の機器類及びこれらの部分品を含む。

⑽　令第1条の13第2項第3号に規定する「航空機整備用品」とは、航空機を整備するために用いる物品であって、航空機の修繕のために使用される補修材料並びに航空機部分品の取替え、試験、補修等に使用される工具類、機器類及びこれらの部分品をいう。

⑾　令第1条の13第2項第3号に規定する「事務用品」とは、本邦において航空運送事業を営む者がその事業を運営するために行う事務に使用するタイプライター、帳簿書式類その他これらに類する物品をいう。

⑿　令第１条の13第2項第6号に規定する「輸入者」は、当該輸入貨物の輸入者と買手が異なる場合には、当該買手を含む。

⒀　令第１条の13第2項第6号に規定する「その輸入者以外の者が運送方法の変更に伴う費用を負担する」とは、航空運賃の全額又はその船運賃との差額を輸出者、船会社等輸入者以外の者が負担することをいう。

⒁　令第１条の13第2項第7号に規定する「修繕又は取替えのため」の物品とは、修繕材料、修理用品、取替用品（全部取替えのための物品を含む。）のほか、修理用具、取替用具を含む。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平5第348号、平19第772号、平19第893号、平25第310号］

（輸入者等の個人的な使用に供される輸入貨物に係る課税価格の決定の特例）

4の6―2　法第4条の6第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦に入国する者により携帯して輸入される貨物｣には、令第14条((別送する携帯品又は引越荷物の免税の手続))の手続を経て別送により輸入される貨物を含む。

⑵　｢その他その輸入取引が小売取引の段階によるものと認められる貨物｣とは、一般消費者が通信販売により輸入する貨物、外国に所在する知人に購入依頼して輸入する貨物等をいう。

⑶　｢当該貨物の輸入が通常の卸取引の段階でされたとした場合の価格｣とは、本邦の卸売業者が一般的に本邦における再販売等の商業目的のために当該貨物と同種の貨物を当該外国において卸取引の段階で購入するとした場合の価格をいい、「海外小売価格×0.6」により算出するものとする。ただし、金、白金その他の国際相場価格がある物品等であって、通常、卸取引の段階と小売取引の段階において、これらの価格の間に相当の差異がないと認められる物品については、この限りでない。

この場合において「海外小売価格」とは、原則として輸入者が当該貨物を取得する際実際に支払った価格（郵便物にあっては、税関告知書等に記載されている価格）とする。ただし、申告価格又は税関告知書等に記載されている価格が著しく低価である等その真実性に明らかな疑念が持たれる場合又は価格が不明である場合は、類似品の価格、税関が調査した鑑定資料等を参考として、賦課課税方式が適用される貨物にあっては課税価格を決定し、申告納税方式が適用される貨物にあっては修正申告を求め、又は更正をする。

⑷　｢寄贈を受ける者の個人的な使用に供されると認められるもの｣には、受贈者が社会福祉施設等である場合には、当該施設に入院し若しくは入所し又は収容されている者等のため直接に使用され、又はそれらの者の個人的使用に供するために支給される物品等（海外から日本赤十字社、新聞社等を通じて本邦の被災者等に贈与される物品等で、形式的には、日本赤十字社等が受贈者となるものを含む。）を含む。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号、平14第253号、平21第368号、平28第933号］

（価格の換算に用いる外国為替相場）

4の7―1　法第4条の7に規定する大蔵省令で定める｢外国為替相場｣は、規則第1条((価格の換算に用いる外国為替相場))に定められているが、その具体的取扱いについては、次による。

⑴　外国為替相場の決定について

イ　規則第1条に規定する「当該週間の平均値（当該平均値の算定の基礎とされる実勢外国為替相場が当該前々週にないときは、その週の直前の当該実勢外国為替相場のある週における実勢外国為替相場の当該週間の平均値とする。）に基づき税関長が公示する相場」は、次に掲げる各通貨の区分に応じ、次に掲げる各相場の当該週間の平均値とする。

　アメリカ合衆国通貨本邦の外国為替市場における銀行間の直物取引（翌々営業日渡し）の中心相場

　アメリカ合衆国通貨以外の通貨当該通貨のニューヨーク外国為替市場における上記に掲げる相場に類するアメリカ合衆国通貨に対する相場（ニューヨーク外国為替市場に当該相場がないときは、その他最も適当と認められる外国為替市場における当該相場）を上記に掲げる相場により裁定した相場

ロ　上記イによることが困難な通貨については、当該通貨の他の通貨（上記イのに掲げるものに限る。）に対する市場実勢を当該他の通貨の上記イのに定める相場をもって裁定した相場の当該週間の平均値等に基づき、関税局長が指示する相場とする。

ハ　実勢外国為替相場の著しい変動により平均値に基づくことが適当でないと認められる場合には、上記イ又はロにかかわらず、法第4条の7第1項に規定する日の直近の実勢外国為替相場に基づき関税局長が別途指示するところによる。

ニ　上記イ、ロ又はハにより決定される外国為替相場は、外国通貨の主たる通貨単位1単位又は100単位に対する本邦通貨の額（最小単位を銭とし、銭未満は四捨五入する。）をもって表示するものとする。

⑵　外国為替相場の公示について

イ　関税局長は、上記⑴により決定される外国為替相場を、その公示日及び当該外国為替相場の適用対象期間も含めて税関長に通知することとする。

ロ　税関長は、上記イの通知を受けた場合には、公示日から当該外国為替相場の適用対象期間が終わるまでの間、本関等において、当該外国為替相場を公示することとする。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号、平12第235号、平12第1015号、平21第368号、平27第341号］（当事者間で合意された外国為替相場の取扱い）

4の7―2　取引の当事者の間において、当該取引に係る仕入書等に表示されている価格を、当該当事者間で合意された外国為替相場により、その表示において用いられている通貨とは異なる通貨に換算し、当該通貨により支払うことが取り決められている場合で、当該通貨により現実に支払が行われるときは、当該通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。具体的取扱いについては、次による。

⑴　外国通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により本邦通貨に換算され、本邦通貨により現実に支払われる場合は、当該本邦通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。

例

（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格）

10,000米ドル １米ドル＝120円 1,200,000円

この場合、課税価格の計算に際し、法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場による本邦通貨への換算は要しない。

⑵　外国通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により第三国通貨に換算され、当該第三国通貨により現実に支払われる場合は、当該第三国通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。

例

（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格）

10,000米ドル １米ドル＝0.75ユーロ 7,500ユーロ

この場合、課税価格の計算に際し、7,500ユーロを法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場により本邦通貨へ換算する。

⑶　本邦通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により外国通貨に換算され、当該外国通貨により現実に支払われる場合は、当該外国通貨による価格に基づいて課税価格を計算する。

例

（仕入書価格）（当事者間で合意された外国為替相場）（支払価格）

1,000,000円 100円＝0.85米ドル 8,500 米ドル

この場合、課税価格の計算に際し、8,500米ドルを法第4条の7第2項の規定により財務省令で定める外国為替相場により本邦通貨へ換算する。

［追加：平19第772号］

（課税価格の計算に用いる資料等）

4の8-1　法第4条の8の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　計算の基礎となる額その他の事項」とは、法第4条から第4条の7までの規定を適用して課税価格を計算するにあたって、適用条項に規定する価格、手数料、利潤及び一般経費、費用等の額その他取引に関する事情等をいう。

⑵　「合理的な根拠を示す資料」とは、客観的な資料であって、適用条項において輸入貨物の課税価格の計算の基礎となる額、当該額を構成する要素に係る額、これらの額の算定方法その他取引に関する事情等の真実性及び正確性を示すものをいう。

⑶　「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたもの」とは、適用条項に規定する「計算の基礎となる額その他の事項」に関連する国（又は地域）において、当該事項に係る産業において相当の期間にわたり広く慣例的に行われている会計の処理に関する具体的な基準及び処理方法に従って算定されたものをいう。

例えば、法第4条第1項第3号ロに規定する工具等であって本邦において生産されたものに要する費用の額又は法第4条の3第1項第1号に規定する「通常の利潤及び一般経費」の額については、本邦において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定し、法第4条の3第2項に規定する「通常の利潤及び一般経費」の額については、輸入貨物の生産国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定するものとする。

⑷　輸入貨物の課税価格の計算の適正性を確認するために必要と認めるときは、法令の規定に基づき、適用条項に規定する「当該計算の基礎となる額その他の事項」について「合理的な根拠を示す資料」を提出するよう輸入者に求めるものとする。この場合において、当該輸入者から当該「合理的な根拠を示す資料」が提出されないときは、当該適用条項（令第1条の12第2号を除く。）により課税価格を計算することができない場合に該当することとなる。

なお、「合理的な根拠を示す資料」が提出されないことにより、当該適用条項により課税価格を計算することができないと判断される場合には、当該判断及びその理由を当該輸入者に対して説明するものとする

［追加：平25第310号］

第3節　便益関税

（便益関税の適用）

5―1　法第5条((便益関税))の規定による便益関税の適用については、関税法施行令第4条の2第4項、関税法基本通達3―4（特殊な場合における協定税率の適用）及び68―3―5（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）から68―3―9（原産地証明書の取扱い等）までの規定を準用する。

［一部改正：昭61第587号、平10第278号、平14第960号、平19第420号］

第4節　不当廉売関税

（新規供給者に係る貨物に係る担保の提供等）

8―1　不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）第17条の2の規定に関する取扱いについては、次による。

⑴　令第17条の2第1項の規定による財務大臣からの通知に係る輸入申告の許可に当たり、輸入者に対し、担保の提供を命ずる場合は、｢担保提供命令通知書｣（税関様式T第1005号）により行う。

この場合の担保の提供手続については、関税法基本通達9の11―1（関税の担保の種類）から9の11―9（担保の追加提供）により処理する。

なお、担保の提供を命じた場合には、関税法第72条の規定により、当該輸入者から担保の提供がなければ、当該輸入申告に係る許可はできないので留意する。

⑵　令第17条の2第1項ただし書に規定する｢担保の提供を命ずる必要がないと認めるとき｣とは、輸入者の資力が確実であつて、関税の徴収上支障がないと認められる場合をいう。

⑶　令第17条の2第2項の規定による担保の解除は、関税法基本通達9の11―10（担保の解除手続）の⑷に準ずる。

なお、据置担保を提供している場合にあつては、後記⑷による。

⑷　令第17条の2第3項((担保額の変更通知))の規定による担保の解除は、｢担保額一部解除（回復）通知書｣（税関様式T第1006号）により行う。

なお、この場合において、担保の一部につき分割して解除することができない場合には、提供中の担保を変更後の担保額に見合う担保に差し替えさせることとして差し支えない。

また、据置担保を提供している場合にあつては、一部解除に係る担保額を回復する旨を通知することとする。

［一部改正：平13第4号、令3第262号］

第5節　関税割当制度

（関税割当制度の適用を受ける輸入貨物の取扱い）

9の2―1　関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号。以下、この節において｢割当政令｣という。）第3条第1項の規定により、関税割当制度の対象とされている輸入貨物につき、その輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、割当政令第2条第3項の関税割当証明書（以下本節において｢証明書｣という。）の提出があり、暫定法別表第一に規定する一定の数量を限度として定められている税率（以下｢低税率｣という。）を適用する場合の取扱いについては、次による。

なお、特例申告貨物にあっては、特例申告書に記載された輸入数量が交付を受けた証明書の数量（当該証明書裏面の関税割当数量の残額欄に残額数量が記載されている場合は、その残額数量。以下本節において同じ。）の範囲を超えることとなった場合には、輸入許可された特例申告貨物の当該証明書に記載された数量を超えることとなった数量分については低税率が適用できないので留意する。

⑴　輸入申告者が、割当政令第3条第2の証明書の交付を受けた者であることを確認する。ただし、証明書の交付を受けた者が輸入申告手続を業者等に委任している場合には、関税法基本通達7―2の⑶の規定に従い委任状又は購入依頼書等により当該通関業者等の委任を受けていることの確認を行う。

⑵　輸入申告の日が割当政令第2条第4項((証明書の有効期間))に定める証明書の有効期間内であることを確認する。

⑶　輸入数量が証明書の数量の範囲内であって、一括輸入申告された場合は、その全量について低税率を適用する。

⑷　輸入数量の一部について低税率の適用を受けようとする場合で、当該一部の数量が証明書の数量の範囲内であるときは、輸入（納税）申告書（C―5020）（特例申告貨物にあっては、特例申告書。下記⑸及び⑹において同じ。）の｢品名｣欄に当該一部の数量とそれ以外の数量とを区分けして申告し、当該一部の数量について低税率を適用する。

⑸　上記⑶又は⑷により輸入貨物に低税率の適用をする場合には当該貨物の輸入（納税）申告書に

|  |
| --- |
| 関税割当貨物 |
| 証明書第　号 |

の表示を行うとともに、証明書裏面の税関申告番号及び申告年月日欄に、輸入申告番号及び輸入申告年月日を記入する。

⑹　証明書の交付を受けた複数の者に係る貨物が1仕入書で到着した場合であって、証明書への裏書あるいは関税徴収上支障がないときは、便宜、1輸入(納税)申告書に各証明取得者を輸入申告者として列記させた上、一括して取扱輸入商社に代理申告することとして差し支えない。

［一部改正：平2第294号、平7第297号（項番号9の3―1を変更）、平12第652号、平14第253号、平19第420号、平20第346号］

（関税割当制度の適用を受けた貨物の輸入許可等の際の取扱い）

9の2―2　関税割当制度の適用を受けた貨物について輸入を許可（特例申告貨物にあっては、特例申告を受理）する際の取扱いは、次による。

⑴　証明書裏面の通関数量欄には、当該貨物の通関実数量を記入し、残額欄には、証明書の数量から通関実数量（特例申告においては、受理をした数量。以下この項において同じ。）を差し引いて残額がある場合は、その残額を、残額がない場合は、｢出切｣と記入し、また、許可年月日及び税関押印欄には、輸入許可年月日を記入し、審査印（C―5000）を押なつする。

⑵　上記⑴により証明書の裏面に記入する数量に、割当数量単位未満の端数があるときは、小数点以下第3位（第4位を切捨て）まで記入する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平7第297号（項番9の3―2を変更）、平12第652号、平19第420号］

（関税割当証明書の提出の猶予）

9の2―3　割当政令第3条第1項ただし書((証明書の提出の猶予))の規定に関する用語の意義及びその取扱いについては、次による。

⑴　｢やむを得ない理由｣とは、年度又は年度の下期（10月1日から翌年3月31日まで）の初期における関税割当手続の遅延のため、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に証明書を提出することができない場合等をいう。

⑵　｢相当の期間｣とは、原則として、2月の範囲内で適当と認める期間をいい、その期間内で猶予期間を指定する。

なお、2月以内に証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、申出により、適当と認める期間の延長を認めて差し支えない。

⑶　証明書の提出猶予の申請は、｢関税割当証明書提出猶予申請書｣（T―1000）2通（原本、承認書用）を提出することによって行い、証明書の提出猶予を認めたときは、うち1通（承認書用）にその期限を記入の上、承認印を押なつして申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号、平7第297号（項番号9の3―3を変更）、平20第346号、平29第442号］

（関税割当証明書の提出猶予された貨物の輸入手続）

9の2―4　割当政令第3条第1項ただし書の規定に基づき証明書の提出が猶予された貨物の輸入手続については、次による。

⑴　当該貨物について関税法第73条((輸入の許可前における貨物の引取))の規定による輸入許可前引取の承認申請を行わせる。

⑵　上記⑴の承認に当たつては、低税率が適用されない場合の税率により計算した関税額に相当する担保を提供させる。

⑶　上記⑴により輸入許可前引取がなされた関税割当貨物について、証明書の提出があったときは、速やかに低税率による関税額を納付（又は担保の充当）させ、輸入を許可する。

なお、提出猶予期間内に証明書の提出がない場合は、申請者から証明書の取得見込みについて聴取し、取得の見込みがないと認められるときは、関税法第7条の16第1項の規定により税額等の更正を行う（関税法基本通達7の17―1（許可前引取貨物に係る税額等の通知）の⑷を参照）。

取得の見込みがあるときは、前記9の2―3の⑵なお書により提出猶予期間の延長の申出をさせる。

［一部改正：昭61第587号、平7第297号（項番号9の3―4を変更）、平12第652号、平29第442号］

第6節　変質、損傷等の場合の減税又は戻し税

（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10―1　法第10条第1項((変質又は損傷による減税))の規定は、従価税品については、関税法第4条((課税物件の確定の時期))の規定による課税物件の確定の時（以下｢課税物件確定の時期｣という。）以後輸入の許可の時（関税法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取))の規定により輸入の許可前に貨物を引き取ることを承認された場合においては、当該承認の時。以下本節において同じ。）までの間において変質又は損傷を生じた場合に適用する。ただし、関税法第43条の3第1項((保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認))又は同法第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の税関長の承認（以下本節において｢蔵入承認等｣という。）を受けて保税蔵置場又は総合保税地域（以下本節において｢保税蔵置場等｣という。）に蔵置されている貨物について、蔵入承認等後輸入申告の時までに課税価格の低下を来すのみ（適用税率の変更を来さない。）の変質又は損傷を生じた場合を除く。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号］

（従量税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10―2　法第10条第1項の規定は、従量税品については、輸入の許可の時までに、輸入契約において取り決められた性質、形状、数量を基準として当該輸入貨物に変質又は損傷が生じた場合に適用するものとする。

（従価従量税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10―3　法第10条第1項の規定の従価従量税品に対する適用については、次による。

⑴　従価従量税品のうち従価従量複合税率の適用を受けるものについては、その従価税相当部分及び従量税相当部分について、それぞれ前記10―1及び10―2の例による。

⑵　従価従量選択税率の適用を受けるものについては、その物品について変質又は損傷がなかつた場合に適用することとなる税率の種類により、それぞれ前記10―1又は10―2の例による。

（原料課税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）

10―4　関税法第4条第1項第2号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定時期))に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物についての法第10条第1項の適用については、次による。

⑴　保税原料について製造開始の時までに変質又は損傷があつた場合には、当該原料が従価税品、従量税品又は従価従量税品のいずれであるかにより、それぞれ前記10―1から10―3までに準じて取り扱う。

⑵　製造開始後輸入の許可の時までに輸入貨物について変質又は損傷があつた場合において、当該変質又は損傷が当該輸入貨物の製造に使用した保税原料の変質又は損傷をもたらしたと認められるときは、上記⑴に準じて取り扱う。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平10第278号］

（変質又は損傷による減税の額の具体的な算定方法）

10―5　令第2条第1項に規定する減税の額の具体的な算定方法については、次による。

⑴　同項第1号((価格の低下分に対応する関税の額))に定める輸入貨物の変質又は損傷による価値の減少に基づく価格の低下分の判定に当たつては、当該貨物の品質及び数量の変化のみを勘案するものとし、物価の変動については考慮しない。

なお、損傷による価値の減少に基づく価格の低下分の判定に当たつては、当該貨物が修繕等により原状回復が可能の場合には、その原状回復に要する費用を参考とするものとする。

⑵　同項第2号((変質等の前後における関税額の差額))の規定により変質又は損傷後の性質及び数量によつて課税した場合において、当該貨物の関税率が無税となつたとき（例えば、ガラス製品が破損したことにより、ガラスのくずとなつたようなとき）には、全額減税する。

⑶　保税蔵置場等に蔵置されている従価税品について、蔵入承認等の時から輸入申告の時までの間に変質し又は損傷したため、法第10条第1項の規定を適用する場合の減税額は、課税物件確定の時の貨物の性質に基づき適用される税率、及び法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))の規定を適用した後の課税価格（以下｢変質又は損傷後の課税価格｣という。）により計算した場合の関税額から、変質又は損傷後における性質に基づき適用される税率及び変質又は損傷後の課税価格により計算した関税額を控除して算定する。従価従量複合税品の従価税の部分についても、同様とする。

⑷　従量税品の変質又は損傷による減税の額の算定については、次による。

イ　変質又は損傷が課税物件確定の時までに生じたものである場合

　当該貨物の変質又は損傷により貨物の価値に相当の低下を生じたことが明らかに認められるときは、令第2条第1項第1号の規定により価格の低下分を算出し当該低下分の比率に対応する関税額を減税額とする。

なお、この場合において、価格の低下分を算出するための基礎となる価格は、当該変質又は損傷がなかつたときの法第4条から第4条の4まで((課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定に準じて算出した価格とする。

　変質又は損傷により貨物の適用税率が変更されるときは、便宜、変質又は損傷による減税の方法によらず、当該貨物の課税物件確定の時の性質及び数量により課税して差し支えない。ただし、上記によつて算出した減税額が変質又は損傷前の輸入貨物の関税額から上記の方法により課税した関税額を控除した額より多い場合は、上記により減税額を算出する。

(注)上記又はによる減税額の算出の例は、次表のとおりである。

変質又は損傷が課税物件の確定前に生じた従量税品の減税額算出方法（例）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 損傷  時期 | 品名 | 数量 | 単価 | 総額 | 税率 | 税額 | 減税額 | 徴税額 |
| 10-5⑷イの場合 | 損傷前 | 原料糖 | (トン)  100 | (ドル)  100 | (ドル)  10,000 | 円銭/kg  41.50 | (千円)  4,150 | － | 4,150千円 |
| 損傷後 | 原料糖 | 100 | 80 | 8,000 | 〃 | 4,150 | 千kg　円/kg　ドル　ドル    ＝830千円 | 千kg　円/kg　千円　千円  100×41.50－830＝3,320 |
| 10-5⑷イ前段の場合 | 損傷前 | 精製糖 | 100 | 120 | 12,000 | 57.00 | 5,700 | － |  |
| 損傷後 | 原料糖 | 100 | 100 | 10,000 | 41.50 | 4,150 | － | 100×41.50=4,150千円 |
| 10-5⑷イ後段の場合 | 損傷前 | 精製糖 | 100 | 120 | 12,000 | 57.00 | 5,700 | － |  |
| 損傷後 | 原料糖 | 100 | 40 | 4,000 | 41.50 | 4,150 | － | 100×57.00-3,800=1,900千円 |

(注)原料糖とは、法別表第1701.12号の１、第1701.13号及び第1701.14号の１に該当するもの、精製糖とは、法別表第1701.12号の2、第1701.14号の２及び第1701.99号の２に該当するものとする。、

ロ　変質又は損傷が課税物件確定の時以後に生じた場合においては、同項第1号及び第2号により減税額を算出して決定することとし、変質又は損傷の程度が当該貨物の税率の適用を変更するまでには至らず、同項第2号による計算ができないものについては、上記イのにより減税額を算出する。

⑸　従価従量選択税率が適用される貨物について、変質又は損傷がなかつた場合には従価税率の適用を受ける貨物が、変質又は損傷による価格の低下により従量税率の適用を受ける貨物となつた場合の具体的な取扱いは、次による。

イ　課税物件確定の時（蔵入承認等を受けて保税蔵置場等に蔵置されている貨物の場合には、輸入申告の時。次のロにおいて同じ。）までに従価税率適用価格から従量税率適用価格に低下した場合においては、次による。

　従価税率適用の下限価格までの低下分については、法第4条の5の規定を適用する。

　従価税率適用の下限価格を下回る低下分については、従量税率を適用した場合の関税額を前記10―2の例により価格の低下率に応じて軽減する。

ロ　課税物件確定の時以後において従価税率適用価格から従量税率適用価格に低下した場合は、低下した後の課税価格に低下前の税率（従価税率）を乗じて得られる額を軽減後の関税額とする。

［一部改正：昭47第1386号、昭55第1360号、昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平23第1418号］

（変質又は損傷による減税の手続）

10―6　令第3条の規定による減税の手続については、次による。

⑴　申告納税方式が適用される貨物のうち、次に掲げるものについては、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書）に｢変質･損傷減税明細書｣（T―1010）1通（会計検査院に送付する必要がある場合には会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を添付して提出する（令第3条第1項）。

イ　保税蔵置場等に蔵置されている従価税品で、課税物件確定の時（蔵入承認等の時）以後輸入申告の時までに変質又は損傷があり、その変質又は損傷が税率の変更（低減）をきたすもの

ロ　従量税品で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時までに変質又は損傷したもの

⑵　申告納税方式が適用される上記⑴以外の貨物で、法第4条の5に規定する輸入申告等の時の後、輸入の許可又は輸入の許可前引取の承認の時までに変質又は損傷したものについては、更正請求の手続によることとなる。

⑶　賦課課税方式が適用される貨物についての変質又は損傷による減税の申請は、輸入申告書に｢変質･損傷減税申請書｣（変質･損傷減税明細書の表題中｢明細書｣を｢申請書｣に訂正の上使用して差し支えない。）2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。）を添付して行うこととし、これを承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請者に交付する。

⑷　減税明細書の記載事項の確認については、次による。

イ　減税明細書に記載された｢変質又は損傷の原因及び程度｣については、申請に係る減税の額の算定の基礎となった変質又は損傷の原因及び程度を確認する。

ロ　｢関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎｣については、具体的に減税要求額及びその額の計算の基盤となった算式及び税番の適用並びに令第2条第1項第1号又は第2号のいずれの適用を受けるかを確認する。なお、具体的減税要求額の証明として、当該貨物について保険会社の調査資料等がある場合には、これを添付するよう指導する。

⑸　従量税品について、課税物件確定の時までに生じた変質又は損傷により減税を受ける場合には、当該変質又は損傷の理由を証する書類（例えば、海難を証する書類）を提出する。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1360号、昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平20第346号］

（変質、損傷等による戻し税に関する用語の意義及び取扱い）

10―7　法第10条第2項((変質、損傷等による戻し税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢輸入許可後引き続き｣とは、輸入の許可を受けたときの蔵置場所（関税法基本通達42―9（2以上の蔵置場についての一括許可）の規定により保税地域として一括許可を受けた蔵置場所を含む。以下、この項において同じ。）に引き続いて蔵置されていることをいい、当該蔵置場所内における場所的移転は含むが、輸入の許可後、当該輸入許可を受けたときの蔵置場所以外の保税地域に荷繰り等のため搬出された場合は、これに含まない。

⑵　｢災害｣とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。

⑶　｢その他やむを得ない理由｣とは、おおむね上記⑵に規定する災害に準ずるような理由をいい、盗難等の理由によるものはこれに含まない。

⑷　｢滅失｣とは、流失又は焼失等貨物が物理的に存在しなくなることをいい、流失したものが回収された場合は、これに含まない。

⑸　令第3条の2第2項((変質、損傷等による戻し税の申請))の｢災害等のやんだ日｣とは、災害その他やむを得ない事故（以下｢災害等｣という。）が引き続き発生するおそれがなくなり、災害復旧に着手できる状態になつた日をいう。災害等のやんだ日の決定に当たつては、災害等の生じた地域が1税関管内にとどまるときは、その地域を所轄する税関長、災害等の生じた地域が2税関以上の管轄区域に及ぶときは、関係税関長が協議の上決定する。

なお、上記の決定につき必要があると認められるときは、関係税務署その他地方公共団体等が設置した災害対策本部等の意見を徴し、取扱いの調整について考慮する。

［一部改正：昭61第587号、平6第331号］

（変質、損傷等による戻し税の額の算定）

10―8　令第2条第2項第2号((変質、損傷等の場合の戻し税の額))の規定による戻し税の額の算定については、前記10―5の規定を準用する。

［一部改正：昭61第587号］

（変質、損傷等による戻し税の手続）

10―9　令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。

⑴　同条第1項の規定による被災貨物の届出は、｢被災貨物届出書｣（T―1020）とし、2通（原本、交付用）をその被災貨物の輸入許可税関に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押印して、同項に規定する確認書として届出者に交付する。

⑵　被災貨物届出書の記載事項中、その提出時において不明の事項については、記載することなく提出を認めて差し支えない。ただし、この場合においては、判明次第、直ちに追記させる。

⑶　被災貨物届出書の提出があったときは、直ちに、当該被災貨物の蔵置場所及び被災場所において実地調査を行い、当該調査結果に基づいて被災貨物届出書の写しに所要事項を記載した調査書を作成する。この場合においては、被災状況を明確にしておくため、被災貨物について写真等により記録し又は見本を採取する等の措置を講じておくものとする。

⑷　同条第2項に規定する申請書は、｢被災貨物についての関税払戻し（減額・控除）申請書｣（T―1040）とし、2通（会計検査院に送付する必要がある場合（｢財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）第17条第１項⑵参照）、会計検査院送付用として1通を加える。（以下19―17の⑸のイ、19の2―10、19の3―5の⑴、20―4及び20―11に規定する関税の払戻し（減額・控除）申請書について同じ。）に同項に規定する確認書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類）を添付して提出させる。

［一部改正：平12第652号、平13第4号、平19第420号、平27第570号、令元第784号、令2第417号］

（変質、損傷等による関税額の減額に関する用語の意義及び取扱い）

10―10　法第10条第3項((変質、損傷等による関税額の減額((の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、前記10―7の規定を準用する。

（変質、損傷等による関税額の減額の算定）

10―11　令第3条の3((変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用((の規定による減額の算定については、前記10―5の規定を準用する。

（変質、損傷等による関税額の減額の手続）

10―12　令第3条の3の規定による減額の手続については、前記10―9の規定に準じて処理するほか、次による。

⑴　令第3条の3の規定により関税額の減額を受けようとする者には、同条で準用する令第3条の2第2項に掲げる申請書及び許可書又は証明書類（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類（下記⑵において｢申請書等｣という。）のほか、減額前の関税に係る納付書及び減額後の関税に係る納付書を提出させる。

⑵　申請書等が提出された場合は、申請書に減額すべき関税額を記載したうえ、関係書類を収納担当部門に回付する。

⑶　関係書類の回付を受けた収納担当部門は、減額される関税に係る徴収決定済額について減額の処理をした後、減額した関税に係る輸入（納税）申告書等（原本）の｢税関記入欄｣に申請書の申請番号、減額した税額及び減額した年月日を記入するとともに、減額前の納付書を破棄のうえ、減額後の関税に係る納付書の第1片から第3片まで（第3片は、審査印を押なつしたもの）を申請書に交付する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平3第231号、平12第652号、平19第420号］

（変質、損傷等による控除に関する用語の意義及び取扱い）

10―13　法第10条第4項((変質、損傷等による控除((の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、前記10―7の規定を準用する。

［追加：平12第652号］

（変質、損傷等による控除の額の算定）

10―14　令第3条の4((変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用((の規定による控除の額の算定については、前記10―5の規定を準用する。

［追加：平12第652号］

（変質、損傷等による控除の手続）

10―15　令第3条の4((変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用((の規定による控除の手続については、前記10―9の規定に準じて処理するほか、次による。

⑴　前記10―9の⑴に規定する「被災貨物届出書」（T―1020）は、その被災貨物の輸入許可税関の通関担当部門に提出させる。

⑵　令第3条の4の規定により控除を受けようとする者には、同条において準用する令第3条の2第2項に掲げる申請書及び添付書類（下記⑶において「申請書等」という。）を特例申告書を提出しようとする税関の通関担当部門に提出させる。

⑶　被災貨物に係る特例申告書が提出された場合は、特例申告書と申請書等の内容を対査確認する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平27第570号］

第7節　加工又は修繕のため輸出された貨物の減税

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）

11―1　法第11条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴イ　一般に加工とは、貨物にある工作を加えることにより当該貨物の価値を増加しようとする行為をいうが、同条の｢加工｣とは、当該工作を加えた後の貨物が工作を加える前の貨物の特性を有する範囲に限るものとする。

ロ　一般に修繕とは、貨物の機能等が低下した箇所を元の状態に修復する行為をいい、当該貨物を構成する部品の交換を含む。。

⑵　次に掲げる場合においては、本条を適用することなく、便宜、法第14条第10号を適用して差し支えないものとする。

イ　加工又は修繕のため本邦から輸出した貨物が、その輸出の許可の際の性質及び形状が変っていないと認められる程度の簡単な加工又は修繕（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）をしただけで輸入される場合

ロ　本邦から輸出された生フィルムが、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入される場合

［一部改正：昭55第586号、昭61第587号、平24第321号、令3第262号］

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の額の算定）

11―2　法第11条の規定による関税の軽減の額は、加工又は修繕された貨物の関税の額に、輸出貨物の輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該加工又は修繕された貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の全額である（令第4条）が、この場合における取扱い等は、次による。

⑴　輸出貨物が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格は、次により算出する。

（輸出貨物のFOB価格）+（輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は修繕後の貨物の船積港から本邦の輸入港までの復路の運賃及び保険料）

この場合における輸出貨物のFOB価格等の具体的取扱いについては、次による。

イ　｢輸出貨物のFOB価格｣は、本邦からの輸出時のFOB価格とする。

ロ　｢輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料｣には、陸揚港における船卸しの費用その他加工（修繕）国における国内輸送費用等を含めない。ただし、航空運賃には、通常取卸しの費用等も含まれているが、特に当該費用等を算定し控除することなく、便宜、当該航空運賃を採用して差し支えない。

なお、航空機により輸送される輸出貨物が加工（修繕）国において国内航空線の航空機に積み替えられる場合の航空運賃は、その積替えが行われる空港までの運賃とする。

⑵　なお、加工又は修繕後の輸入貨物の課税価格は、次により計算する。

（輸出貨物のFOB価格）+（輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は修繕費用）+（加工又は修繕後の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料）

この場合における輸出貨物のFOB価格等の具体的取扱いについては、次による。

イ　｢輸出貨物のFOB価格｣及び｢輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料｣については、上記⑴に規定するところによる。

ロ　｢加工又は修繕費用｣には、当該加工又は修繕のために直接要した費用のほか、加工（修繕）国における輸出貨物の船（取）卸しの費用、工場までの搬入費用、加工又は修繕後の貨物の船積み（積込み）までに要した運賃等の諸費用を含むものとする。

ハ　修繕がアフターサービスとして無償で行われたと認められるときは、｢加工又は修繕後の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料｣は、｢輸出貨物の陸揚港までの往路の運賃及び保険料｣と同額とし、また、｢修繕費用｣は、零として計算して差し支えないものとする。

［一部改正：昭55第1360号、平6第331号］

（加工又は修繕用貨物の輸出の手続）

11―3　令第5条第1項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。

⑴　同項に規定する申告書は、｢加工･修繕輸出貨物確認申告書｣（T―1050）とし、2通（原本、交付用）を輸出申告をする税関官署に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を押印して申告者に交付する。

なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を押印して申告者に交付する。

⑵　１契約に係る2回目以降の加工又は修繕用貨物の輸出申告の際には、既に確認を受けた確認申告書（交付用）を提示する。

⑶　同項に規定する｢加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類｣は、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第2条第1項第2号((輸出の承認))の規定に基づき発給された輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書とする。

ただし、当該契約書の提出が困難であると認められるときは、契約書以外の加工又は修繕の事実を証明し得る書類（例えば、外国の輸出者又は製造者との間の通信文書）であっても差し支えないものとする。

加工、修繕に関する契約書等は、1通提出させ、必要な確認を行ったときは、確認印を押印して申告者に返付する。なお、1契約に係る加工又は修繕用輸出貨物が分割又は継続して輸出される場合においては、2回目以降の輸出申告の際には、加工、修繕に関する契約書等の返付用の提示をもってその提出に代えて差し支えない。

⑷　貨物に付された識別記号（製造番号等）又は当該貨物に係る仕入書、パッキングリスト等の輸出関係書類の記載内容（以下この項において｢識別記号等｣という。）により、輸入の際にその同一性の確認が可能なものについては、写真、カタログ等の資料の提出は要しないものとする。この場合において、当該貨物に係る輸出申告書（許可書用）の税関記入欄に当該識別記号等を記入する等の措置を行うものとする。

なお、税関記入欄等への記入に代えて仕入書等に記載された識別記号等により、同一性の確認を行う場合には、その旨を税関記入欄に記載することとし、当該仕入書等の写しを税関に提出させ審査印を押印した上返付する。

［一部改正：昭55第1353号、昭57第623号、昭61第587号、平12第235号、平13第782号、平16第349号、平17第424号、平20第721号、平27第570号、令3第262号］

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続）

11―4　令第5条の2に規定する加工又は修繕のため輸出された貨物の減税の手続については、次による。

⑴　同条に規定する｢加工又は修繕を証する書類｣は、前記11―3の⑶による輸出承認証又は加工、修繕に関する契約書等とする。

⑵　同条に規定する明細書は、｢加工･修繕･組立製品減免税明細書｣（T―1060）とし、1通（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を提出させる。

⑶　減税の手続に当たっては、同条に規定する書類の提出のほか、輸出の際に交付を受けた前記11―3の⑴に掲げる輸出許可に係る税関官署の確認済みの確認申告書を提示させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1353号、昭57第623号、昭61第587号、平30第1692号、令3第262号］

（加工又は修繕貨物を郵便により輸出入する場合の取扱い）

11―5　加工又は修繕貨物を郵便によって輸出又は輸入する場合（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における法第11条の適用の手続は、次による。

⑴　輸出貨物について、最寄りの税関官署において関税法基本通達76―2―1の⑷の事前検査の手続を行う。この場合においては、同条の｢輸出の許可の日｣とは、便宜、当該輸出郵便物について令第5条第1項の規定により税関が確認した日とする。

⑵　その輸出及び輸入の際には、前記11―3及び11―4の手続を行う。

なお、輸入の際に提出することとされている輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書が無い場合にあっては、その提出を要しないものとする。

［一部改正：昭61第587号、平20第1331号、平30第465号］

（加工又は修繕用貨物の輸出手続の特例）

11―６　法第11条の規定に係る加工又は修繕用の輸出貨物が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕用貨物の輸出手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。

⑴　前記11―３⑴に規定する確認申告書（交付用）については、輸出者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えないものとする（同項⑴なお書に規定する変更届について同じ。）。この場合において、同項⑵又は前記11―4⑶に規定する提示が必要となったときは、当該管理された書類を提示させる。

⑵　前記11―3⑶に規定する契約書等については、その写しの提出又は提示を認める。

⑶　前記11―3⑷に規定する同一性の確認は、仕入書等に記載された識別記号等により行うとともに、同項⑷なお書に規定する仕入書等の写しについては、提出の省略を認める。

［追加：令3第260号］

（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税手続の特例）

11―7　法第11条の規定による加工又は修繕のため輸出された貨物の減税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工又は修繕のため輸出された貨物の減税手続については、次のとおり取り扱って差し支えない（前記11―6の規定の適用を受けた貨物については、当該貨物を輸出した者の名をもって輸入申告されるときに限る。）。

⑴　令第5条の2第1項に規定する輸出された貨物の許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記11―4⑴に規定する契約書等については、その写しの提出を認める。

⑵　前記11―4⑶に規定する確認申告書については、輸入者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。

［追加：令3第260号］

（加工又は修繕貨物の再輸入期間の延長の承認申請手続）

11―8　令第5条の3に規定する申請書は、｢再輸入･再輸出･輸入期間延長承認申請書｣（T―1065）とし、2通（原本、承認書用）を加工又は修繕用貨物の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押印して申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号、令3第262号（項番号11―6を変更）］

第8節　製造用原料品の減税又は免税

（製造工場の承認の要件）

13―1　法第13条第1項((製造用原料品の減税又は免税))に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。

⑴　製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

イ　申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項((経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用))の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合

ロ　申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合

ハ　申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合

ニ　申請者が上記イからハまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合

ホ　申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）

ヘ　製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる充分な能力がないと認められる場合

⑵　飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

［一部改正：平元第885号、平27第33号、平30第1692号］

（製造工場の種別）

13―2　製造工場は、税関長が必要と認めたときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場（以下｢第1種承認工場｣という。）と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場（以下｢第2種承認工場｣という。）とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。

なお、第1種承認工場が第2種承認工場となる場合又は第2種承認工場が第1種承認工場となる場合においては、第1種承認工場又は第2種承認工場の廃業及び第2種承認工場又は第1種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。

⑴　第1種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であつて、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でないと税関において認めた製造工場をいう。

⑵　第2種承認工場とは、上記⑴以外の製造工場であつて、製品の製造が間けつ的で、かつ、その製造がおおむね1カ月以内に終了し、製品の一括引取りを行う製造工場をいう。

（製造工場の承認を行う税関官署）

13―3　法第13条第1項((製造用原料品の減税又は免税))に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う。（ただし、暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第13条第１項に規定する承認を行う場合を除く。）。

［一部改正：昭61第587号、平19第893号、平27第33号］

（製造工場の承認の申請手続）

13―4　令第6条の3第1項((製造工場の承認申請手続))の規定による製造工場の承認申請は、｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書｣（T―1070）1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、｢製造工場承認書｣（T―1080）を申請者へ交付する。

（製造工場の承認申請書の添付書類）

13―5　製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。

⑴　承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定(CP＝Compliance-Program)ととする。

⑵　「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。申請者が個人の場合にあっては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。

⑶　｢申請者の信用状況を証するに足りる書類｣としては、申請者が法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。

⑷　「社内管理規定」は、関税法基本通達34の2―9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。

⑸　暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第13条第１項に規定する製造工場の承認申請と暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。

［一部改正：昭58第608号、昭61第587号、平17第268号、平18第395号、平27第33号、令3第900号］

（承認の際に付する条件）

13―6　製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

⑴　承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件

⑵　製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

⑶　製造工場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件

［一部改正：昭61第587号、平15第346号］

（協同組合に対する製造工場の承認）

13―7　中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を有す協同組合（以下、｢協同組合｣という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。

⑴　賃貸借契約により組合員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもつて、税関の管轄区域内の製造工場について一括して申請できるものとする。

⑵　前記13―2（製造工場の種別）の規定の適用に当たつては、｢第1種承認工場｣とする。

⑶　製造工場の承認に際しては、前記13―6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。

組合員（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業員（以下、｢組合員等｣という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組合員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の承認が一括して取り消されることがある。

［追加：平元第885号］

（承認内容の変更の手続）

13―8　製造工場の承認内容の変更の手続は、次による。

⑴　製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手続は適宜の様式による｢製造工場内容変更承認申請書｣2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。

⑵　次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、｢製造工場承認内容変更届｣（T―1090）｣2通を税関に提出することにより行わせる。

イ　製造工場の名称を変更する場合

ロ　製造工場の面積を増加し又は減少する場合

ハ　製造工場における製造方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更する場合

⑶　製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更に該当しないものとして取り扱つて差し支えない。

⑷　前記13―7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組合員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記⑴によるものとする。

この場合、｢製造工場内容変更承認申請書｣に前記13―5（製造工場の承認申請書の添付書類）に規定する書類を添付させるものとする。ただし、前記13―5⑶に規定する書類は、添付を省略させることができる。

⑸　前記13―7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。

なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するときは、後記13―24（製造工場の廃業）に規定する手続によるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第608号、平元第885号（項番号13―7を変更）］

（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）

13―9　製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

⑴　製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入（減免税）製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。

また、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第8条第1項（（製造工場の承認手数料））において準用する同令第3条第1項((保税工場の許可手数料))に規定する｢承認の日｣とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行つた日をいうものではないので、留意する。

⑵　承認の期間の更新の申請は、｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書｣（T―1070）1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、｢製造工場承認書｣（T―1080）を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭54第1047号、昭58第608号、昭61第587号、平元第885号（項番号13―8を変更）、平10第278号、平18第395号］

（｢飼料以外の用途に適さないもの｣の意義）

13―10　令第6条((飼料及びその原料品の指定))に規定する｢飼料以外の用途に適さないもの｣とは、家畜、家きん、魚類（いずれも産業用のほか、愛がん用又は鑑賞用のものを含む。）又はその他の産業用動物（ミンク及びきつねに限る。）の飼料として使用されるものであつて、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。

(注)　家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。

⑴　家畜

イ　ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター

ロ　こん虫類：みつばち、かいこ

⑵　家きん　鶏、あひる、がちよう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじやく、九官鳥、おうむ、小鳥

［一部改正：昭48第1000号、平8第273号］

（製造用原料品の輸入（減免税）手続）

13―11　製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。

⑴　令第7条第1項((製造用原料品の減税又は免税の手続))に規定する書面は、｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品減免税明細書｣（T―1100）とし、2通（原本、保税監督部門用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。）を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の免税明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

⑵　輸入（減免税）製造用原料品の免税申請は、輸入（減免税）製造用原料品の輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告。第９節、第11節、第12節、第16 節及び第17節において同じ。）の際に、｢輸入（納税）申告書｣（C―5020）5020）（特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この節、第12節、第15節、第16節、第18節及び第20節において同じ。）を通常の部数より1通多く提出して行い、税関においてこれを許可した（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出を受けた）ときは、輸入（納税）申告書1通に許可印（特例申告貨物にあっては、審査印）を押なつして申告者へ交付し、他の1通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

⑶　法第13条第3項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭57第623号、昭61第587号、昭63第1243号、平6第331号、平8第273号、平12第652号、平19第420号、平19第893号、平20第346号、平27第570号］

（同種製造用原料品との混用使用）

13―12　法第13条第4項の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。

⑴　同項に規定する｢同種製造用原料品の混用｣とは、輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品との混用をいうものとし、輸入（減免税）製造用原料品と同種の輸入（減免税）製造用原料品との混用は、ここでいう混用には当たらないものとする。

⑵　輸入（減免税）製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書｣（T―1110）2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。

［一部改正：平元第327号、平8第273号、平29第442号］

（製造工場における貨物の同時蔵置）

13―13　飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入（減免税）製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42―3の例に準じて取り扱う。

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条の規定により記帳を適正に行わせる。

［一部改正：平元第327号、平6第331号、平7第297号、平8第273号、平11第254号、平29第442号］

（製造工場における製造終了届等の取扱い）

13―14　製造工場における｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品による製造終了届｣（T―1120）、又は飼料製造工場における｢飼料製造用原料品による製造終了届｣（T―1130）（以下いずれも｢製造終了届｣という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。

なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。

⑴　第1種承認工場における取扱い

イ　製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）の製造終了の届出は、製造終了届2 通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の10 日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

また、前記13―7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。

ロ　上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ　上記ロにより検査（審査）が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押なつし、製品検査書として届出者へ交付する。

ニ　製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

　ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。

なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

　製品の搬出に当たつては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下｢看貫票等｣という。）を作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。

⑵　第2種承認工場における取扱い

イ　製品の製造終了の届出は、原則として輸入（減免税）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（保税担当部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

ロ　上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として、現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達67―3―10（輸入検査の方法）の⑴に準ずる。

ハ　上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届2通に検査済証明印を押なつして、うち1通を製品検査書として届出者に交付し、他の1通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。

ニ　製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。

⑶　法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い

同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

［一部改正：昭53第308号、平元第885号、平8第273号、平12第235号、平13第265号、平19第893号、平27第33号］

（製造用原料品の用途外使用）

13―15　法第13条第6項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。

⑴　法第13条第6項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあっては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。

⑵　令第10条の規定による用途外使用の申請は、｢用途外使用等承認申請書｣（T―1140）2通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下｢蔵置場所所轄税関｣という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関のの保税監督部門へ送付する。

［一部改正：昭58第230号、昭61第587号、平8第273号、平12第652号、平19第420号、平19第893号］

（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）

13―16　法第13条第7項((関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収))の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。

⑴　法第13条第7項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなつた者（輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者）である。

⑵　製造用原料品について、法第13条第7項の理由が発生した場合は、当該理由の発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。

なお、令第6条の2第2項((製造がされなかつたものとみなす場合))の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合（製造歩留り）が、当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回つた場合は、その下回つた製品数量に対応する製造用原料品数量について法第13条第1項((製造用原料品の減税又は免税))に規定する｢製造｣がなされなかつたものとみなされるので、同条第7項の規定によりその割合を下回つた部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。

⑶　法第13条第7項ただし書後段((用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合))の規定により法第10条第1項((変質又は損傷による減税))の規定を準用する場合の取扱いは、前記10―1（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）から10―6（変質又は損傷による減税の手続）までに準ずる。

なお、この場合において、｢変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少｣には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。

⑷　製造工場に対する検査又は輸入（減免税）製造用原料品による製造終了の検査（審査）の結果等により、輸入（減免税）製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。

イ　その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。

ロ　その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。

なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。

［一部改正：昭63第1243号、平8第273号］

（製造用原料品等の亡失又は滅却）

13―17　輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。

⑴　令第11条第1項の手続の規定による亡夫の届出は、｢製造用原料品等の亡失届｣（T―1150）2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関のの貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）へ送付する。

⑵　令第11第2項((製造用原料品等の滅却の場合の手続))の規定による滅却の申請は、｢製造用原料品等の滅却承認申請書｣（T―1160）2通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。

⑶　上記⑵により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。

なお、この場合において、法第13条第8項の規定に基づく手数料令第8条第2項の手数料は、要しないので留意する。

［一部改正：昭58第230号、昭61第587号、平8第273号、平17第424号、平19第893号］

（製造用原料品に関する担保の解除）

13―18　法第13条第3項の規定に基づき製造用原料品の輸入（減免税）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（減免税）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（減免税）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。

なお、担保の解除に当たつては、令第9条第3項の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達9の11―10（担保の解除手続）により処理する。

［一部改正：平3第231号、平8第273号、平12第235号、令3第262号］

（製造用原料品の譲渡）

13―19　令第11条の2((製造用原料品の譲渡の場合の届出))の規定による輸入（減免税）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。

⑴　輸入（減免税）製造用原料品の譲渡の届出は、｢製造用原料品等の譲渡届｣（T―1170）2通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者へ交付する。

ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。

⑵　輸入（免税）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記⑴により受理した場合においては、法第13条第7項第2号((製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴))の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。

［一部改正：昭58第230号、昭61第587号、平8第273号］

（第2種製造工場の承認手数料の徴収）

13―20　第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。

⑴　承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第8条第2項((製造工場の承認手数料))に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。

⑵　上記⑴による印紙による手数料は、実際に現場検査を行つた場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。

⑶　同令第8条第2項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員1人分を徴収する。

なお、同一税関職員が1回の出張において数箇所の工場（同一被承認者の工場については、1箇所として取り扱うものとする。）について現場検査を行つた場合であつても、各箇所ごとに税関職員1人分を徴収する。

⑷　同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1の行政職俸給表に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがつて、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。

⑸　税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の1回の現場検査に要する手数料の額を上記⑷により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。

［一部改正：昭56第349号、昭60第1306号、昭61第587号、平8第273号、平17第424号、平18第395号］

（製造工場の延べ面積の算定）

13―21　延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場（原料品置場が保税地域となつている場合を除く。）、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達42―14（延べ面積の算定の方法）による。

［一部改正：昭61第587号、平8第273号］

（法人の合併等の取扱い）

13―22　製造工場の承認を受けている法人が合併 若しくは 分割 又は製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す（以下この項において「合併等」という。）ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人 若しくは 合併等により設立される法人 又は当該業務を譲り受けた法人 について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする

この場合において、合併等の後に存続する法人 若しくは 合併等により設立される法人 又は当該業務を譲り受けた法人 の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

［全部改正：平18第395号］

［一部改正：平28第273号］

（帳簿の備付け）

13―23　令第12条第1項((製造用原料品に関する記帳義務))の規定により製造用原料品の関税の軽減又は免除を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している減免税原料品、製品等に係る関係帳簿をもつて足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達61の3―1（保税工場における記帳義務）の⑸から⑻までの規定に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号13―28を変更）、平8第273号、平12第235号］

（製造工場の廃業）

13―24　製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させるものとする。

［追加：昭61第587号、平8第273号］

第9節　無条件免税

（内廷用品の無条件免税）

14―1　法第14条第1号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。なお、上皇及び上皇后に関しては、それぞれ天皇及び皇太后の例による。

⑴　｢内廷にある皇族｣とは、皇后、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃及び天皇と生計を一にする未婚の親王、内親王をいい、一家を創立した親王及び他家に嫁した内親王は含まない。

⑵　献上品については、あらかじめ天皇又は内廷にある皇族の用に供されることが確定したものに限り、本号を適用するものとし、単に献上の目的で輸入するものは、本号に含まない。

⑶　輸入貨物について宮内庁から内廷用品（献上品の場合を含む。）である旨の通知を受けたときに限り、本号を適用して簡易な通関を行う。

［一部改正：平31第437号］

（外国元首等に属する物品の無条件免税）

14―2　法第14条第2号((外国元首等に属する物品の無条件免税))の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　｢元首｣とは、君主、大統領その他国際法上外国に対して一国を代表する者をいう。

⑵　｢属する物品｣とは、元首若しくはその家族又はこれらの者の随員が来遊に際し使用するため輸入（別送を含む。）するものをいう。

（勲章、賞はい等の無条件免税）

14―3　法第14条第3号((勲章、賞はい等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢その行政区画である公共団体｣とは、外国の行政上の区画としての公共団体、例えば、市、町、村及び連邦国家における各州のようなものをいう。

⑵　｢国際機関｣とは、条約又は協定その他これらに準ずる国家間の約定によつて設置された次のような機関をいう。

イ　国際連合及びその専門機関（国際労働機関=ILO、国際連合食糧農業機関=FAO、国際連合教育科学文化機関=UNESCO、国際民間航空機関=ICAO、国際通貨基金=IMF、国際復興開発銀行=IBRD、世界保健機構=WHO、万国郵便連合=UPU、国際電気通信連合=ITU、世界気象機関=WMO、国際原子力機関=IAEA、国際金融公社=IFC、国際海事機関=IMO、その他国際連合憲章第57条及び第63条((国際連合と連携関係をもつ義務))に従つて国際連合と連携関係をもつ機関）

ロ　度量衡万国中央局、国際灌漑排水委員会、国際水路局、国際獣疫事務局=OIE、世界貿易機関=WTO、関税協力理事会=CCC、国際小麦理事会=IWA、米穀協議会、国際綿花諮問委員会=ICAC、国際ゴム研究会=IRSG、国際原料会議=IMC、国際砂糖理事会=ISA、国際羊毛研究会=IWSG、国際錫研究会=ITSG、国際捕鯨委員会、国際冷凍協会

［一部改正：平3第231号、平7第1046号］

（国際連合又はその専門機関から寄贈された物品等の無条件免税）

14―4　法第14条第3号の2((国際連合又はその専門機関からの寄贈物品等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢その専門機関｣とは、前記14―3の⑵イに規定するところによる。

⑵　｢教育用の物品｣とは、その物品の展示又は使用が教育的な効果を有するものをいい、学校教育用の物品に限らない。ただし、当該物品を換価して教育に使用するようなものは含まない。

⑶　｢宣伝用の物品｣とは、国連精神の普及又はその専門機関の設立の目的を達成するために必要な啓蒙若しくは宣伝用の物品で、例えば、ユネスコクーポン募集のための写真、パンフレツト等をいう。

⑷　｢その他これらに類する物品｣とは、例えば、録画済みのビデオ･テープ等をいう。

⑸　寄贈を受ける者については制限はないが、当該物品が国際連合又はその専門機関から寄贈されたものであるかどうかの確認は、国際連合若しくはその専門機関又は関係官公庁若しくは団体（例えば、日本ユネスコ国内委員会）の発行する証明書類により行う。

ただし、仕入書等により確認できるときは、この限りでない。

［一部改正：昭57第623号、平24第615号］

（博覧会等用のカタログ等の無条件免税）

14―5　法第14条第3号の3の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢博覧会等｣の意義については、関税法基本通達62の2―1の⑴と同様とする。

⑵　本号に該当する物品は、次の要件を充足するものに限る。

イ　参加国の責任において作成したものであること。

ロ　博覧会等のために使用されるものであること。

ハ　その内容が主に特定の個人又は企業に係る商品又は営業内容を紹介し又は宣伝するためのものでないこと。

⑶　｢その他これらに類するもの｣とは、絵葉書、リーフレット等をいう。

⑷　令第13条の2に規定する｢本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体｣の意義については、関税法基本通達62の2―1の⑵と同様とする。

⑸　規則第2条の2第3号に規定する｢これに準ずる者｣の意義については、関税法基本通達62の2―1の⑶と同様とする。

⑹　規則第2条の2第4号に規定する｢後援｣の意義については、関税法基本通達62の2―1の⑷と同様とする。

⑺　規則第2条の3に規定する承認申請手続等については、関税法基本通達62の2―8を準用する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、昭62第328号、平21第368号］

（記録文書その他の書類の無条件免税）

14―6　法第14条第4号((記録文書その他の書類の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢記録文書その他の書類｣とは、学術、文化、産業、衛生等の資料、研究報告又は文献として価値のある文書その他の書類をいい、それらを収録した写真（例えば、マイクロフイルム）を含むものとする。

⑵　観光旅行宣伝用資料となる｢絵入りカレンダー｣については、次に掲げるすべての条件を満たすものに限り、本号に該当するものとして取り扱つて差し支えない。

イ　カンレダーの大きさの25を超える部分を会社名等の広告によつて占められていないこと。

ロ　外国旅行の宣伝を主たる目的とするものであること。ただし、航空会社、船会社等外国旅行に関係ある会社等のカレンダーは、この条件に該当するものとして取り扱う。

ハ　輸入後無償で配布されることが明らかであること。

（専売品の無条件免税）

14―7　法第14条第5号に規定する｢専売品｣の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢専売品｣とは、あへん法（昭和29年法律第71号）による｢あへん｣をいう。

⑵　専売品の委託輸入者が納税申告をする場合においては、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類を添付させる。ただし、当該専売品が特例申告貨物であり、かつ、輸入申告の際に当該書類を確認している場合にあっては、添付を省略させて差し支えない。

［一部改正：昭52第299号、昭55第324号、平8第273号、平12第652号、平13第4号、平13第265号、平14第253号、平19第420号、令元第784号］

14―8　削除

（注文の取集めのための見本の無条件免税）

14―9　法第14条第6号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢注文の取集めのための見本｣とは、既に生産されている特定の種類の貨物を代表する物品又は生産が計画されている貨物を示す物品で、これらによつて代表される種類の物品の注文を取り集めるために使用されるもの（その一部を含む。）をいい、市場の需要傾向等の調査のための物品及び見本である旨を示すラベル等を含み、製作のための見本は含まない。

⑵　上記⑴の認定は、仕入書等又は貨物の種類、性質若しくは形状により行う。

⑶　｢見本用にのみ適すると認められるもの｣とは、次に掲げるものをいう。

イ　人造プラスチツク、ゴム、皮革、木材、コルク、さなだ類、紙、紡織用繊維糸、織物類、石、石綿、ガラス、卑金属等を特定の長さに切断し又はシート、スラブその他これらに類する形状にしたものであって、見本用以外には使用できない寸法のもの

ロ　くぎ類、びよう、かすがい、スパイク、画びよう、ボルト、ナツト（ボルトエンド及びスクリユースタツドを含む。）、ねじ（スクリユーフツク及びスクリユーリングを含む。）、リベツト、コツター、コツターピンその他これらに類する物品及びバツクル、フツク、ボタン、ボタン飾りボタン、カフスボタン、プレスフアスナーその他衣類の附属品又は装飾品として通常使用される小形の物品については、種類又は寸法の異なるごとの1個又は1組（同一物品を数個カードに取り付けて見本にしたものを含む。）（真珠、貴石、半貴石又は貴金属若しくはこれを張つた金属を用いたものを除く。）

ハ　人造プラスチツク、ゴム、皮革、木材、コルク、組物材料、紙、板紙、織物類及びこれらで製造した衣類、はき物、帽子その他の製品については、切断し、あなをあけ、抹消できない見本のマークを付し又はその他の処置をしたものであって見本用以外には使用できないもの（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域で行ったものを含む。）

ニ　貨物の形状、性質、性能等から勘案して見本用以外には、使用できないと認められるもの。

⑷　令第13条の3に規定する｢課税価格の総額｣とは、注文取集めのための見本のみの1申告の課税価格（従量税品については、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格をいう（令第1条の2第3号）。）の合計額をいう。この場合における1申告とは、1荷受人が1荷送人から輸入する貨物に係る1申告をいい、仕入書を分割して2申告以上としたものについては、1申告とみなす。

なお、課税価格の総額が5,000円を超えるものについては、令第13条の3の規定の適用はなく、全体に対して課税することになるから、留意する。

⑸　令第13条の3各号に掲げる物品の取扱いについては、次による。

イ　第1号((見本のマークを付した物品等))に規定する｢物品｣とは、見本のマークを付し、又はその他の処置（試供品の表示等）を施したことにより通常見本用に供すると認められるものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない（輸入の許可前に輸入者の申出により当該処置を保税地域において行ったものを含む。）

ロ　第2号((見本に供する範囲内の量に包装した物品等))に規定する｢見本に供する範囲内の量に包装した物品｣とは、見本の表示等はないが通常見本に供すると認められる程度の量に包装したものをいい、全部又は一部が同じ種類又は同じ性質のものであるかどうかを問わない。

ハ　第2号に規定する｢1個の課税価格が1,000円以下の物品｣とは、従量税品の場合には、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格が1,000円以下の物品をいう（令第1条の2第3号）ことに留意する。

ニ　第1号又は第2号に該当する物品がいずれの号にも該当しない見本とともに輸入される場合であっても、1申告の課税価格の総額が5,000円以下である場合においては、第1号又は第2号に該当する物品について法第14条第6号の規定の適用がある。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1360号、平24第615号、平25第310号］

（品質を表示するラベルの無条件免税）

14―10　法第14条第6号の2の規定に基づき令第13条の5において指定されているラベルには、例えば、米国のUL（Underwriters　Laboratories　Incの略）ラベル、カナダのCSA（Canadian　Standards　Associationの略）ラベル等がこれに該当する。

［一部改正：平20第346号］

（携帯品の無条件免税）

14―11　法第14条第7号に規定する携帯品の免税の取扱いについては、次による。

⑴　規則第2条の4第3項に規定する「衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他の本邦に入国する者の私用に供することを目的とし、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」については、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。ただし、居住者が帰国又は再入国の際携帯（別送を含む。以下同じ。）して輸入する身辺装飾用品等のうち、外国で取得したものは原則として関税を課す。

⑵　法第14 条第7号に規定する目的により本邦に入国する者（船舶又は航空機乗組員を除く。以下「旅客」という。）が携帯して輸入する家具、調度品等は、次のイ又はロいずれかに該当する場合に限り、規則第2条の4第3項に規定する「本邦に入国する者の私用に供することを目的として、かつ、その者の入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関長が必要と認める物品」とする。

イ　本邦に住所を有する旅客のうち、半年以上外国の同一場所（職業、その他の事情を勘案して税関長がやむを得ないと認める地域内の移転を含む。）で生活をしていた者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国する際携帯して輸入する家具、調度品等で、旅客が当該物品を相当期間にわたって当該居所において私用に供しており、かつ、引き続き本邦において私用に供すると認められる場合

ロ　本邦に住所を有しない旅客のうち旅券その他の公的書類等により半年以上本邦で生活をすることが確実と認められる者が、その居所を本邦に移転するため、本邦に入国の際携帯して輸入する家具、調度品等で、外国において旅客が私用に供しており、かつ、その入国の目的、職業、居住様式等により引き続き使用すると認められる場合

⑶　規則第2条の4第2項及び第5項に規定する船舶の乗組員に係る航海日数については、次のイ又はロにより計算して差し支えない。

イ　本舶の乗組員については、当該船舶の1航海の日数が1月未満であっても、航海の日数が通算して1月以上になったときの入港時において、便宜、1航海1月以上の欄を適用して差し支えない。この場合、入港ごとには、規則第2条の4第2項の表の第1号及び同条第5項の表の第1号に規定する免税範囲が適用されないので、留意する。

なお、適用に際しては、乗組員携帯品申告書にその適用状況を注記しておくこと。

ロ　転船等により航海の途中で乗船した者は、便宜、当該船舶の他の乗組員の場合に準じて取り扱って差し支えない。

⑷　本邦に入国する者が携帯して輸入する加熱式たばこについて、規則第2条の4第2項の表の第1号及び第5号の下欄に掲げる「税関長が適当と認める数量」とは、同表の第1号については小売用として個装された箱又はパッケージ（以下「個装等」という。）3個、同表の第5号については個装等10個とする。

⑸　船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、上陸するごとに規則第2条の4第2項の表の第1号から第3号の下欄に掲げる数量以下のものの関税を免除する。なお、資格内変等の一時上陸以外の目的で下船（退職のための下船を除く。）する船舶の乗組員が携帯して輸入するたばこについては、規則第2条の4第2項の表の第5号の下欄に規定する数量を適用する。

⑹　規則第2条の4第4項に規定する「一品目」とは、「携帯品･別送品申告書」（C―5360）の品名欄の一欄程度の分類による。

⑺　規則第2条の4第4項に規定する総額の算定に含めないこととした物品は課税しないこととなるので、留意する。

⑻　規則第2条の4第2項又は第5項の表の下欄に規定する数量又は金額を超過する場合において、超過することとなる携帯品が分割できない物品であるときは、超過した数量又は金額に対してのみ課税することなく、当該分割することができない物品に対して課税することとなるので、留意する。

⑼　本邦に入国する旅客又は乗組員が携帯して輸入する託送品については、法第14 条第7号に規定する「その個人的な使用に供するもの」には含まれないこととなるので、留意する。

ただし、当該託送品の課税価格の合計額が1万円以下である場合は、原則として法第14 条第18 号の適用があるので、留意する。なお、旅客等が携帯して輸入する物品が託送品であるかどうかの認定は、当該物品の包装状態、旅客等の申告等によって差し支えない。

［一部改正：昭47第1997号、昭53第886号、昭54第367号、昭59第587号、昭60第320号、昭61第587号、昭63第1243号、平19第420号、平20第346号、平30第465号、令元第784号、令2第1094号］

［関連：昭54蔵関第367号（永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について）］

（別送する携帯品の免税の手続等）

14―12　令第14条第1項に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢やむを得ない特別の事由｣とは、次の場合をいう。

イ　当該物品を積載していた船舶又は航空機が遭難その他の事故により本邦に到着することが遅延した場合

ロ　当該物品の輸出港又は輸入港において荷役のストライキその他これに類する事由により貨物の積卸しが遅延したため本邦に到着又は輸入することが遅延した場合

ハ　その他税関長が真にやむを得ないものと認めた場合

⑵　携帯品の別送手続については、関税法基本通達67―4―10による。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号（項番号4―13を変更）、平12第235号、平13第265号、平20第346号、令4第909号］

（引越荷物の無条件免税）

14―13　法第14条第8号に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦に住所を移転する｣とは、本邦に生活の本拠を移転することをいう。ただし、次の場合には本邦に住所を移転するものとして取り扱って差し支えない。

イ　本邦に住所を有しない者が本邦に入国する場合で、旅券その他の公的書類等によって本邦に住居を設定して少なくとも1年以上滞在すると認められる場合

ロ　本邦から外国に住所を移転し、本邦に入国する前に引き続き1年以上外国に居住していた者が、再び本邦に住所を移転するため入国する場合

⑵　入国者が輸入する物品のうち、当該入国者又はその家族が既に使用したものであるか否か不明なものについては、当該入国者又はその家族の個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具で、個人的な事情に照らし、通常、かつ、相応と認められるものに限り、本号により免税して差し支えない。

⑶　法第16条第1項第4号に掲げる機関の職員のうち同条の規定により関税免税の特権を認められない職員及びその家族（日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者及びその家族を含む。）については、これらの者が所有する公用旅券には通常本邦における滞在期間が記載されていないので、便宜、外務省の発給する証明書等により本邦への転勤等本邦への住所の移転の事実を確認の上、本邦に住所を移転する者と認定して差し支えない。

⑷　海外在住者の遺留品及び通常本邦に住所を有する者が本邦以外の甲国から乙国へ引越しをする場合において、甲国において使用した物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）で乙国において使用する必要がない等のため本邦に送り越したものは、便宜、本号により取扱って差し支えない。

⑸　令第14条第1項に規定する引越荷物の別送の手続については、関税法基本通達67―4―10による。

［一部改正：昭54第347号、昭61第587号、昭63第1243号（項番号4―14を変更）、平12第235号、平13第265号、平19第420号、平20第346号］

（在外公館から送還された公用品の無条件免税）

14―14　法第14条第9号((在外公館から送還された公用品の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦の在外公館｣とは、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第1条((在外公館の名称及び位置))に規定する大公使館及び領事館をいう。

⑵　｢送還された公用品｣には、外国において調達した公用品は含まない。

⑶　送還された公用品の納税申告に当たっては、外務省大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書を提出させる。

［一部改正：昭49第633号、昭61第587号、昭63第1243号（項番号4―15を変更）、平12第265号、令元第784号］

（再輸入貨物の無条件免税）

14―15　法第14第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢輸出された貨物｣とは、関税法第67条の輸出の許可を受けた貨物（保税工場から積み戻された貨物の一部が本体から取りはずされて輸入される場合であって、当該貨物が積戻し前明らかに内国貨物であったと認められるときはその貨物を含む。）のほか、次に掲げる貨物をいうものとする。

イ　郵便によって本邦から輸出されたことが明らかな貨物

ロ　誤積みのため再輸入される貨物であって、当該輸入貨物が誤積みにより輸出された貨物であることを書類等により確認できるもの

⑵　「その輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」とは、輸出の際の品質、規格、形状等がその輸入の際において同一のものであると認められるもの（輸出された貨物の部分品等が本体から分離されて輸入される場合等であっても、当該部分品等について、輸出の際の性質、形状が輸入の際において同一と認められる場合は、これを含む。）をいう。したがって、外国において使用した形跡のあるもの又はさ細な加工若しくは修繕をしたもの（例えば、ねじ締め、油洗い、注油等）であって、輸出した物品と同一のものと認められる場合は本号を適用する。

なお、次に掲げる物品はこれに該当するものとして取り扱う。

イ　輸出の際、露光していないフィルムであつて、撮影後未現像のまま（個人的使用に供されるものは現像済のものを含む。）輸入されるもの

ロ　輸出の際未録音のテープであって、個人的使用に供されるための商品価値を著しく付加しない内容を収録した後輸入されるもの

⑶　本邦の出漁船舶により公海で採捕された水産物で、外国にある漁業基地に一旦陸揚げされた後再輸入されるもの（陸揚げ後中継基地に運送され、その基地から輸入されるものを含む。）については、次により本号を適用する。

イ　本邦の出漁船舶による採捕の事実については、農林水産大臣の陸揚許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については、要しない。）転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書並びに現地官公署又は商業会議所の発給する採捕証明書（入手が困難な場合にあっては、水産庁資源管理部管理調整課長名の確認のある漁獲実績届出書を当該採捕証明書として認めて差し支えない。以下同じ。）により確認する。

なお、採捕証明書記載の貨物の重量については、冷凍による増量程度の誤差は認めて差し支えない。

ロ　基地に陸揚げ後、運搬又は保存のための冷凍、冷凍のためのみの単純な裁割、天日による自然乾燥等程度の加工は、上記⑵本文にいう｢さ細な加工｣として取り扱う。

ただし、煮熱乾燥（くん製を含む。）の程度以上の加工を加えたものについては、上記の加工の範囲を超えるものとして、本号の適用はない。この場合においては、法第11条((加工又は修繕のため輸出された貨物の減税))の適用を妨げない。

なお、法第11 条の規定を適用する場合の手続については、次による。

　加工貨物、すなわち本邦の船舶により採捕された水産物の輸出の手続については、関税法基本通達67―2―10により取り扱う。

　当該輸出の手続の際に輸出申告書に添付すべき令第5条に規定する「加工のため輸出するものであることを証する書類」は、転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）、漁業許可書又は現地官公署若しくは商業会議所の発給する採捕証明書とし、同条第1項の規定に基づき輸出申告書に付記された記載事項等につき税関長の確認を受けるものとする。

⑷　令第16条第1項ただし書に規定する｢当該貨物がこれらの規定に該当することが他の資料に基づき明らかであるとき｣とは、当該貨物が本邦から輸出されたことが輸出当時の契約書その他の書類若しくは当該貨物それ自体の性質、形状等を勘案して明らかである場合をいう。

⑸　再輸入する物品が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該物品の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該物品の輸入申告数量と当該物品の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。

ただし、貨物の運送又は商品管理等のために反復して使用されるもの（例えば、ＩＣタグ）で、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、後記14―16の⑻ただし書に準じて取扱って差し支えない。

⑹　再輸入されることがあらかじめ判明しているものについては、便宜、その輸出の際に輸出の目的及び再輸入の場所を輸出申告書に記載するよう要請するとともに、再輸入の際の同一性の確認のため必要な措置をとることを求める。

⑺　特別通関手帳（後記17―2⑵に定める書類をいう。以下この項において同じ。）による輸出入申告等の取扱いについては、次による。

イ　法第14条第10号の規定により関税の免除を受けようとする貨物のうち後記17―2⑵に定める保証契約に定めるものの輸入申告の際には、特別通関手帳の「再輸入（納税）申告書」の提出を求める。

ロ　特別通関手帳を使用して輸入する予定で一時輸出する貨物の輸出申告の際には、当該特別通関手帳の「輸出申告書」の提出を求める。

ハ　上記イ及びロ以外の取扱いは、特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第5章ATA条約特例法関係(以下「ＡＴＡ基本通達」という。）3―9⑷及び⑸、3―10⑶及び⑷並びに3―11(一時輸出物品の通関手帳による輸出等)に準じて処理する。

［一部改正：昭52第1199号、昭57第623号、昭63第1243号（項番号4―16を変更）、平13第265号、平16第349号、平20第721号、令元第784号、令5第272号］

（再輸入する容器の無条件免税）

14―16　法第14条第11号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦から輸出された貨物の容器｣とは、当該容器が本邦から輸出されたものであれば足り、内容物たる貨物が本邦から輸出されたものであるかどうかを問わない。

⑵　令第15条第2号の「その他これらに類する容器」とは、貨物の運送のために反覆して使用するものであれば、シリンダー又はコンテナーと同一の形状を有するものに限らない。

⑶　本号により関税を免除する貨物の容器は、次の要件を満たすものとする。

イ　本邦から輸出の際既に令第15条各号に掲げる貨物の容器としての形状及び機能を有していたものであること。したがって、輸出の際に貨物の容器の原材料であったものは含まない。ただし、次に掲げる物品はこの要件に該当するものとして取り扱う。

　容器として一定の規格に裁断された物品であって、輸送の便宜上材料としての形状のままで輸出され、貨物を詰める際簡単な手入れ（例えば、はめ込み、釘打ち等）により貨物の容器として組み立てられるもの

　びん等の口若しくは王冠又は缶詰の上ぶた等貨物の容器の一部として使用される物品であって、貨物の容器の本体とともに輸出されたもの（ラベルは容器の一部とは認めない。）

ロ　貨物の容器として使用するために当然付随する必要最少限度の手入れ（例えば、釘打ち、王冠の取付け、缶詰の巻締め及び損傷部分の原状復帰のための修繕（損傷部分の交換がない溶接、部分的な塗装等）））を除き、外国において特別な加工を施したものでないこと（缶詰の脱気加工は缶詰を製造するために必要な加工であって、缶自体に対する加工とは考えない。）。

ハ　輸出された貨物の容器と再輸入する貨物の容器との同一性の確認ができるものであること。

⑷　本号により関税を免除する場合の再輸入する容器の課税価格は、便宜、再輸入する容器が輸出の際に輸出貨物の容器として使用されたものであるときは、当該再輸入する容器の輸出の際のFOB価格とし、再輸入する容器が輸出の際に輸出貨物の容器として使用されたものでないときは、当該再輸入する容器の輸出の際のFOB価格に往路の運賃及び保険料を加えた価格とする。

⑸　再輸入する容器に詰められた貨物の課税価格は、当該再輸入する容器を含む貨物全体について法第4条から第4条の9までの規定に基づき算出した課税価格から当該再輸入する容器の課税価格を控除した価格とする。

⑹　納税申告に当たっては、内容貨物と本号により関税の免除を受けようとする再輸入する容器とを分離して申告させることとし、それぞれの価格、税番、税率、税額（再輸入する容器にあつては免税額）等を輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、特例申告書）の別欄に記入させる。ただし、再輸入する容器が令第15 条第２号に掲げる貨物の運送のために反覆して使用されるもの（以下この項において「通い容器」という。）である場合には、税番が異なる通い容器が複数あるときは、これらのうち数字上の配列において最初となる税番により一欄に取りまとめて記入して差し支えない。

⑺　本号の適用を受けようとする容器の輸出申告に当たっては、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄に、当該容器の規格、材質その他再輸入時における同一性の確認のため必要な事項を記載させる。ただし、これらの記載事項が確認できる資料（容器の見本を含む。）が、あらかじめ若しくは当該輸出申告の際に提出された場合又は当該容器が通い容器であって特定輸出者によって輸出されたものであって、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、記載を省略させて差し支えない

⑻　再輸入する容器が本邦から輸出されたものであることの確認は、原則として、当該容器の規格、材質等と輸出許可書等に記載されている規格、材質等との対査により行う。また、必要に応じ、当該容器の輸入申告数量と当該容器の輸出許可書等に記載された数量との対査確認を行うこととする。

ただし、再輸入する容器が通い容器であって、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合には、当該容器の納税申告の際に、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）等に記載された規格、材質、識別表示等を次のイのに掲げる資料により確認を行って差し支えない。

なお、輸出入状況を帳簿等により適切に管理していると認められる場合とは、次の要件を満たす場合とする。

イ　事前に以下の資料が提出されていること。

　通い容器の種類ごとに、規格、材質、識別表示等に係る資料（写真等）

　帳簿の様式等

なお、当該帳簿については、通い容器の種類ごとに、輸入個数及び輸入年月日、輸出個数及び輸出年月日、在庫個数を管理させ、1年ごとに提出させることとする。ただし、適当と認める場合には、必要に応じ提出させることとして差し支えない。

　通い容器が流通する全ての場所（外国を含む。）を記載した資料

ロ　通い容器について

　通い容器として使用する前に、現品に、他の同一の種類の容器と区別できる識別表示等を付すこと。

　外国製の容器を輸入して通い容器とする場合には、本号の規定の適用を受けずに輸入した後、使用を開始すること。

⑼　同一性確認のための資料の提出等

前記⑻イに係る同一性確認のための資料は、通い容器の輸出入申告を行う税関官署（以下この号において「通関官署」という。）に２部提出させ、受理した通関官署は「受理番号（例えば、1Ａ－2013－0001（東京本関－受理番号を付した暦年－通し番号））を付し、一部を提出者に交付する。なお、通関官署が複数予定されている場合には、いずれかの通関官署に提出するものとし、受理した通関官署が資料の写し（ＰＤＦ等）を自税関の本関を経由して他の通関官署に送付するものとする。また、輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては、輸入許可書）の記事欄に輸入しようとする通い容器が通関官署に同一性確認のための資料を提出しているものである旨（例えば、「ＫＡＹＯＩ」等）を記載させることとし、同一性を確認する際の参考とする。

ただし、当該通い容器が特定輸出者によって輸出されたものであって、特例輸入者によって輸入されるものであり、輸出入状況を当該特例輸入者が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、同一性確認のための資料の提出を省略して差し支えない。

⑽　再輸入する容器に詰められた貨物が条約又は法その他の関税に関する法律の規定により無税の税率又は免税規定の適用が受けられるものである場合であって、当該再輸入する容器が、法別表の関税率表の解釈に関する通則5の規定により当該貨物に含めて取り扱うことができるものであるときは、当該再輸入する容器については、特に輸入者が希望する場合を除き、当該貨物に含めて取り扱う。

［一部改正：昭55第1360号、昭63第1243号（項番号4―17を変更）、平8第273号、平13第265号、平17第424号、平19第420号、平21第368号、平24第695号、平25第310号、平25第731号、令4第204号］

（遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材料等の無条件免税）

14―17　法第14条第13号((遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品の無条件免税))の規定により遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品を免税する場合において、遭難の事実の認定に当たつては、外国駐在の公館又はその地にある税関、その他の官公署の作成した証明書を納税申告の際に提出させる。ただし、これらの機関がない場合においては、当該遭難船舶又は航空機の船長若しくは機長又は船主若しくは航空会社の証明書その他遭難の事実を証する書類等を提出させ、その事実を認定する。

［一部改正：昭63第1243号（項番号4―18を変更）、平12第265号］

（船舶等の事故により積み戻された貨物の無条件免税）

14―18　法第14条第14号((船舶又は航空機の事故により積み戻された貨物の無条件免税))に規定する｢船舶又は航空機の事故｣とは、遭難に至らない程度の事故を含み、事故の場所のいかんを問わない。

［一部改正：昭52第1199号、昭63第1243号（項番号4―19を変更）］

（身体障害者用の器具等の無条件免税）

14―19　法第14条第16号((身体障害者用の器具等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いは次による。

⑴　｢身体障害者｣とは、次のいずれかに該当する者をいう。

イ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項((身体障害者手帳の交付))の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体の障害がある者として記載されている者

ロ　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条((戦傷病者手帳の交付))の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

ハ　原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）第2条((定義))に規定する被爆者であつて、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則（昭和43年厚生省令第34号）別表第2((精神上又は身体上の障害))に掲げる障害を有する者、ただし、同表第16号に掲げる障害を有する者を除く

ニ　上記イ、ロ及びハに掲げる者のほか、常に就床を要し、介護を要する者

⑵　規則第3条第7号((身体障害者用の器具等で税関長が適当と認めるもの))に規定する｢身体障害者用に特に製作された器具｣とは、身体障害者の身体障害を補うための特別の構造及び機能を有するもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものをいう。

次に掲げるもので身体障害者が専ら使用することを目的としているものについては、｢身体障害者用に特に製作された器具｣とみなして差し支えない。

イ　障害者自立支援法（平成17 年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の1（購入基準）に掲げるもの及びこれらに通常必要とされる附属品等

ロ　身体障害者の日常動作を容易にする食事、整容、入浴、家事、通信連絡、作業用等の生活用器具及びこれらに通常必要とされる附属品等

⑶　規則第3条第7号に規定する｢その他の物品｣とは上記⑵に該当するもの以外のもので、身体に障害のある者（けが人、病人等身体の動作に一時的に支障を来している者を含む。）の身体的障害を補うことができる構造及び機能を有するもののうち、身体障害者が使用するものをいう。

⑷　令第16条の2第2項((身体障害者用の器具等の輸入申告者))の規定の取扱いは、次による。

イ　同条第1項第1号、第2号及び規則第3条第1号から第6号に掲げる身体障害者用の器具等並びに上記⑵に該当するものについては、令第16条の2第2項ただし書の規定を適用する。

ロ　上記⑶に該当するものについては、令第16条の2第2項本文の規定を適用する。

［一部改正：昭51第939号、昭56第589号、昭57第623号、昭61第587号、昭63第1243号（項番号4―20を変更）］、平18第1175号」

（ニュース映画用のフィルム等の無条件免税）

14―20　法第14条第17号((ニュース映画用のフィルム等の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢ニュース映画用のフィルム（撮影済みのものに限る。）｣とは、輸入の時に時事的な報道価値のある事物が撮影されており、ニュース映画（テレビジョン放送用のものを含む。以下同じ。）の製作に使用され又はニュース映画として使用されるフィルムであつて、法別表第37.04項又は第37.06項に該当するものをいう。この場合において、｢ニュース映画｣とは、原則として、政治、経済、社会、文化等の時事的な事物を報道するため、一定の題名の下に不特定多数の者を対象とし、スクリーン、テレビジョン等を媒介として公開される映画をいう。

⑵　｢ニュース用のテープ（録画済のものに限る。）｣とは、上記⑴と同様の範囲の内容と目的とを有する録画済のテープであつて、法別表第8524.29号に該当するものをいう。

［一部改正：昭63第1243号（項番号4―21を変更）、平22第367号］

（少額貨物の無条件免税）

14―21　法第14条第18号((少額貨物の無条件免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢課税価格の合計額が1万円以下の物品｣とは、次の場合をいう。

イ　1申告に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの

ただし、1仕入書に係る貨物を分割して申告した場合には、当該仕入書に係るすべての貨物の課税価格を合計したものとする。

ロ　郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が1万円以下のもの

ただし、郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計したものを当該郵便物の課税価格とする。

⑵　令第16条の3((関税を免除することを適当としない物品の指定))に規定する｢本邦に居住する者に寄贈される物品のうち、その者の個人的な使用に供されると認められるもの｣とは、課税価格の合計額が1万円以下の物品であり、かつ、税関において寄贈物品と認められるものであつて、次の条件を満たすものをいう。

ただし、通常同一包装により送付されてくるような物品が2以上に分割包装されて、同一時期に、又は短期間内に数次にわたり、同一贈与者（単に形式的に近親者等の別名義を用いている場合を含む。）から同一受贈者（単に形式的に近親者等の別名義を用いている場合を含む。）に対して寄贈される場合等においては、本号の適用はない。

イ　当該物品の包装若しくは郵便物の税関告知書に贈与品（Gift）の旨の表示があるもの

ロ　個人から個人にあてたもの

ハ　法人あての物品であつて、当該法人の関係者の個人的な使用に供されると認められるもの

⑶　従量税品に係る｢課税価格｣とは、法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格をいうものとする。

⑷　課税価格の合計額が1万円を超えるものについては、本号の適用はなく、その全体に対して課税することとなるので留意する。

⑸　本号において関税を免除するものについては、輸徴法第13条第1項第1号の規定により消費税も免除されることとなるが、同条第3項に規定する内国消費税（例えば、たばこ税、酒税）については、課税価格の合計額が1万円以下であつても課税対象となるので留意する。

［追加：昭63第1243号］

［一部改正：平元第326号、平25第310号、平29第442号］

（米に係る携帯品等の免税に係る提出書類）

14―22　令第16条の4((米の免税の手続))に規定する「当該物品が免税対象物品であることを明らかにする書類」とは、輸入しようとする米について主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第22条((米穀の輸入数量の届出))の規定により、輸入者が農林水産大臣に提出した同規則別記様式第5号乙による「米穀の輸入に関する届出書（個人用として輸入する場合）」の写し（税関提出用）とする。

［追加：平11第254号］

［一部改正：平19第420号］

第10節　再輸入減税

（再輸入減税）

14の2―1　法第14条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　第1号に規定する｢保税作業によつたため課されなかつた額｣とは、再輸入された貨物の原料として使用された外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時の性質及び数量により算出した関税の額をいうものとする。

⑵　再輸入される容器について本条を適用する場合には、前記14―16の⑶イの規定を準用する。

⑶　再輸入される貨物が、保税作業による貨物又は減税、免税、戻し税（減額を含む。）若しくは控除を受けた貨物の一部又はこれらの貨物を構成する部品等の一部である場合においても本条を適用する。

なお、この場合において、その再輸入された貨物に係る減税額の計算は、次による。

イ　当該再輸入貨物が保税作業に係るものである場合には、当該貨物の製造に使用されたものと認められる保税原料品を個別に認定して行う。

ロ　当該再輸入貨物が法第17条第1項第1号、第19条第1項若しくは第6項又は第19条の2第1項、第2項若しくは第4項の規定により、減税、免税又はもどし税を受けたものである場合にも、上記イに準じて行う。

⑷　再輸入された貨物が損耗等の理由により価値が減少してその本来の関税額が本条を適用して課せられるべき関税の額より少なくなる場合においては、その本来の関税額を課するのであるから留意する。

⑸　令第16条の5に規定する｢当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書｣は、「輸入原料品等の関税の額の証明申出書｣（T―1180）とし、2通（原本、証明書用）を提出させ、うち1通（証明書用）に証明する旨記載して交付する。

なお、この場合の証明は、次の税関において行う。

イ　法第14条の2第1号の額についての証明は、再輸入される貨物を製造した保税工場の所在地を所轄する税関官署

ロ　法第14条の2第2号の額についての証明は、再輸入される貨物の輸出を許可した税関官署

［一部改正：昭52第1199号、昭61第587号、平11第254号、平12第652号、平29第442号、平27第570号］

第11節　外国で採捕された水産物等の減税又は免税

（外国で採捕された水産物等の免税）

14の3―1　法第14条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦から出漁した｣とは、当該船舶が、本邦の関税法域内に本拠を置き、当該法域内から出漁したことをいう。

なお、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条の規定により漁船登録された船舶が本邦の関税法域内から出漁して専ら冷凍加工等に従事する場合には、｢本邦から出漁した｣ものとして取り扱う。

⑵　｢本邦の船舶｣の意義については、関税法基本通達2―6（本邦の船舶の意義）に規定するところによる。

⑶　｢外国で採捕された水産物｣とは、外国の内水及び領海において捕獲された魚介類、海獣、海藻その他の水産物をいう。

⑷　本項の規定の適用に当たつては、当該水産物又は製品を本邦の船舶で運送するかどうか、及び外国にいつたん陸揚げするかどうかを問わない。

⑸　令第16条の6((外国で採捕された水産物の免税の手続))に規定する書類は、次のものとする。

イ　輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物である場合には、次に掲げる書類。ただし、下記に掲げる書類は、当該水産物が他の船舶に積み替えられ又は外国に陸上げされた後本邦に運送されてくる場合に限る。

　採捕水域、採捕期間、採捕船舶の名称及び登録番号、採捕船舶の船主並びに運航者の住所及び氏名又は名称、採捕水産物の品名及び数量等を記載した適宜の様式による採捕証明書で、採捕船団の船団長又は採捕船舶の船長が記名したもの

　本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所が発給する採捕についての証明書（上記に規定する採捕証明書を、さらにこれらの機関が確認したもので差し支えない。））

　農林水産大臣の発給する陸揚げ等の指令書

ロ　輸入貨物が本邦から出漁した本邦の船舶内において加工され又は製造された製品である場合には、上記イに掲げる書類（に掲げる書類は、上記イのただし書に該当する場合に限る。）のほか、加工又は製造（以下｢加工等｣という。）水域、加工等の期間、加工等船舶の名称及び登録番号、加工等船舶の船主及び運航者の住所及び氏名又は名称、加工等の内容、加工等前の水産物の品名及び数量、製品（副産物を含む。）の品名及び数量等を記載した適宜の様式による加工等証明書で、加工等船団の船団長又は加工等船舶の船長が記名したもの

なお、水産物の採捕及び当該水産物に対する加工等が同一の船団又は船舶によつて行われた場合には、上記イのに掲げる採捕証明書の記載事項と当該加工等証明書の記載事項とをあわせ記載した証明書を提出させて差し支えない。

［一部改正：平11第254号、平27第570号、令2第1118号］

（外国で採捕された水産物の加工製品の減税）

14の3―2　法第14条の3第2号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦から出漁した｣、｢本邦の船舶｣及び｢外国の船舶｣の用語の意義については、それぞれ前記14の3―1の⑴並びに関税法基本通達2―3及び2―6に規定するところによる。

⑵　本項の規定の適用に当たつては、当該水産物の加工製品を本邦の船舶で運送するかどうか、及び外国にいつたん陸揚げしたかどうかを問わない。

⑶　規則第4条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

イ　｢水産物を冷凍したもの｣とは、採捕された水産物を特別な加工を施さずに冷凍したものをいい、これについては税関長の承認を要しないので留意する。

ロ　同条の規定による承認の申請は、｢水産物加工製品についての承認申請書｣（T―1190）2通（原本、承認書用）を、原則として加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の輸入申告をする税関官署に提出することを求め、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押印して申請者に交付する。

⑷　令第16条の7第2項の規定による関税の減税額の算定は、次による。

イ　従価税品に該当する製品の関税の額は、製品の加工又は製造前の価格に加工又は製造に要した費用を加えた価格を基礎として算出した価格に製品の関税率を乗じて得た額とする。

なお、加工又は製造につき水産物以外の外国貨物が使用されているときは、上記の｢製品の加工又は製造前の価格｣は、当該外国貨物の使用前の価格を含めた価格とする。

ロ　従価税品に該当する水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額は、当該加工又は製造前の水産物について法第4条から第4条の9まで((課税価格の計算方法))の規定に基づき算出した価格に当該水産物の関税率を乗じて得た額とする。

なお、この場合において、加工又は製造に水産物以外の従価税品に該当する外国貨物が使用されているときにおける｢水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されるものとした場合における関税の額｣は、使用前の当該外国貨物について法第4条から第4条の9までの規定に基づき算出した価格に当該外国貨物の関税率を乗じて得た使用前の当該外国貨物の関税の額を含めた額とする。

ハ　従量税品に該当する水産物又は水産物以外の外国貨物が使用されている場合における｢水産物が加工又は製造前の性質及び数量により輸入されたものとした場合における関税の額｣は、加工又は製造に使用された水産物又は水産物以外の外国貨物の全数量を課税標準として算出した関税を額とする。

⑸　本項の規定により減税扱いを受けようとするときは、輸入申告の際に次の書類を提出することを求めるものとする。

イ　上記⑷のによる水産物加工製品についての承認書

ロ　令第16条の7第3項((水産物加工製品の減税の手続))の規定による｢水産物加工製品減税明細書｣（T―1200）1通（会計検査院に付する必要がある場合には、会計検査院用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））

ハ　上記14の3―1の⑸ロの規定に準じて作成した加工（又は製造）証明書

ニ　本邦の在外公館又は現地の外国の官公署若しくは商業会議所によつて発給された当該加工又は製造についての証明書（上記ハの証明書を、これらの機関が確認したものでも差し支えない。）。ただし、当該証明書を取得することが困難であると認められる場合には、当該水産物の輸入取引に関する契約書その他税関長が適当と認める書類（東京農林規格検査所の検査官が交付する加工又は製造についての証明書を含む。）であつても差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭55第1360号、昭57第623号、昭61第587号、平11第254号、平14第253号、平25第310号、平27第570号、令2第1118号］

（外国の法人等に用船された本邦籍船舶により採捕された水産物の取扱いについて）

14の3―3　外国の排他的経済水域における安全操業等を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人に用船された本邦籍船舶（以下この項において｢本邦籍船舶｣という。）により採捕された水産物の輸入通関等の際の取扱いは、次による。

⑴　外国の領域内で採捕された水産物の場合

イ　本邦籍船舶により外国の領域内で採捕された水産物については、法第14条の3第1項((外国で採捕された水産物等の免税))の規定を適用するものとする。この場合において、外国の領海であるか否かの認定については、関税法基本通達2―1に定めるところによる。

ロ　上記イの適用に当たっては、関税法基本通達2―6ただし書による確認のほか、前記14の3―1に定める取扱いによることとなるが、この場合においては、同14の3―1の⑸のイのに定められた陸揚げ等の指令書の提出は要しないものとする。

ハ　上記水産物が外国の漁業基地等に陸揚げ後加工された場合には、前記14―15の⑶のロの規定に準じて免税の可否を決定する。

⑵　公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物の場合

イ　外国の漁業基地等に陸揚げされず直接本邦に引き取られるもの及び他の船舶に直接積み替えられ本邦に引き取られるもの

本邦に引き取られる際に、監視部門において、関税法基本通達2―6ただし書による確認のほか、次による確認（直接本邦に引き取られるものであるときは、及びについての確認）を行い、内国貨物としての引き取りを認めるものとする。

　前記14の3―1の⑸のイのに規定する船長等の採捕証明書による確認

　採捕水産物の漁労日誌又はその写しによる公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域上採捕されたものであることの確認

　採捕船舶の船長等と運搬船の船長との間の受渡しを証する書類の確認

ロ　外国の漁業基地等に陸揚げされた後再輸入されるもの

採捕された水産物が外国の漁業基地等に陸揚げされる場合には、当該水産物を採捕した船舶の船長等による採捕を証する電信文等を船主から提出させ、輸出申告を行わせることとし、当該水産物が再輸入される際には、関税法基本通達2―6ただし書による確認のほか次による確認を行った後、法第14条第10号((再輸入貨物の無条件免税))の規定を適用するものとする。

なお、当該水産物について陸揚げ後加工が行われた場合には、前記14―15の⑶のロにより免税の可否を決定する。

　再輸入される水産物に係る輸出許可書の確認

　上記イの及びによる確認

　前記14の3―1の⑸のイのに規定する在外公館等の採捕証明書の確認

［追加：平12第235号］

第12節　特定用途免税

（標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税）

15―1　法第15条第1項第1号((標本、参考品、学術研究用品等の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢学校｣とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条((学校の範囲))、第124条((専修学校))、第134条((各種学校))及び同法附則第3条((従前の学校))に規定する学校をいう。

⑵　｢博物館｣とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項((博物館の定義))に規定する目的を達成するため、同法第3条((博物館の事業))に規定する事業を行うものをいう。

⑶　｢その他これらに類する施設｣には、学校教育法の適用を受けない教育機関、動物園（これに類する施設を有する公園を含む。）、植物園、水族館、図書館、検査所、検定所、地理調査所、商工業奨励館、天文台、種畜場等をいう。

⑷　｢陳列する標本又は参考品｣とは、実物標本、模型、ひな型及びこれらに類するもので、陳列用のものであることを必要とし、消費するものを含まない。

なお、｢陳列｣には、フィルムを映写することを含むものとする。

⑸　｢学術研究用品｣については、その本体とともに、予備部分品、附属品、消耗品等が輸入される場合には、それらが当該本体の使用上必要と認められる範囲内のものであれば、当該本体一体のものとして取り扱って差し支えない。ただし、その本体とは別に輸入されるそれらの予備部分品等に本号を適用する場合には、それら予備部分品等について同号に規定する要件（新規発明品又は国産困難なもの）を満たしていることを要するものとする。

⑹　｢本邦において製作することが困難｣とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

なお、輸入しようとする物品（以下この号において｢輸入品｣という。）が、本邦において製作することが困難であるかどうかについて疑義があるときは、意見を付して本省にりん議する。

イ　我が国においては、輸入品と同程度の性質又は性能を有する国産品がなく、かつ、次のいずれかの理由から輸入品と同程度の性質又は性能を有する物品を生産することができないと認められる場合

　技術的水準から見て生産できないこと。

なお、技術的水準から見て生産できないかどうかについては、税関の手持資料、学識経験者への照会等による調査のほか、関係製造業者又はその団体に照会のうえ判断する。

　特許権その他の技術に関する権利及びノウハウ等の関係から生産できないこと。

ロ　一般的には輸入品と同程度の性質又は性能を有する国産品があるが、次のいずれかの場合（これらに準ずる場合を含む。）に該当するため、国産品を当該輸入品に代替して使用することができないと認められる場合

なお、｢国産品がある｣とは、原則として輸入品の輸入申告又は国産困難の承認の申請の時点において国産品の納入実績があることをいう。

　国産品が、当該輸入品の使用目的上不可欠の形状、寸法又は重量を有していない場合

　国産品が、当該輸入品の使用目的上不可欠の規格認定を受けていない場合

なお、｢使用目的上不可欠の規格｣とは、例えば、国際的な共同研究に使用される物品について研究上のデータの統一のため特定の規格の認定を受けた物品を使用することとされている場合における使用物品の規格が、これに該当する。

　その他国産品が、当該輸入品の使用目的上不可欠の性質又は性能を有していない場合

なお、｢使用目的上不可欠の性質又は性能｣とは、例えば、細菌の分離に使用する学術研究用の遠心分離機について、細菌を死滅させないように低温で高速回転して分離する必要がある場合における低温高速回転の性能がこれに該当するが、高速回転の性能のみ有していても、高速回転時に温度が上昇して細菌が死滅するようなものは、使用目的上不可欠の性能は有しないこととなるので留意する。

ハ　我が国の技術水準からみて、技術的には輸入品に代替しうる物品を生産することは可能であるが、次のいずれかの理由のため、我が国においては、一般的には生産されていない場合

なお、｢一般的には生産されていない場合｣とは、例えば、生産者側の採算上の理由等から、一定の最低受注数量以下のものについては生産しないこととされている場合において、特殊関係（例えば、同一資本系列）にある企業間に限り当該受注数量以下の生産が行われている場合は、これに該当する。

　生産するとした場合、輸入品の価格より著しく割高となること。

なお、｢生産するとした場合｣の価格及び｢輸入品の価格｣は、いずれも使用者の入手価格（輸入品の場合は、関税の免除を受けなかった場合の入手価格）とする。

　生産するとした場合、その生産に要する期間が当該輸入品の輸入に要する期間より著しく長期となること。

　生産するとした場合、生産設備を新設しなければならないこと、需要数量が少ないこと等のため、企業採算に合わないので生産しようとする者がいないこと。

ニ　輸入品が、他の免税規定において国産困難なものとして指定されている品目に該当する場合

ホ　輸入品自体が学術研究の目的となるものであって、国産品で代替できない場合

なお、｢輸入品自体が学術研究の目的となるもの｣とは、例えば、輸入品の構造が研究の対象として使用される場合又は民族学の研究の対象として使用される場合における輸入品がこれに該当する。

⑺　令第17条第1号にいう｢学校教育法附則第3条第1項に規定する学校｣とは、廃止前の青年学校令、中学校令、師範教育令、専門学校令、高等学校令、大学令、盲学校及び聾学校令、幼稚園令等の規定による青年学校、中学校、高等女学校、各種専門学校、師範学校、高等学校、各種の大学、盲学校、ろうあ学校、幼稚園等をいう。

⑻　令第17条第3号にいう｢学校教育法第124条又は第134条第1 項に規定する専修学校又は各種学校｣とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいい、音楽学校、美術学校、神学校、栄養学校等がこれに属する。

⑼　令第17条第４号にいう「私立博物館」とは、博物館法第11条の規定による登録を受けたもの（地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）により設置されたものを除く。）をいう

⑽　令第17条第5号にいう「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）別表第二の第二欄に掲げる研究分野について、大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所をいい、大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構がこれに属する。

⑾　令第18条第1項又は第2項の規定により学校長又は施設の管理者から指定の申請があった場合には、次の要領により、申請に係る公益性、永続性等について調査をし、指定の可否についての意見その他参考事項を付記して本省に進達する。

イ　同条第1項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。

　令第17条第3号の｢専修学校又は各種学校｣は、すべて公益性を有するものとみなすが、監督庁である都道府県知事の設置許可を受けていることについて設置認可証明書又は設置認可証の写しを添付させて確認する。

　専修学校又は各種学校の永続性については、寄附行為、学則等によるほか、当該学校設置の沿革及び学校運営に関する計画等をも勘案する。

ロ　令第18条第2項の規定による申請書を進達する場合の取扱い等は、次による。

　図書館については、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第2項((定義))によって設置されたものに限る。

　博物館、物品陳列所、研究所、試験所その他これらに類する施設（学校教育法の適用を受けない教育機関、動物園（これに類する施設を有する公園を含む。）、植物園、水族館、検査所、検定所、地理調査所、商工業奨励館、天文台、種畜場等）については、原則として、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49 号）第4条((公益認定))の規定に基づく行政庁の認定を受けたもの又は他の法令に基づきその設立につき主務官庁の許可又は認可を得たものに限る。

　民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和26年法律第227号）により、日本学術審議会への諮問を経て補助金の交付を受けることが決定された民間学術研究機関については、その旨を進達書に付記する。

　動物園、植物園、水族館、その他博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館法第31条の規定により博物館に相当する施設として指定されたものについては、その旨を付記する。

　施設の公益性については、定款又は寄附行為に規定された法人の目的及び事業の内容によるほか、資産の出資関係、役員関係等の物的、人的構成をも考慮する。

　施設の永続性については、当該施設の設立の沿革及び事業の計画、予算等をも考慮する。

⑿　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条((社団法人及び財団法人の存続))の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続する法人で、同法の施行日において「標本、参考品等の用途に供する物品について関税の免除を受けることができる施設を指定する告示」（昭和56年９月大蔵省告示第118号）により指定されている施設を管理する者（以下この項において「施設管理者」という。）については、同法第44条((公益社団法人又は公益財団法人への移行))の規定により公益社団法人若しくは公益財団法人となるまでの間又は同法第45条((通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行))の規定により一般社団法人若しくは一般財団法人となるまでの間、当該施設に係る財務大臣による指定が継続するので留意する。

当該施設管理者に対しては、令第17条第6号による財務大臣の指定を継続させるためには、特定用途免税の制度の趣旨に鑑み、施設についての公益性及び永続性を有することが求められることを十分に説明する

なお、以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当することとなった場合は、それぞれに定める手続を行うことを求める。

イ　施設管理者が、同法第44条の規定により、公益社団法人又は公益財団法人となった場合は、令第18条第4項の規定による届出書に、同法第44条による認定を受けたことを証する書類を添付して税関に提出する。

ロ　施設管理者が、同法第45条の規定により、一般社団法人又は一般財団法人となった場合は、令第18条第4項の規定による届出書に、同法第45条による認可を受けたことを証する書類を添付して税関に提出するとともに、財務大臣による指定を継続することを希望する場合においては、指定に係る施設について博物館法の規定により博物館に相当する施設として指定されていること、その他法令により行政庁の監督等を受けていること並びに当該施設が公益性及び永続性を有することについて示した資料を提出する。

ハ　施設管理者が、同法第46条((移行期間の満了による解散等))の規定等により、解散することとなった場合又は解散することが確実となった場合は、任意の様式により税関に申し出る。

⒀　令第18条第1項又は第2項の規定による申請は、｢国等以外の者の経営する施設指定申請書｣（T―1210）2通（原本、税関用）を提出することにより行わせ、うち1通（原本）を本省あての進達書に添付する。

⒁　令第19条第1項の書面は、｢標本･学術研究用品等･寄贈物品免税明細書｣（T―1220）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において、受理税関官署と当該貨物の使用場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）を当該貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。

⒂　本号を適用して免税としたもの及び免税申請があったもので課税扱いとしたもののうち、他税関の参考となる事例については、｢国産困難認定実績表｣（T―1325）により、速やかに他税関及び本省へ送付する。

［一部改正：昭47第1522号、昭48第1000号、昭51第939号、昭58第402号、昭60第321号、昭61第587号、昭62第328号、平8第273号、平12第235号、平16第349号、平18第1175号、平19第420号、平19第1696号、平21第368号、平26第318号、令5第273号］

（学術研究又は教育のための寄贈物品の特定用途免税）

15―2　法第15条第1項第2号((学術研究又は教育のための寄贈物品の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢学術研究又は教育のため寄贈された物品｣とは、学術研究又は教育に直接使用するため寄贈された物品をいい、その換価代金をもって学術研究又は教育に充てる物品は含まない。

⑵　｢寄贈｣とは、有形、無形の対価を伴わない無償の贈与（運賃、保険料のみを負担して輸入したもの等通常の商取引で輸入したものと認められないものを含む。）をいい、寄贈者の国籍、住所及び個人であるか法人であるか等を問わないが、受贈者が輸入者として輸入申告する場合に限る。

⑶　令第20条第1項((寄贈物品の免税の手続))に規定する書面は｢標本･学術研究用品･寄贈物品等免税明細書｣（T―1220）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を、同条第2項((寄贈の事実を証する書類等の添付))に規定する｢当該物品の寄贈の事実を証する書類｣とともに輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―1⒁の規定に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平元第326号、平25第310号］

（慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税）

15―3　法第15条第1項第3号((慈善又は救じゆつのための寄贈物品の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢慈善又は救じゆつのために寄贈された給与品｣とは、慈善又は救じゆつの目的をもつて生活困窮者その他の被救じゆつ者に無償で給与する物品をいい、これらの者が直接消費又は使用するものであることを要し、当該物品の換価代金をもつて慈善又は救じゆつの用に充てるものは含まない。

⑵　｢給与品｣とは、直接救じゆつ者に給与されるものであることを原則とするが、国、地方公共団体又は社会福祉法人（社会福祉事業を行う宗教法人等を含む。以下同じ。）が輸入するもので支給計画が明らかである場合には、これらの施設を経て間接に給付されるものを含む。

⑶　｢救護施設又は養老施設その他の社会福財祉事業を行う施設｣とは、次の施設をいう。

イ　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき設置された救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設又は宿所提供施設（同法第38条、第40条、第41条）

ロ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき設置された助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター（同法第35条～第44条の3）

ハ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき設置された幼保連携型認定こども園（同法第2条第7項、第12条）若しくは同法第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた施設（ロに掲げる施設に該当するものを除く。）

ニ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター又は母子・父子休養ホーム（同法第39条、第40条）

ホ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づき設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター又は老人介護支援センター（同法第5条の3、第15条）

ヘ　身体障害者福祉法の規定に基づき設置された身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設（同法第28条、第31条～第34条）

ト　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17年法律第123号）の規定に基づき設置された障害者支援施設（同法第5条第11項、第83条）

チ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の規定に基づき設置された女性自立支援施設（同法第12条）

リ　上記イからチまでに掲げるもの以外の施設で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき設置された次の施設

　国若しくは都道府県が設置し、又は社会福祉法人が都道府県知事に届け出て設置し、又は国、都道府県、市町村若しくは社会福祉法人以外の者が都道府県知事の許可を受けて設置して、第1種社会福祉事業を経営する施設

　国若しくは都道府県が設置し、又はそれ以外の者が都道府県知事に届け出て設置して、第2種社会福祉事業を経営する施設

⑷　｢寄贈｣の意義については、前記15―2の⑵と同様とする。

⑸　｢直接社会福祉の用に供するもの｣とは、上記⑶の施設において直接にその施設の目的に従つて使用すると認められるものをいう。したがつて、当該寄贈物品の換価代金をもつて施設の目的たる用途に充てるもの又は当該施設の職員の厚生施設として使用される物品、職員の専用に供される物品等（例えば、職員用自動車）は含まれない。

寄贈された給与品以外の物品が直接社会福祉の用に供されるものであるか否かの認定は、当該物品の寄贈を受けた施設の事業の内容と当該物品とを対比して客観的、合理的に行う。

⑹　寄贈された給与品等の免税輸入手続については、前記15―2の⑶に規定するところによる。ただし、受贈者が法第15条第1項第3号に規定する施設を経営する者で国及び地方公共団体以外の者であるときは、令第20条第2項((寄贈物品の免税を受けるための証明書の添付))に規定する都道府県又は市町村の長の証明書を添付させる。

⑺　寄贈された物品が給与品である場合の取扱いは、上記⑹によるほか、次による。

イ　国、地方公共団体又は社会福祉事業を行う施設等に対して給与品が寄贈された場合において、これらの機関又は施設が当該給与品の輸入をしようとするときは、当該機関の責任者又は当該施設の管理者の支給計画明細書を提出させる。支給計画明細書には、支給完了の予定時期を明記させる。

ロ　給与品の寄贈を受けた社会福祉事業を行う施設の管理者が当該給与品を輸入した後、上記イの支給計画に基づきその配分を完了したときは、次の書類を添付して都道府県若しくは市町村の長又は監督官庁の主管局長の証明を受けた配分明細報告書を提出させる。

　管理者が他の社会福祉事業を行う施設に支給したときは、その施設の管理者の受領書

　管理者が直接個人に支給したときは、受給者の代表者の受領書

　管理者が地方公共団体に支給したときは、受給地方公共団体の当該責任者の受領書

［一部改正：平14第253号、平18第1175号、令2第1118号、令6第258号］

（国際親善のための寄贈物品の特定用途免税）

15―4　法第15条第1項第3号の2((国際親善のための寄贈物品の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢国際親善のため｣とは、例えば、本邦の都市と姉妹関係にある外国の都市から本邦の都市あてに寄贈される場合をいう。

⑵　｢国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品｣とは、国又は地方公共団体において直接使用し又は一般に無償で展示、閲覧、利用等をさせるため寄贈される物品をいい、寄贈される物品が商業的性格のもの、国若しくは地方公共団体の職員の個人的使用に供されるもの、又は国若しくは地方公共団体以外の者に再譲渡されることが予定されているものは含まない。

⑶　｢寄贈｣の意義については、前記15―2の⑵と同様とする。

⑷　酒類、たばこ等の消費物品については、原則として、本号を適用しない。

⑸　国際親善のため寄贈された物品の免税輸入手続については、前記15―2の⑶に規定するところによる。

（儀式用又は礼拝用の寄贈物品の特定用途免税）

15―5　法第15条第1項第4号((宗教用寄贈物品の特定用免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢宗教団体｣とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする次に掲げる団体をいう。

イ　礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

ロ　上記イに掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これに類する団体

⑵　｢儀式又は礼拝の用に直接供する物品｣とは、上記⑴の宗教団体において式典、祭典その他の行事又は礼拝の用に直接供される物品で、規則第5条((宗教用寄贈物品の指定))に掲げるものをいう。なお、規則第5条第1号に規定する「換価の容易なもの」とは、評価が容易であり、かつ、市場性のあるものをいい、金地金のほか、例えば、金を主たる材料とする物（金地金を使用する物品であって、その含有する金の重量又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のもの）をいう。

規則第5条第1号に掲げる物品には、例えば、次のようなものがある。

イ　神社関係

　礼拝用具

神宝、祭器具類、神鏡、御帳台、厚畳、金幣、鈴（緒を含む。）、無鈴、神楽鈴、長柄銚子、びよう風、五色幣、曲玉、神剣、案辛櫃、柳筥、折敷、三宝、灯台、胡床、瓶子、簾、幌、壁代、幔幕、円座、麻等

　式典用具

ⅰ　装束類

冠、拘、単、袴、檜扇、浅香、烏帽子、狩衣、浄衣、格衣、直垂、水干、袿、額当、祝詞袋、白丁、素、束帯、下襲、表袴、大口、石帯、平緒、襪、白衣（小袖）、五衣、千早、打衣、表着、唐衣、中啓、裃、扇舞、ボンボリ、花簪等

ⅱ　威儀物

大幟、社名旗、錦旗、神輿、鳳輦、錦蓋、菅蓋、柴翳、菅翳、五色絹、随神、祭方、四神旗（台を含む。）、楯、錦弓、矢、長柄傘、獅子頭、神楽面、天狗面、鳥兜、毛頭、毛鉾等

ⅲ　楽器類

鉦鼓、羯鼓、鳳笛、篥（同舌）、楽大鼓、和琴等

ロ　仏教関係

　宮殿、厨子、須弥檀、台座、登高座（向卓、脇卓、礼盤、壁台、座褥）、羅網、天蓋、卓（仏前卓、経積卓、経卓等）、供筍、文箱、持華、香炉、香炉箱、華籠、華籠皿、火灯、香盒、鑿台、灯籠、曲録、草鞋、沓、五具足、菊灯、輪灯、瓔珞、華瓶、経鑿、その他各種の鑿、木魚、風鐸、太鼓、仏器台、香盤、仏飯台、仏飯器、盛槽その他の附属品、喚鍾、梵鍾、笙篳篥、雙八、音木、その他の各種の楽器

　念珠、中啓、檜扇、笏、笏杖、払子

　経文経典類

　散華

　法衣の他装束

ハ　基督教関係

　聖布、聖幕、絨毬、ステンドグラス

　聖卓、プルピット（説教檀）、十字架、ミサ（聖餐用）の祭器具、洗礼盤、燭台

　チャーチベル、チャイム、オルガン、ピアノ等の楽器

　聖書（教典）、祈書、聖歌（集）その他の礼書類

　祭（式）服、念珠、聖杖、ヴェール等の祭服類

⑶　｢寄贈｣の意義については、前記15―2の⑵と同様とする。

⑷　儀式礼拝用寄贈物品の免税輸入手続については、前記15―2の⑶に規定するところによる。

［一部改正：平30第2号］

（日本赤十字社用の医療機器の特定用途免税）

15―6　法第15条第1項第5号((日本赤十字社用の医療機器の特定用途免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢直接医療用に使用するもの｣とは、日本赤十字社自体が医療用に使用するものをいい、同社が同社以外の医療施設において使用させるため寄贈を受けて輸入するもの及び同社の社用品その他医療に直接関係のないものは、含まない。ただし、医療用の薬品、血液等を試験するために使用するものは、直接医療用に使用するものとして取り扱う。

⑵　｢寄贈｣の意義については、前記15―2の⑵と同様とする。

⑶　日本赤十字社用医療機器の免税輸入手続については、前記15―2の⑶に規定するところによる。

（博覧会等において使用される物品の特定用途免税）

15―7　法第15条第1項第5号の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　同号イに掲げるカタログ、パンフレット等は、博覧会等の会場において、不特定多数の観覧者に無償で提供されるもので、かつ、参加者の展示物品を直接又は間接に説明し又は宣伝するものに限る。

なお、｢その他これらに類するもの｣とは、絵葉書等をいう。

⑵　同号ロに掲げる｢記念品｣とは、博覧会等の会場において不特定多数の観覧者に無償で提供されるバッジ、メダルその他これに類する物品をいう。

⑶　同号ロに掲げる｢展示物品の見本品｣とは、次の条件を充足するものをいう。

イ　博覧会等の会場において不特定多数の観覧者に試用のため無償で提供されるもの

ロ　展示物品と同じ物品

ハ　数量が提供対象者見込数及び提供対象者1人当たりの試用として通常認められる数量を勘案して相当と認められる程度のもの

（提供対象者1人当たりの試用として認められる数量の例、コーヒーカップ一杯程度、角砂糖2個程度、チーズ10グラム程度、ウイスキー、ブランデー又は中国酒20cc程度、キャンデー数個、紙巻たばこ1本程度、米30グラム程度）

⑷　令第21条の2第1項に規定する書面は、｢博覧会等における使用物品免税明細書｣（T―1240）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―1⒁の規定に準ずる。

⑸　同号のロの適用を受ける物品については、閉会後（又は提供後）速やかに（当該物品が特例申告貨物であり、かつ、特例申告前に当該博覧会等が閉会し又は当該物品を提供したときは、特例申告時に）会期中の総使用数量を適宜の様式による書面による報告を求める。

［一部改正：昭48第1000号、昭57第623号、昭61第587号、平元第326号、平11第254号、平12第652号、平19第420号、平25第310号］

（航空機の発着等に使用する機械等の特定用途免税）

15―8　法第15条第1項第8号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具｣とは、航空機それ自体の出発若しくは着陸又は航行を安全にする機械及び器具をいう。したがって、旅客の乗降を安全にする機械及び器具、航空機の着陸後の誘導機器及び貨物の計量、移動、又は積卸用の車両その他の機器等は含まない。ただし、航空機、航空機用発動機及び航空機用計器を試験する試験器で、航空機の発着又は航行の安全を期するため、その発進前において使用する必要があるものは、含まれる。なお、予備部品、附属品、消耗品等の取扱いについては、前記15―1の⑸に規定するところに準ずる。

⑵　規則第6条第13号に規定する｢本邦において製作することが困難｣の意義については、前記15―1の⑹（ホを除く。）と同様とする。

⑶　規則第6条の2に規定する申請書は、｢国産困難等の確認申請書｣（T―1250）とし、2通（原本、確認書用）の提出を求める。

⑷　規則第6条の2の確認の申請手続を行うに当たっては、一の輸入契約に係る物品であれば、数回にわたって輸入が予定される場合であっても一の申請により申請させて差し支えない。また、申請書は、申請に係る物品の使用者のほか、使用者から申請に係る物品の輸入の委託を受けた者であっても差し支えない。

⑸　規則第6条第13号に規定する税関長の確認（一部確認の場合を含む。）は、｢国産困難等の確認書｣（T―1260）に上記⑶の申請書（確認書用）を添付して申請者に交付することにより行う。この場合において、同号の規定により税関長が定める期間は、原則として承認の日から1年以内とする。

なお、申請に対して確認しなかった場合には、適宜の様式による｢不確認通知書｣に申請書（確認書用）を添付して、申請者に交付する。

⑹　規則第6条の2に規定する確認の申請手続があつた場合においては、前記15―1の⑹のなお書の規定に準じて処理する。

⑺　規則第6条の2に規定する確認の申請手続があったもので確認したもの及び不確認としたもののうち、他税関の参考となる事例については、｢国産困難認定実績表｣（T―1325）により、速やかに他税関及び本省へ送付する。

⑻　令第24条に規定する書面は、｢機械類等免税明細書｣（T―1270）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―1の⒁の規定に準ずる。

なお、規則第6条第13号に規定する確認を受けた物品については、上記⑸の確認書の提示を求めるものとする。

⑼　令第24条第2項に規定する｢物品を使用する者｣とは、当該物品の最終使用者のほか、当該物品を装備（設置）し、又は装備（設置）するために製作する者であっても差し支えない。

［一部改正：昭47第1522号、昭48第1000号、昭49第633号、昭50第532号、昭61第587号、平元第326号、平8第273号、平12第652号、平25第310号］

（引越の際の自動車等の特定用途免税）

15―9　法第15条第1項第9号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢本邦に住所を移転する｣の意義については、前記14―13の⑴と同様とする。

⑵　｢その家族｣とは、原則として、配偶者及び入国者の2親等以内の親族で、入国者と住所及び生計を同じくする者をいう。したがつて、入国者がこれらの者に免税された自動車等を譲渡する場合には用途外使用としては取り扱わない。

また、｢個人的な使用｣とは、所有者個人又はその家族若しくはこれらの者の個人用品を運搬するために使用することをいう。したがって、例えば個人タクシーの営業者が使用する営業用自動車等専ら他人又は他人の用品の運搬をその目的とするような場合には、個人的な使用には含まれない。

⑶　本邦に住所を移転するか否かの認定については、原則として前記14―13によるが、これによれないやむを得ない事情がある場合には、入国者の本邦への入国の目的、本邦での住居設定の状況及び他の携帯品又は別送貨物の内容等を総合的に審査して決定する。

⑷　自動車について、入国前に入国者又はその家族（入国者に随伴して入国する者に限る。次の⑸において同じ。）が既に使用したものであるかどうかの認定は、当該自動車の外国における登録書又は登録機関が発行した所有権証書によるほか、当該自動車の保険証書、購入時の領収書又は納税証明書等によっても差し支えない。

なお、認定に当たっては、必要に応じ当該自動車の使用状況について、走行メーター等を確認する等により補完するものとする。

⑸　船舶又は航空機について、入国前1年以上入国者又はその家族が使用したものであるかどうかの認定は、当該船舶又は航空機の外国における登録証又は登録機関が発行した所有権証書等の公的書類によって行う。

なお、次のいずれかに該当する場合において、本人の所有を証明する登録証が提出され、かつ、輸入後も引き続き本人名義で登録されるものであることが確実であると認められるときは、入国前の本人名義による登録期間が1年に満たない場合であっても、1年以上使用したものと認定して差し支えない。

イ　分割払で購入した等のため入国前の本人名義による登録期間は、1年に満たないが、売買契約書等により本人が事実上1年以上使用していたと認められる場合

ロ　最初は会社等の名義であったが、その期間においても本人の専用に供せられていたと認められ、その期間と本人名義で使用した期間を通算すれば1年以上使用したことになる場合

なお、この場合における使用期間の算定、入国者又はその家族が使用することとなつた日から起算して本邦に入国した日までとする。

⑹　令第25条に規定する申請書は、｢自動車等の引越荷物免税申請書｣（T―1280）とし、3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））に次に掲げる書類を添付して提出を求め、承認したときは、1通（承認書用）に承認印を押なつして申請書に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―1⒁の規定に準ずる。

イ　携帯品･別送品申告書（入国の際税関の確認を受けたもの）1通

ロ　パスポート（入国者及びその同伴家族のもの）（提示するのみで足りる。）

ハ　上記⑷又は⑸に掲げる書類

［一部改正：昭47第1048号、昭48第1000号、昭61第587号、平元第326号、平8第273号、平25第310号］

（条約の規定による特定用途免税）

15―10　法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。

⑴　令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。

イ　同条第1号に規定する｢世界貿易機関協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表の第1部第2節に関する注釈13の規定に該当する貨物｣とは、民間航空機貿易に関する協定の附属書の｢HS（商品の名称及び分類についての統一システム）番号｣に掲げるもので、当該協定の加盟国及び協定税率適用国を原産地とする貨物をいい、当該協定における｢民間航空機｣とは、防衛庁が調達する航空機以外のすべての航空機をいう。なお、本項において航空機及びその部分品には、航空用地上訓練及びその部分品を含む。

ロ　同条第2号に規定する｢原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第25条の4において｢原子力事故等の援助条約｣という。）第8条3⒜（特権、免除及び便益）の規定に該当する貨物｣とは、権限のある当局から要請を受けた援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ機材及び財産をいう。援助提供者が所有権を有していないもの（例えば、借上げ）であっても、援助用に使用されるものであればよい。

ハ　同条第3号に規定する｢民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第18条3（関税及び出入国）の規定に該当する貨物｣とは、当該協定の実施（宇宙基地要素の詳細設計、開発、運用及び利用等）のために必要な物品をいう。

ニ　同条第5号に規定する「平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定第5条A（税及び手数料）の規定に該当する貨物」とは、当該協定の実施（宇宙空間の探査及び利用における共同活動等）のために必要な物品をいう。

へ　同条第7号に規定する「グローバル戦闘航空プログラム（GCAP）政府間機関の設立に関する条約第35条(2)の規定に該当する貨物」とは、グローバル戦闘航空プログラム政府間機関（GIGO）が公用のために輸入する物品をいう。

⑵　令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、第3号から第7号までに規定する貨物に係る提出書面は、｢機械類等免税明細書｣（T―1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―1⒁の規定に準ずる。

なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

⑶　法第15条第1項第10号の規定による免税の対象となる航空機については、完成品として輸入される場合のほか一契約のものであればその構成部分品（予備部分品を除く。）が分割輸入される場合であっても一括して当該航空機として取り扱って差し支えない。

なお、この場合には、前着の構成部分品については、関税法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取))に規定する承認を受けて引き取らせ、分割輸入における最終の輸入の際に一括して免税扱いとするものとする。

⑷　令第25条の3第1項に規定する｢関税の免税を受けようとする者｣及び同条第2項に規定する｢当該貨物を使用する者｣とは、航空機の運航者が航空機又はその部分品を輸入する場合には、当該運航者をいい、航空機又はその部分品の製造、修繕、整備、再組立て、改修又は改造（以下本項において｢製造等｣という。）を行う者が航空機又はその部分品の製造等をし運航者に引き渡すために部分品を輸入する場合には、当該製造等を行う者をいう。

また、前記⑴にいう｢権限のある当局｣とは外務省、経済産業省、内閣府及び資源エネルギー庁をいう。

なお、国に災害対策本部等が設置された場合には、これを｢権限のある当局｣とみなす。

⑸　令第25条の4の規定により備え付けるべき帳簿（以下本項において｢法定帳簿｣という。）は、｢減免税物品に関する帳簿｣（P―1000）の様式によるものとし、その記載については、次による。

なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）に定められた方法によるものとする。

イ　部分品についての法定帳簿の備付け及び記帳は、当該部分品が航空機又はその部分品の製造等に使用され、航空機以外の用途への転用が困難となつた後は必要でないものとする。

ロ　部分品を製造する製造工場から下請加工のため当該部品を下請工場に一時払い出す場合においては、下請工場においては法定帳簿の備付けを要しないが、当該製造工場においてその受払いを明確に記載することを求めるものとする。

ハ　部分品の払出しから最終加工、組立てまでを当該部分品を輸入した航空機製造業者の工場内で行う場合にあっては、法定帳簿の記帳は部分品をその蔵置場所から加工又は組立てのため作業現場に払い出したときまでとし、それ以後の加工工程等の記帳は会社帳簿等によることとして差し支えない。

［追加：昭55第586号］

［一部改正：昭61第587号、平元第326号、平7第297号、平10第437号、平13第4号、平17第424号、平25第310号、平27第570号、令5第591号、令6第596号］

（特定用途免税貨物の輸入後の取扱い）

15―11　法第15条第1項の規定により特定用途貨物として免税を受けたものについての輸入後（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出後。第16節及び第20節において同じ。）における取扱いは、次による。

⑴　同項各号の規定により免税を受けた物品が、その輸入の許可の日から2年以内に再輸出される場合には、｢当該各号に掲げる用途以外の用途に供されないもの｣とみなす。

⑵　同条第2項ただし書の「その他やむを得ない事由」の認定に当たっては、当該貨物が不要になった場合、経済的事情等により維持することができなくなった場合等使用者の個人的な事情をも考慮する。

この場合においては、同項ただし書の規定による法第10条第1項の規定の準用上｢損傷による価値の減少｣を｢使用による価値の減少｣と読み替えるものとする。

⑶　令第26条第1項に規定する届出書は、｢特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届｣（T―1290）とし、2通（原本、交付用）を提出することを求め、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押なつして届出者に交付する。

⑷　上記⑶の用途外使用届が提出された場合における法第15条第2項の規定による関税の徴収は、原則として、当該届出書の｢新用途に供しようとする年月日｣欄に記載されている日に行う。

⑸　令第26条第2項の手続の規定による申請書は、｢特定用途免税貨物の用途外使用変質（損傷）減税申請書｣（T―1300）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。）を提出することを求め、承認したときは、1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請書に交付する。

⑹　令第26条第3項の規定による届出は、｢免税物品使用場所変更届｣（T―1310）2通（原本、交付用）を提出することを求め、受理したときは、うち1通（交付用）に受理印（C―5000）を押なつして届出者に交付する。

⑺　令第26条第5項の規定による届出書は、｢特定用途免税貨物譲渡届｣（T―1320）とし、3通（原本、交付用、事後確認用）を提出することを求め、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印を押なつして譲受人に交付する。この場合において、受理税関官署と譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、うち1通（事後確認用）に確認印を押なつして譲渡後の貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第586号（項番号15―10を変更）、昭61第587号、平12第652号、平19第420号、平20第721号］

（用途外使用等の場合の納税義務者）

15―12　法第15条第2項((特定用途免税貨物の用途外使用等の場合の関税の徴収))の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、前記13―16（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）の⑴と同様であるから留意する。

［一部改正：昭55第586号（項番号15―11を変更）、平8第273号］

［関連：関基6―1］

第13節　外交官用貨物等の免税

（外交官用貨物等の免税）

16―1　法第16条第1項((外交官用貨物等の免税))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　第1号((大公使館等の公用品))に規定する｢その他これらに準ずる機関｣とは、本邦と派遣国との間の覚書、交換公文又は口上書によつて｢その他これらに準ずる機関｣に該当するものであることが確認された機関をいう。

⑵　第1号に規定する｢公用品｣とは、大使館、公使館その他これらに準ずる機関（以下｢大公使館等｣という。）が外交活動を行うのに必要な物品をいい、大公使館等の事務所又は職員宿舎の建築材料及び大公使館等の館内においてのみ上映される映画フィルム（劇映画を含む。）を含むものとする。

なお、映画フィルムの取扱いは、次によるものとする。

イ　保税地域に蔵置中の一般の映画フィルムを大公使館等の使用に供するため一時借り受けて輸入する場合は、本号の公用品には該当しない。

ロ　大公使館等が公用品として輸入した映画フィルムを、有償、無償を問わず国内において他に譲渡することは、認めない。

ハ　大公使館等が公用品として輸入した映画フィルムの館外上映は、本省から当該税関あて通知した学術、記録、文化又はニュース映画に限り、これを認める。

なお、テレビジョン放送に係るものについては、その都度税関長あてに通知することを省略し、税関において適宜スポンサーがついていないこと及び在日外国公館が提供したものであることの紹介があることを確認することとする。

⑶　第2号((大公使等の自用品))に規定する｢大使、公使｣とは、特命全権大使、特命全権公使、代理大使及び代理公使をいう。

⑷　第2号に規定する｢その他これらに準ずる使節｣とは、本邦に派遣された次の者をいう。

イ　元首又はローマ法王を代表する特命使節

ロ　国際会議における各国政府の代表者及び常設国際司法裁判所裁判官

⑸　第3号((領事館等の公用品))に規定する｢その他これに準ずる機関｣とは名誉領事館及び本邦と派遣国との間の覚書、交換公文又は口上書によつて｢その他これに準ずる機関｣に該当するものであることが確認された機関をいう。

⑹　第3号に規定する｢専ら公用に供されるもの｣の取扱いについては、次による。

イ　紋章、国旗、金庫、官印、国家を表示する標識等については、名誉領事館その他領事館に準ずる機関が輸入するものであつても、｢専ら公用に供されるもの｣として取り扱う。

ロ　名誉領事館において使用する酒類等の接待用品及び領事館事務の執行上必要な範囲を超える事務用消もう品は、｢専ら公用に供されるもの｣とは認めない。

⑺　法第16条第1項の規定により免税される自動車の輸入の際において免税する関税額については、一般の免税輸入の場合と同様、輸入（納税）申告書にその免税額を記入しておく。

（外交官用自動車の用途外使用）

16―2　法第16条第1項の規定により関税の免除を受けた自動車をその輸入許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供した場合における取扱いは、次による。

⑴　同条第2項((外交官用貨物等の用途外使用))に規定する｢同項に規定する用途以外の用途に供された場合｣とは、同条第1項各号に掲げる用途以外の用途に供される場合をいう。したがつて、例えば第1号の規定により免税を受けた公用自動車を第2号の自用車、第3号の公用車又は第4号の職員の自用車として譲渡する場合においては、関税の徴収の対象とはならない。

⑵　令第29条((外交官用貨物等の用途外使用について関税を徴収しない場合))の規定により関税を徴収されないで引き続き免税自動車をその個人的な使用に供していた者が、当該自動車をその輸入の許可の日から2年以内に他の用途に供した場合においては、法第16条第2項の規定によりその者から関税を徴収する。

⑶　関税の免除を受けて輸入した自動車をその輸入の許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供するため国内で処分する場合には、当該国内処分をする理由が次のいずれかに該当する場合に限り、外務省において当該国内処分を認める。

イ　当該自動車が事故により再使用に耐えない重大な被害を受けた場合（破損の程度については、税関と外務省との協議事項とする。）

ロ　その他真にやむを得ない理由がある場合

⑷　上記⑶のイ又はロに該当するため、外務省において免税輸入自動車の登録を抹消し、国内処分を認めるときは、あらかじめ外務省から、関税局を経由して輸入を許可した税関及び当該自動車が置かれている場所の所在地を所轄する税関あて、当該自動車の国内処分を認める理由、車名、年式、輸入許可書の番号、輸入許可年月日等を文書で通知することとなっているので、これにより用途外使用の事実を確認し、免除した関税を徴収する。

ただし、当該自動車がその輸入の許可の日から2年以内にスクラップ化され、非免税特権者に売却される場合には、そのスクラップとされた状態を確認して、当該関税の追徴をしないこととする。

⑸　令第30条に規定する申請書は、｢外交官用自動車損傷減税申請書｣（T―1330）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を提出させ、受理したときは、1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押印して申請者に交付する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平12第235号、平27第570号、令3第262号］

（外交官用自動車の免税特権者間の譲渡）

16―3　法第16条第1項の規定により関税の免税を受けて輸入した自動車で、同項各号に掲げる用途に供するため他の者に譲渡した場合においては、外務省において各月分を取りまとめたリスト（在本邦外国公館関係自動車の名義変更リスト）を関税局から関係税関あて送付するので、これにより確認する。

［一部改正：昭58第402号、昭61第587号］

（相互条件の認定等）

16―4　法16条第1項に規定する｢相互条件｣については、外務大臣官房儀典総括官からの簡易通関依頼書等により認定する。

なお、外交行のうについては、外交行のうであることを外部から識別しうる標章の表示又は外交行のうである封袋の数を示す公文書により認定する。

［一部改正：令元第784号］

第14節　再輸出免税

（再輸出免税貨物の範囲）

17―1　法第17条第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　令第31条第3号((精練、染色整理等))に規定する｢染色整理｣には繊維製品の水洗、染色、なつ染、乾燥、防皺仕上、樹脂加工、加熱セット、毛焼、蒸（煮）絨、縮絨、剪毛、加圧仕上、検査、補修、その他これらに類する仕上工程を含む。

⑵　令第31条第6号((簡単な取付け、はり付け等))に規定する｢簡単な取付け｣とは、取付け作業が簡単なものであり、かつ、取付け後において、取り付けた部分を容易に確認できるものをいう。

なお、外見上は容易に確認ができないものであつても、輸入貨物の性質、形状、使用目的等を勘案して、取り付けた部品が写真、図面、その他の資料から判明できる場合には、容易に確認できるものとして取り扱つて差し支えない。

⑶　令第31条第7号((フィルム現像等))に規定する｢その他これらに類する簡単な加工を施し、又は当該加工の材料として使用するため輸入する物品｣とは、例えば、次に掲げるものをいう。これら以外のものであつても、加工の程度が簡単であり、再輸出の際に輸入された物品の確認が容易に行えるものについては、本号の規定を適用して差し支えない。

イ　加工を施すため輸入する蝶

ロ　壁紙の材料とするために輸入する苧、アバカ･バラップ（アバカ製の組物）及び莞草布

ハ　マガジンに装てんし、又はスプール巻きを施すため輸入する生フィルム

ニ　映画のフィルム編集又は録音のため輸入する現像された陽画フィルム

ホ　スプールに巻き返すために輸入するナイロンモノフィラメント

ヘ　研磨品の製造に使用するため輸入するなめしたかもしか革のくず

ト　更生のため輸入する大型建設用タイヤ

チ　木製底サンダル又はサンダル用木製底を製造するため輸入するゴム底付き合板

リ　研磨銃身の取付け等をするために輸入する仕上げしてない銃床

ヌ　装飾用セロファンをのり付けするために輸入する木製のカクテル用楊枝

ル　陶磁器に焼き付けるために輸入する転写紙

ヲ　製図のために輸入するトレーシングクロス又はプラスチックドラフチングシート

ワ　裁断、袋縫加工等をするために輸入する黄麻織物

カ　ルームシューズを製造するために輸入する人絹製アッパー（装飾を付けたものを含む。）

ヨ　婦人用装身具の製作のために輸入する模造宝石

タ　電解クロム酸処理をするため輸入する冷延帯鋼

レ　自動車タイヤの加硫成型用金型の組立てのため輸入するアルミニウム製セグメント

ソ　穿孔加工するために輸入する金属素材

ツ　ゴム巻き加工するために輸入するトップローラー

ネ　模型機関車の製造に使用するため輸入する原動力機並びに部分品

ナ　飾付け用電燈セットを製作するために輸入する電燈用コード（差込みプラグ及びアドンの付いたものを含む。）及びソケット（キャップ及びクリップの付いたものを含む。）

ラ　着色又は着色後飾付用笠に取り付けるため輸入するクリスマス用電球（ペッパー）

ム　塗装、模造宝石の取付け等のため輸入するプラスチック製のがん具の楽器

ウ　擬装を施すため輸入するつり針

⑷　令第32条第1号((輸入貨物の容器であるシリンダー、コンテナー等))及び令第33条第2号((輸出貨物の容器であるシリンダー、コンテナー等))に規定する｢その他これらに類する容器｣の意義については前記14―16（再輸入する容器の無条件免税）の⑵と同様とし、例えば、次のイ及びロに掲げるものをいう。これら以外のものであつても、貨物の運送のため反復使用される容器については、これらの号の規定を適用して差し支えない。

イ　令第32条第1号関係

　化学薬品の輸入の際にその容器として使用されている鉄綱製のシリンダー又はバルブ付きドラムかん

　生ビールの輸入の際にその容器として使用されているアルミニウム製のたる型容器

　コーヒーエッセンスの輸入の際にその容器として使用されているアルミニウム製の円筒状容器

　魚介類の輸入の際に使用されている容器

　ラッシュ船に積載されるラッシュバージ

ロ　令第33条第2号関係

ステンレス線材の輸出の際に使用される巻取容器

⑸　法第17条第1項第6号((試験品))に規定する｢試験品｣とは、専ら輸入貨物そのもの自体の性能を試験することを目的として輸入される物品をいう。したがつて、試験の範囲は、当該貨物の輸入の際の性質及び形状を著しく変更しない程度の物理的試験を超えないものであることを要し、試験の範囲を脱し、当該貨物を使用して他の商品を製造加工する場合等は含まない。

⑹　法第17条第1項第7号((注文の取集めのための見本等))に規定する｢注文の取集めのための見本とは、前記14―9（注文の取集めのための見本の無条件免税）の⑴と同様とするが、商品見本である旨の表示は必ずしも必要でない。したがつて、当該物品又はそのひな型が少量であり、かつ、再輸出されると認められるものは、注文の取集めのための見本として取り扱つて差し支えない。

また、同号に規定する｢製作のための見本｣とは、我が国における製作上の手本として使用する見本をいい、輸入貨物そのものが我が国で製作手段として使用される種刻印、工作機械、木型、鋳型等は含まれない。

⑺　法第17条第1項第7号の2((国際運動競技会、国際会議等に使用される物品))に規定する物品は、国際親善及び体育の向上を目的として開かれる国際的な運動競技会において専ら使用される物品（例えば、フェンシング用電気審判機器、競技記録の集計、分類製表その他の処理を行う電子計算機械等）及び政治、経済、社会、学術文化、観光等に関する国際会議において使用される物品（例えば、会議場において使用される同時通訳装置、学術標本、フィルム、テープ等）をいう。

⑻　法第17条第1項第8号((興行用物品等))に規定する｢巡回興行者の興行用物品｣とは、演劇、演芸、音楽又は見せ物等の巡回興行者が、その興行に使用する物品をいう。

また、同号に規定する｢映画製作者の映画撮影用の機械及び器具｣とは、映画の製作のため本邦に入国する映画製作関係者が使用する撮影機、録音機、照明用具その他映画撮影に必要な機械及び器具をいい、映画撮影に使用するトラックは含むが、映画フィルムその他の消耗品は、含まない。

⑼　法第17条第1項第9号の規定を映画祭（これに類する文化的催し物を含む。以下この項において同じ。）に出品される映画フィルムについて適用する場合の取扱いについては、次による。

イ　次に掲げる条件を満たす映画祭に出品される映画フィルムに限り本号を適用する。

　国若しくは地方公共団体（いずれも外国を含む。）が主催者である場合又は国が後援者（当該映画祭の開催に実質的に関与するものに限り、単なる名義貸しのものを除く。）である場合等開催関係者からみて当該映画祭に公益性が認められること。

　入場料が無料又は整理費（会場借上料及び会場整理のための雑費の合計額を入場予定人員で除して得た額の範囲内の額）程度であること。

　開催場所が、映画祭の目的からみて適当と認められる場所であること。

ロ　映画祭が上記イに掲げる条件を満たすか否かを審査するため、当該映画祭に出品される映画フィルムの輸入申告の際、輸入者から当該映画祭に係る次に掲げる事項を記載した適宜の様式による｢映画祭実施計画書｣を提出させる。

　主催者及び後援者の氏名又は名称

　入場料の有無（整理費を徴収する場合は、当該整理費の一人当たりの徴収額及びその算出の根拠）

　開催期間

　開催場所

　出品される映画フィルムの明細

　その他必要な事項

⑽　法第17条第2項((担保の提供))に規定する担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実であつて、関税の徴収上支障がないと認められる場合には、省略させて差し支えない。

なお、法第17条第1項第10号((一時入国者の携帯品の再輸出免税))の適用を受ける一時入国者が携帯して輸入する自動車については、当該入国者の旅行目的、計画等からみて、携帯して輸入した自動車を国内で処分するおそれのないことが確認され、かつ、当該入国者からその者の所属する国の在日大使館、領事館又はこれらに準ずる機関が証明した｢出国の際自動車を確実に本邦から輸出する。｣旨の誓約書の提出があつたときは又は再輸出免税貨物を後記17―2⑵に定める特別通関手帳により輸入するとき、上記本文に該当するものとして取り扱つて差し支えない。

⑾　法第17条第1項第10号の適用を受ける一時入国者が、令第35条((再輸出免税貨物を別送して輸入する場合の規定の準用))に定める物品を別送して輸入する場合の手続については関税法基本通達67―4―10（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）に準ずる。

［一部改正：昭57第623号、昭58第402号、昭61第587号、平12第235号、平13第265号、平27第570号］

（再輸出免税貨物の免税手続等）

17―2　再輸出貨物の免税手続については、次による。

⑴　令第34条に規定する書面は、｢再輸出貨物減免税明細書｣（T―1340）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照）を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において、事後確認用は事後確認担当部門へ回付する。

なお、郵便物（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）については、｢再輸出貨物減免税申請書｣（再輸出貨物減免税明細書の表題中｢明細書｣を｢申請書｣に訂正の上、使用させて差し支えない。）3通（原本、承認書用、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照）の提出を求め、免税を承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。

⑵　法第17条第1項の規定により関税の免除を受けようとする貨物（同項第1号、第4号及び第11号に掲げる貨物を除く。）のうち、保証契約（外国の団体が発給した書類により本邦に一時輸入された貨物について、当該貨物に係る免除された関税を徴収すべき事由が生じた場合は、関税を納付し、当該外国の団体に対し当該免除された関税の額を請求し、当該外国の団体が請求された額を支払うこと又本邦から一時輸出される貨物についても同様の取扱いとすることについて外国の団体と保証団体（保証契約を締結し、かつ、当該保証契約を適切に実施できると認められる本邦の団体をいう。）との間で締結した契約をいう。）に定めるものについては、当該保証団体又は保証団体と保証契約を締結した外国の団体が「一時輸出入のための通関手続書類」（T―1345）を使用して発給する書類（以下「特別通関手帳」という。）の「輸入（納税）申告書（免税明細書兼用）」を提出させる。

⑶　特別通関手帳を使用して輸入される貨物に係る輸入申告等の取扱いについては、ＡＴＡ基本通達3―2⑴、⑶及び⑷、3―3⑸及び⑹、3―4並びに3―11に準じて処理する。

⑷　再輸出免税貨物の輸出時の同一性の確認のための処理については、前記11―3の⑷の規定に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平12第235号、平13第265号、平20第1331号、令3第262号］

（再輸出免税貨物の輸入後の取扱い）

17―3　法第17条第1項の規定により関税の免除を受けた貨物の輸入後における取扱いについては、次による。

⑴　令第37条に規定する届出書は、｢特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届｣（T―1290）とし、2通（原本、交付用）（受理税関と当該貨物の輸入を許可した税関（以下「輸入許可税関官署」という。）とが異なるときは、輸入許可税関官署用として１通を加える。）を提出させ、受理したときは、うち１通（交付用）に確認印（C―5000）を押印して届出者に交付する。なお、輸入許可税関官署用には確認印（C―5000）を押印して輸入許可税関官署へ送付する。

⑵　令第37条の2に規定する申請書は、｢再輸入･再輸出･輸入期間延長承認申請書｣（T―1065）とし、2通（原本、承認書用）をを輸入許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押印して申請者に交付する。

なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え（私人の訴えによるものを除く。）を受けているために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。

⑶　令第38条の規定により準用される令第11条第1項に規定する届出書は、｢外国貨物等亡失届｣（T―1350）とし、2通（原本、交付用）（受理税関と輸入許可税関官署とが異なるときは、輸入許可税関官署用として1通を加える。）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付して提出させるものとする。税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押印して届出者に交付する。

なお、輸入許可税関官署用の処理については、上記⑴に準ずる。

⑷　令第38条の規定により準用される令第11条第2項に規定する申請書は、｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）とし、2通（原本、承認書用）（受理税関と輸入許可税関官署とが異なるときは、輸入許可税関官署用として1通を加える。）を提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押印して申請者に交付する。

なお、輸入許可税関官署用の処理については、上記⑴に準ずる。

滅却の承認を受けた申請者が再輸出免税貨物を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。

⑸　令第38条の規定により準用される令第11条第3項((製造用原料品の用途外使用等の場合における変質又は損傷による減税の手続))に規定する申請書は、｢変質･損傷減税申請書｣（変質･損傷減税明細書（T―1010）の表題中｢明細書｣を｢申請書｣に訂正のうえ、使用させて差し支えない。）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押なつして申請者に交付する。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第402号、昭61第587号、平13第512号、平27第570号、令4第206号］

（用途外使用等の場合の関税の徴収）

17―4　法第17条第4項((再輸出免税貨物の用途外使用等の場合の関税の徴収))の規定により関税を徴収する場合の取扱いについては、次による。

⑴　同項の規定により関税を徴収する場合の納税義務者は、当該貨物の輸入者であるから留意する。

⑵　特別通関手帳を使用して輸入された貨物について関税を徴収する場合には、ＡＴＡ基本通達6―3に準じて処理する。ただし、賦課決定通知書及び納税告知書に記載する納期限は、同項⑴ハの規定にかかわらず、関税法基本通達9の3―2⑵（納税告知書の納期限の記載）による。

［全部改正：平13第265号］

［関連：関基6―1］

（｢災害その他やむを得ない理由｣の意義）

17―5　法第17条第5項((製造用原料品に関する規定の準用))において準用する法第13条第7項ただし書後段((用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合の減税))の規定の適用については、前記13―16（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）の⑶に規定するところに準ずる。

［一部改正：昭49第633号、平8第273号］

（再輸出免税貨物の輸出手続）

17―6　再輸出免税貨物の輸出手続については、次による。

⑴　法第17条第1項の規定により免税輸入した貨物と内国貨物とを使用して加工又は修繕した製品を輸出する場合においては、免税輸入貨物と内国貨物とについて別個の輸出申告書を提出させることなく、当該製品の輸出申告書に免税輸入した貨物の品名、数量及び価格等を内書させて行わせる。

⑵　令第39条第1項に規定する加工証明書は、｢再輸出免税貨物加工証明書｣（T―1380）とする。

⑶　輸出された貨物が、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（以下本項において｢輸入許可書等｣という。）に記載されている貨物又はその加工に係る貨物のうちの一部である場合の令第39条第2項の規定による内訳の記載については、次による。

イ　免税輸入貨物と他の内国貨物とを使用して加工又は修繕された製品が輸出される場合における内訳の記載は、輸出貨物の数量に見合う免税輸入貨物の数量を輸入許可書に裏書して処理する。

ロ　加工工程中に数量欠減が生じた免税輸入貨物が輸出される場合には、輸出貨物の数量に見合う免税輸入貨物の数量（加工工程中に生じた副産物、くず等の数量に見合う免税輸入貨物の数量を除く。）を輸入許可書に裏書して処理する。

ハ　上記イ及びロ以外の免税輸入貨物が輸出される場合には、輸出貨物の数量により裏書して処理する。

⑷　現像済の写真フィルムが郵便によって輸出される場合（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。の当該写真フィルムと現像前のフィルムとの同一性の確認は、当該物品に上記⑵の加工証明書及び前記17―2のなお書に規定する承認書を添付することにより行う。

なお、当該物品が輸出されたときは、同承認書に輸出済みの旨を記載して申請者に交付する。

⑸　特別通関手帳による輸出申告等の取扱いについては、次による。

イ　特別通関手帳を使用して輸入された貨物の輸出申告は、当該特別通関手帳の「再輸出申告書」を提出させることにより行わせる。

ロ　上記イ以外の取扱いは、ＡＴＡ基本通達3―6⑴、⑶、⑷及び⑸、3―8並びに3―11に準じて処理する。

なお、再輸出期間の延長の承認を受けているときは、当該承認書を特別通関手帳に添付して提出させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平13第265号、平20第1331号］

（再輸出免税貨物の輸出の届出の手続）

17―7　令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。

⑴　同項に規定する届出書は、｢再輸出減免税貨物の輸出の届出書｣（T―1385）とし、1通を届出に係る貨物の輸入を許可した税関官署（以下この項において「輸入許可税関官署」という。）に提出させる。ただし、特別通関手帳を使用して輸出された貨物の届出は、当該特別通関手帳の「輸出届出書」を提出させることにより行わせる。この場合において、貨物の輸入許可税関官署と輸出を許可した税関官署（以下この項において「輸出許可税関官署」という。）が異なる場合には、輸出許可税関官署を経由して輸入許可税関官署に提出させて差し支えないものとし、輸出許可税関官署が「輸出届出書」を受理した場合には、当該輸出届出書を速やかに輸入許可税関官署に送付する。

⑵　同一の輸入許可に係る貨物が分割して輸出された場合の法第17条第3項((輸出の届出))の規定による届出は、令第39条第2項の規定により輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書の交付がされた日から1月以内である限り、2以上の届出を1通の届出書により一括して行わせて差し支えない。この場合には、⑴に規定する「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」の記の部分は、一覧表として当該届出書に添付させて差し支えない。

⑶　令第39条第4項第3号に掲げる「第二項の規定による交付がされた年月日」については、同項ただし書の規定により、届出書への記載を省略することができる。なお、届出書への記載を省略することができる場合において、同項各号に掲げる全ての記載事項について、前記14―16⑼に準じ、輸出入状況を特例輸入者が自主管理している場合には、必要に応じて税関がその管理状況を確認することとし、届出書の作成を省略して差し支えないものとする。

［追加：昭47第1048号］

［一部改正：平13第265号、平24第695号、平27第570号、令4第204号］

（旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて）

17―8 旅客携帯品の再輸出免税については、以下のとおり取り扱う。

1．再輸出免税携帯品の範囲

令第33 条の2((一時入国者の免税携帯品の指定等))の規定により税関において適当と認める携帯品の範囲は、旅客の個人的使用に供されると認められるもののうち、法第14 条第7 号((一時入国者の携帯品等の無条件免税))を適用して無条件免税することが不適当と認められる物品とするが、次の物品には再輸出免税を認めないものとする。

⑴　通常本邦に住所を有する者が輸入する物品

⑵　旅客の入国目的、携帯品の性質等からして再輸出される見込みのない物品

⑶　職業用具

⑷　免税基準を超える酒類、たばこ及び無条件免税を適当と認められない食糧品等本邦において消費されるおそれのあるもの

2．再輸出免税携帯品の免税手続

令第34 条((再輪出貨物の免税の手続))の規定による免税申請は、再輸出貨物免税申請書（再輪出貨物減免税明細書（税関様式Ｔ第1340 号）の標題中「明細書」を「申請書」と訂正したもの。以下「免税申請書」という｡）3通を提出させ、輸入を許可したときは、うち1 通を原本として税関で保管し、残り2通は本人用及び再輸出確認用として申告者に交付すること。なお、この場合において、上記免税申請書裏面に輸入許可年月日、免税額、封かんその他再輸出確認のため税関で行った措置及び再輸出免税物品を輸出する際税関に提示しなければならない旨等を記入しておくこと。

3．再輸出確認のための措置

令第33 条の2第2項((再輸出免税貨物の再輸出の確認のための措置))に規定する「再輸出の際の確認のための措置」とは、次に掲げるような措置とする。

⑴　時計、猟銃、ゴルフクラブ等機械番号、製造番号等により物品の同一性の確認ができるものは、免税申請書に、当該番号を記載しておくこと。

⑵　通常外国に住所を有する一時入国者（以下「非居住者」という｡）が輸入する身辺装飾品については、予備品も含めて無条件免税となるが、無条件免税とすることが不適当と認められるものについては、封かんを施したうえで再輸出免税を認めること。

⑶　旅客携帯品について再輸出免税を認めたときは、輸入者に対し、再輸出免税物品を輸出する際には、免税申請書を税関に提示し、確認を受けるよう指示すること。

4．担保

旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達9の11―1（関税の担保の種類）の⑸による保証人の保証とする。

なお、担保の提供及び解除の手続については、関税法施行令第8条の2及び同令第8条の4による。

5．再輸出免税携帯品の輸出確認

再輸出免税携帯品の輪出確認は、次により行うものとする。

⑴　非居住者の出国検査にあたり、再輸出免税携帯品の有無について質問し、再輸出免税携帯品がある場合は、免税申請書の提示を求め、再輸出を確認したときは、非居住者より提示させた免税申請書に輸出許可年月日及び再輸出確認印を押なつした後、本人用免税申請書を本人に交付するとともに、免税申請書原本にその旨記入し整理すること。

⑵　非居住者が再輸出免税携帯品を輸出することなく出国したときは、免税申請書原本に出国月日、再輸出されない事由等を記載し、徴税の資料とすること。

⑶　再輸出免税を受けた非居住者が亡失その他の事由により免税申請書を提示することができないときは、免税申請書原本により確認すること。この場合において輸入許可税関と輸出申告税関が異なるため等の事由で免税申請書により免税物品の同一性を確認することができないときは、輸入許可税関に照会し、輸入許可税関に照会することが困難なときは、非居住者の申告する物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等について確認すること。

⑷　再輸出免税携帯品の輸入許可税関が異なる場合は、輸出申告税関は再輸出の有無を確認した後、再輸出確認用免税申請書にその旨記載し、輸入許可税関に送付すること。

なお、前記⑶の事由により輸出申告税関において再輸出免税携帯品の同一性を確認することができなかった場合は、輸出申告税関は非居住者の申出により確認した物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等を輸入許可税関に通報すること。

この場合において輸入許可税関は、輸出申告税関からの通報により再輸出の有無を認定すること。

6．用途外使用等の取扱い

再輸出免税携帯品が用途外使用に供された場合又は1年以内に再輸出されない場合の取扱いは、次によるものとする。

⑴　令第37 条((再輸出免税貨物の用途外使用等の届出))の届出は、前記17―3（再輸出免税貨物の輸入後の取扱い）に準じて行うこと。

⑵　再輪出免税携帯品について法第17条第4項の規定により関税等を追徴すべき事由が生じた場合において、非居住者が出国するとき又は追徴関税等の即納を申し出たときは、関税法第8条第4項により口頭通知し、現金収納すること。

この場合において、再輸出免税携帯品の輸入許可税関と出国地税関が異なるときは、追微関税等を徴収した出国地税関は再輸出確認用免税申請書等にその旨記載し、輸入許可税関に通報すること。

⑶　上記⑵の場合を除いては、書面により納税告知し、関税法第9条の3((納税の告知))及び同法第10 条((担保を提供した場合の充当又は徴収))により徴収すること。

［追加：平19第420号］

［一部改正：平27第570号、令3第262号］

第15節　再輸出減税

（再輸出減税貨物の減税手続）

18―1　令第41条((再輸出免税貨物に関する規定の準用))の規定により準用される令第34条((再輸出貨物の免税手続))に規定する書面は、｢再輸出貨物減免税明細書｣（T―1340）とし、1通（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。

なお、法第18条第2項((担保の提供))に規定する関税の額に相当する担保は、原則として提供させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号（項番号17の2―1を変更）、昭61第587号］

（再輸出されないこととなつた場合の納税義務者）

18―2　法第18条第3項((再輸出減税貨物が期間内に輸出されないこととなつた場合の関税の徴収))の規定により関税を徴収する場合の納税義務者は、当該貨物の輸入者であるから留意する。

［一部改正：昭49第633号（項番号17の2―2を変更）

［関連：関基6―1］

（再輸出減税貨物の輸出の届出の手続）

18―3　令第41条において準用する令第39条第4項本文に規定する届出書の取扱いについては、前記17―7（再輸出免税貨物の輸出の届出の手続）に規定するところに準ずる。

［追加：昭47第1048号］

［一部改正：昭49第633号（項番号17の2―3を変更）、平8第273号、令元第784号］

第16節　輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税

［平20第1331号節名改正］

（減免税製造工場の承認の方針）

19―1　令第47条第1項((輸出貨物の製造用原料品の免税の範囲))及び同条第2項((輸出貨物の製造用原料品の減税の範囲))の表に掲げる輸出貨物に係る製造工場の承認に当たつては、保税工場の運用との関係から、次の方針によりその調整を図るものとする。

⑴　次に掲げる工場は、製造工場として承認する。

イ　令第47条第1項及び同条第2項に規定する輸出貨物の製造を行う工場であつて、かつ、製造の方法若しくは製造施設その他の事情の差異による製造歩留りの格差がなく又は輸入原料品の価格等からみて製造歩留りの格差による実質的利益が少ないと認められる工場

ロ　令第47条第2項に規定する減税品目に係る製造を行う工場

ハ　令第47条第2項に規定する減税品目による輸出貨物の製造と同条第1項に規定する免税品目による輸出貨物の製造とを並行して行う工場

⑵　次に掲げる工場は、保税工場として許可する。

イ　令第47条第1項に規定する免税品目に係る製造を行う工場であつて、その製造を長期間又は継続して行い、かつ、上記⑴のハに規定する工場以外の工場

ロ　上記⑴のイ、ロ及びハに規定する工場以外の工場

(注)　輸出貨物の製造の過程で同一の輸入原料品から2種以上の製品又は副産物が製造され、その製品のうち1種類以上又は副産物（当該副産物がさ細な無税品のみであり、かつ、課税上問題がない場合で上記⑴のイに該当するものを除く。）が輸出されない場合には、製造工場として運用するのは適当でないので、上記⑴のロに該当する場合を除いて、保税工場として運用する。

なお、この場合において、製造歩留り等のいかんによつては当該輸入原料品を減税品目として指定することが考えられるが、このような場合にあつても、原則として、保税工場制度の利用について指導する。ただし、特に減税品目として指定することを適当と認めるもの（例えば、現行の減税品目に準ずるもの又は上記⑴のハに該当するもの）については、意見を添えて上申する。

（輸出貨物製造用原料品の製造工場の承認及び減税又は免税の手続）

19―2　輸出貨物の製造用原料品についての製造工場の承認申請及び減税又は免税の手続については、前記13―1から13―6まで（製造工場の承認の要件、製造工場の種別、製造工場の承認を行う税関官署、製造工場の承認の申請手続、製造工場の承認申請書の添付書類、承認の際に付する条件）、13―8（承認内容の変更の手続）、13―9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）、13―11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）、13―12（同種製造用原料品との混用使用）及び13―14から13―24まで（製造工場における製造終了届等の取扱い、製造用原料品の用途外使用、製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収、製造用原料品等の亡失又は滅却、製造用原料品に関する担保の解除、製造用原料品の譲渡、第2種製造工場の承認手数料の徴収、製造工場の延べ面積の算定、法人の合併等の取扱い、帳簿の備付け、製造工場の廃業）の規定に準じて取り扱うこととするほか、次による。

⑴　製造工程の一部を他社工場への委託加工により行う場合等製造が2以上の工場にわたつて行われる場合には、当該製造の委託者の名をもつてそれぞれの工場について承認申請をさせる。この場合において、各製造工場の所在地が同一税関の管内にあるときは、それぞれの工場について一括して申請するよう指導するものとし、その所在地が2以上の税関にわたるときは、全工程についての製造計画書を添付して、それぞれの工場の所在地を所轄する税関に申請させる。

⑵　輸出貨物製造用原料品の輸入後において、委託加工等の必要からあらかじめ承認を受けた工場以外の工場において製造しようとする場合には、製造工場の所在地を所轄する税関長は、輸入を許可した税関長と協議の上、やむを得ないと認めたときに限り製造工場の承認を行う。

⑶　上記⑴及び⑵の場合において、製造工場相互間の運送については、取締上関税法第63条((保税運送))に基づく保税運送の手続に準じた手続により行わせ（担保の提供は、必要としない。）、又は製造工程を異にする工場ごとに製造終了届を提出させる必要があると認めるときは、あらかじめ製造工場の承認の際にその旨の条件を付する。ただし、最終工程の工場以外の工場から製造終了届を提出させる場合においては必要に応じ関税法第105条第1項第5号((税関職員の権限による検査))の規定による検査を行うものとし、令第49条((製造用原料品に関する規定の準用))において準用する令第9条第3項((製造が終了した場合の製品検査書の交付))に規定する製品検査書の交付は要しない。

⑷　令第50条((輸出貨物製造用原料品の製造が終了した場合の届出及び検査の特例))の規定による製造が終了した場合の届出の特例の申請は、輸出貨物製造用原料品に係る製造工場の承認申請の際に、｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書｣（T―1070）の余白に付記して行わせ、これを承認したときは、｢製造工場承認書｣（T―1080）に、届出の特例を承認した旨を記載する。

［一部改正：昭61第587号、平元第885号、平8第273号、平12第235号、平18第395号、平27第570号］

（指定製造工場の簡易手続）

19―3　令第47条第1項の表の第1号から第7号までに掲げる輸入原料品及び同条第2項の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第50条の2第1項の規定による製造工場の指定は、次による。

⑴　令第50条の2第1項の規定による製造工場の指定は、令第47条第1項の表の第1号から第7号まで及び同条第2項の表の各号に掲げる輸出貨物の製造が継続的に行われる場合のほか、製造用原料品による製造の届出が月間を通じて2回以上ある場合で、指定製造工場とすることにより手続の簡素化が図られると認められる工場について、取締上支障がない限り、これを行う。

なお、輸出貨物の製造が2以上の製造工場の工程にわたって行われ、各製造工場の所轄税関が異なる場合の取扱いは、各税関が協議のうえ決定する。

⑵　指定に当たっては、｢関税定率法施行令第50条の2の規定により指定製造工場に指定する。｣旨の適宜の様式による指定書を交付し、当該指定に際しては、原則として、次に掲げる事項を｢関税定率法施行令第50条の2第2項の規定による遵守すべき事項｣として当該指定書に付記する。

なお、輸出貨物の製造が2以上の製造工場の工程にわたって行われる場合には、原則として、第1次の製造工場に輸入許可書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があつたことを証する書類。以下この項において同じ。）又はその写しを、最終の製造工場に輸出許可書又はその写しを、それぞれ保管させるものとするが、これを適当としない場合には、当該関係税関が協議の上、次に掲げる保管に関する事項等を取り決めて行って差し支えない。

イ　輸出貨物製造用原料品に係る輸入許可書及び当該製品の輸出許可書又はこれらの書類の写しの保存（2年間）に関する事項

ロ　令第12条に規定する帳簿に記載する事項のうち、製造工場から出した製品についての同条第1項第5号に掲げる事項のほか、輸出の許可の年月日及びその許可書番号の記載に関する事項

ハ　製造用原料品の製造に係る月ごとの報告書の提出の際における、当該製品の輸出に係る輸出許可書又はその写しの提出に関する事項

⑶　指定製造工場において使用する製造用原料品の輸入（納税）申告書には、その｢品名｣欄の下部に｢指定製造工場使用原料品｣と付記させる。

⑷　製造用原料品に対する輸入許可（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出）が、指定製造工場の所在地を所轄する税関以外の税関で行われた場合には、製造用原料品についての取締り及び用途外使用の場合の徴税事務等輸入後のすべての事務処理を指定製造工場の所在地を所轄する税関に行わせることになるので、輸入を許可した税関は、その輸入許可書の写しを指定製造工場の所在地を所轄する税関に送付する。

なお、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、それぞれの工場を所轄する税関に輸入許可書の写しを送付する。

⑸　指定製造工場の製品の輸出申告の際には、当該製品の製造に使用された製造用原料品に係る輸入許可書を提出する必要はないが、輸出申告書の｢取扱区分｣の欄に｢関税定率法第19条第1項該当｣の旨の表示をするほか、その表示の下部に輸入許可書の番号及び｢指定製造工場製品｣と記載させる。

⑹　令第50条の2第1項の月ごとの報告は、原則として、｢輸出貨物の製造用原料品による製造報告書｣（T―1460）2通を指定製造工場を所轄する税関（保税担当部門）に提出させる。

なお、報告書の様式については、製造作業の種類その他の事情により必要があると認めたときは、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせて差し支えない。

また、上記の製造報告書には、当該製造報告書に記載された輸出貨物に係る輸出許可書（その写しを含む。以下同じ。）を添付させ、製造報告書と輸出許可書とを照合の上、その輸出許可書に報告済の旨を朱記して返付する。

おって、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、輸出許可書は、最終製造工程の製造を行う工場を所轄する税関に製造報告書を提出する際に、これを提出させる。

⑺　指定製造工場が保存する輸入許可書又はその写しの裏面には輸出貨物に対応する製造用原料品の使用数量を記載整理しておくよう指導する。

⑻　指定製造工場は、税関関係手数料令第8条第4項の規定により同条第2項の工場とみなすこととされ、また、当該指定製造工場において製造した輸出貨物に係る関税法第67条の検査は、同条第2項の検査とみなすこととされているので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号、平17第424号、平19第420号、平19第893号、平27第570号］

（輸入原料品として税関長の承認を受けたものの取扱い）

19―4　令第47条第1項の表第8号に係る輸入原料品等の取扱いについては、次による。

⑴　令第47条第1項の表第8号の輸入原料品等の承認は、前記19―1の⑴のイに該当する工場において輸出貨物の製造が継続的に行われない等のため、保税工場による製造に適しない貨物等を対象にして行い、その承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告に対応して個別に申請させる。なお、輸出貨物の製造に対応する輸入原料品の輸入が船便の都合等から2回以上に分割される場合には、1回の承認申請により行わせる。

⑵　令第47条の2の規定による承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告の際又は当該輸入申告に先立つて行うことを求めるものとし、その手続は、｢輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書（製造工場等の承認申請書兼用）｣（T―1450）2通（輸入申告をする税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、3通）を輸入申告をする税関の保税監督部門に提出することとを求めることとし、これを承認したときは、うち1通に承認印を押印して申請者に交付する。この場合において、輸入申告をする税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、うち1通を当該申請に係る製造工場を所轄する税関に送付する。

なお、令第47条の2に規定する｢輸入申告をする税関長｣とは、当該製造用原料品の輸入申告をする場所を所轄する税関長を意味するものである。例えば、保税工場で製造された保税製品を輸出貨物の製造用原料品として使用するため、当該保税製品について免税の承認申請を行う場合には、当該保税製品の輸入申告をする税関長となるので、留意する。

⑶　上記の申請に当たつて、次に掲げる申請を必要とする場合には、上記⑵の申請書の該当欄に必要事項を記載して行うことを求めるものとする。

イ　令第49条において準用する令第8条((同種の原料品を混用する場合の手続))の製造用原料品と同種の他の原料品との混用の承認申請

ロ　令第50条の規定による製造が終了した場合の届出及び検査の特例に関する承認申請

(注)　令第47条第1項の表第8号の輸入原料品等についての承認は、製造歩留りが明らかであることを前提としているものであるので、製造終了の際の届出及び検査については、令第50条の特例の適用を受けるよう指導する。

⑷　輸出貨物の製造が2以上の製造工場の工程にわたつて行われる場合には、当該輸出貨物の製造を行う各製造者の名をもつて一括承認申請をさせる。この場合においては、製造工場及び製造歩留りに関する事項について個々の製造工場の工程について記載させる。

なお、製造の過程において、工程の一部を下請加工業者に委託する場合等で、その製造の主体が当該申請者にあり、かつ、取締上支障がないと認められる場合は、当該下請加工を行う工場については、製造工場の承認を要しない。

⑸　申請に当たつては、必要に応じ製造歩留りに関する資料、製造工程に関する説明書を提出することを求めるものとする。

なお、令第6条の3第2項((製造工場の承認申請手続))に規定する図面等の添付は原則として省略して差し支えないものとする。

⑹　申請に係る製造歩留りは、同種の製品を製造する保税工場の製造歩留りその他を参考として適当と認められる場合には、これによることとし、申請書に記載された製造歩留りについて補正の必要がある場合には、申請書の記載事項を補正させる。

なお、これ以外の事項について、補正の手続の必要がある場合にはこれに準じて行わせる。

⑺　製品の輸出申告の際に提出する｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品による製造終了届｣（T―1120）（以下｢製造終了届｣という。）には、上記⑵の承認書を添付させる。

なお、当該製品の製造が2以上の工場にわたつて行われる場合における製造終了届は、最終製造工程の工場における製造終了届のみを提出させる。

［一部改正：昭61第587号、平19第893号、平27第570号］

（輸出貨物製造用原料品と同種原料品との混用）

19―5　法第19条第3項((同種の原料品の混用))に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　同項にいう｢同種の原料品｣とは、性質、形状、用途その他の特徴において輸出製造原料品と同様である原料品のほか、当該輸出製造用原料品のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品が製造される原料品を含む。例えば、グルタミン酸ソーダの製造に使用される場合のふすま及び脱脂大豆は、小麦粉と同種の原料品として取り扱う。

⑵　同項にいう｢税関長が指定する期間｣は、原則として、6月以内とする。ただし、税関において特に6月を超える期間を指定する必要があると認めるもの（製造期間が長期にわたる場合、製造後輸出までに期間を要し、短期間内に輸出しようとして輸出を急ぐときは不利益な輸出契約を結ばなければならない等不利益を被るおそれがある場合）については、1年以内の適当な期間を指定して差し支えない。

⑶　｢同種の原料品の混用｣は、原則として、当該輸出貨物製造原料品の全部を使用して輸出貨物を製造する場合においてのみ認める。

⑷　令第48条第1項((同種の原料品を混用した場合に輸出貨物製造用原料品とみなす数量))に規定する輸出貨物の製造用原料品とみなされる数量は、製造終了後の製品検査の際に、当該製品に含まれ、又は当該製品の製造に必要な同項に掲げる物品に含まれる量（例えば、同項第3号にあつては、粗蛋白の量）を算定し、当該製品の製造に使用された減税又は免税輸入原料品に含まれるこれらの物品の量（粗蛋白の量）に対応する量とする。

［一部改正：昭61第587号］

（輸出貨物の製造用原料品の輸入後の手続）

19―6　輸出貨物製造用原料品の輸入後の手続については、前記13―14から13―20までの規定を準用するほか、次による。ただし、担保の解除は、製品の輸出後に行う。

⑴　令第49条において準用する令第9条第1項の規定による製造終了の届出は、最終製造工程の工場における製造終了の際に提出させる。

⑵　前記19―2の⑷により製造終了の届出の特例の承認を受けた場合には、製品の輸出の際に輸出申告税関に提出すべき｢製造用原料品･輸出貨物製造用原料品による製造終了届｣の適宜の箇所に、届出の特例の承認を受けた税関名、承認年月日及び承認番号を記載させる。

⑶　令第50条の規定による製造終了の届出の特例の承認を受けた場合において、令第49条において準用する令第9条第2項の規定により輸出申告税関において製品の検査を行うときは、あらかじめ定められた歩留りを参考として輸出貨物製造用原料品の使用数量を確認する。この場合において、確認した当該原料品の使用数量が製造終了届に記載された使用原料品の数量（分割輸出される場合においては、その数量の割合）を下回るときは、税関に提出された製造終了届の写しに、その確認結果を記入の上、輸出貨物製造用原料品の輸入許可税関に送付する。

⑷　令第51条第2項に規定する輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類。以下この項において同じ。）への輸出貨物製造用原料品の輸出済の旨及び当該輸出された貨物の内訳の記載は、輸出された貨物の輸出申告に係る申告番号、品名、数量及び船積年月日並びに当該輸出申告書に添付された製品検査等に記載されている輸出貨物製造用原料品の数量を輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書の裏面に記入し、審査印を押なつすることにより行う。

なお、製品検査書に記載されている製品の一部が分割して輸出される場合には、当該輸出された貨物の数量に見合う輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量を、製品検査書に記載されている製品の数量及び輸出貨物製造用原料品（輸入原料品）の数量から比例あん分計算によって算出して記入する。

［一部改正：昭61第587号、平8第273号、平12第652号、平19第420号、平27第570号］

（輸出貨物の製造に使用した輸出製造用原料品の数量の認定）

19―7　同種の原料品を混用しない場合における輸出貨物の製造に使用した輸出製造用原料品の数量の認定については、令第48条第1項((同種の原料品を混用した場合に輸出貨物製造用原料品とみなす数量))及び同条第2項((しよ糖の量の計算))の規定に準じて取り扱う。

（用途外使用等の場合の納税義務者）

19―8　法第19条第4項((輸出貨物の製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収))の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、前記13―16（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）と同様とする。

［一部改正：平8第273号］

（変質、損傷等による価値の減少の取扱い）

19―9　法第19条第4項((輸出貨物の製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収))において準用する法第13条第7項ただし書後段((用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合))に規定する｢変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少｣には、使用による減耗を含むものとする。

（グルタミン酸ソーダ、ぶどう糖、ビタミンC及びソルビトールの特例）

19―10　令第47条第1項の表第3号に掲げるグルタミン酸ソーダ及び第7号に掲げる精製ぶどう糖並びに同条第2項の表第2号に掲げるビタミンC、第3号に掲げる結晶ぶどう糖及び第4号に掲げるソルビトールについては、前記19―1から19―9までの規定によるほか、次による。

⑴　減免税により輸入されるマニオカでん粉、サゴでん粉若しくはばれいしょでん粉又は糖みつ若しくは変性糖みつについては、あらかじめこれらの物品を分析検定（ただし、分析検定前であっても見本を採取の上、輸入を認め、事後分析検定すること、また、特例申告貨物にあっては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定することについては差し支えない。）し、それぞれ次の量を算定しておくものとする。

この場合において、輸入申告をする税関と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、輸入申告をする税関は、その算定結果を製造工場の所在地を所轄する税関に通知する。

イ　マニオカでん粉、サゴでん粉又はれいしょでん粉については、乾燥でん粉の量（でん粉の乾燥重量をいう。）

ロ　糖みつ又は変性糖みつについては、全糖量（糖分をしょ糖として計算した重量をいう。）

⑵　製品の検査に際しては、当該工場の最近における製造実績等を勘案し、上記⑴の乾燥でん粉の量又は全糖量に応じて製品の歩留りを決定する。

⑶　令第49条において準用する令第9条第3項により交付する製品検査書には、製品の数量（上記⑵により決定された歩留りに基づく製品）及び使用した輸出貨物製造用原料品に関する事項のほか、法第19条第3項により輸出貨物製造用原料品とみなされるべき数量及びその算定の基準となった歩留りを朱書する。

［一部改正：昭61第587号（項番号19―11を変更）、平12第652号、平19第420号、平27第570号］

（輸出糖の特例）

19―11　令第47条第1項の表の第4号に掲げる精製糖、氷砂糖又は角砂糖（以下｢輸出糖｣という。）については、前記19―1から19―9までの規定によるほか、次による。

⑴　輸入の際における輸入砂糖の免税数量は、海外からの引合いを証する書類等によって、輸出することが確実であると認められる海外からの引合いのあった特定の砂糖（通常の商取引上において考慮される入目を含む。）（以下｢指定銘柄｣という。）に含有するしょ糖の量（糖度の数値の100に対する割合をしょ糖の割合とみなして算出した数量をいう。以下同じ。）に相当するしょ糖の量を含有すると認められる輸入砂糖の量に限る。

この場合において、しょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。

なお、輸入砂糖の免税数量の認定及びその取扱いについては、次による。

イ　通常商取引上考慮される入目については、入目を行うことが確実と認められる場合には、入目を加算した輸出砂糖の数量に相当する輸入砂糖の量を免税数量とする。

ロ　輸入砂糖の免税数量の算出の基礎となる輸出糖の予定銘柄と同等の砂糖の従来の精製実績等から指定される糖度（糖度が99.5未満のものは、還元糖の含有率に95／100を乗じた数値を含む。）によることとする。

⑵　輸出製造用原料糖は、免税輸入の際に分析検定し（特例申告貨物にあっては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定しても差し支えない。）、そのしょ糖の量を確定する。この場合において、免税輸入を許可した税関（特例申告貨物にあっては、特例申告書を提出した税関）と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、その成績を製造工場の所在地を所轄する税関へ通知する。ただし、保税蔵置場への蔵置の承認の際の分析検定によっても支障がないと認められる場合には、その成績による。

⑶　輸出製造用原料砂糖を使用して輸出糖の精製を開始しようとする場合には、当該原料砂糖の使用を確認する。

⑷　連続作業の場合は、その製造分界における混用について法第19条第2項において準用する法第13条第4項の混用承認を受けさせる必要はない。

⑸　上記⑶により輸出製造用原料砂糖の使用数量が確定し、当該原料砂糖に含まれるしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出指定銘柄の輸出糖の量が精製された場合には、その製造終了の届を提出させる。この場合において、しょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。

⑹　製造終了の届出があった場合は、令第49条において準用する令第9条第2項の規定により指定銘柄の輸出糖についての分析検定を行い、そのしょ糖の量を検出する。この場合における令第48条第2項の規定の適用に当たつては、当該輸出糖が、グラニュー、白ざら、氷砂糖及び角砂糖であるときは、通常その含有するしょ糖分は99.5以上であるので、これらの輸出糖については、分析検定を省略して差し支えない。ただし、その糖度が、99.5未満と認められる場合には、この限りでない。

⑺　令第49条において準用する令第9条第3項に規定する製品検査書には、同条第1項に規定する事項のほか、指定銘柄の輸出糖の糖度（糖度が99.5末満の場合には、糖度及び還元糖の含有率）を記入する。この場合において、指定銘柄の輸出糖のしょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。

⑻　製品検査書に記載する指定銘柄の輸出糖の数量については、製造工場からの申請に基づき税関において、当該指定銘柄全部につき検査を実施した場合には、その実検数量による。ただし、当該指定銘柄の輸出糖の数量が多く、かつ、急を要する場合において、全部検査を実施することが困難なときには、一部検査によっても、差し支えない。

⑼　製品検査書の発給された指定銘柄の輸出糖は、その蔵置場所を指定して保管させる。

⑽　製品検査書の発給された指定銘柄の輸出糖を国内に引き取る場合は、令第49条において準用する令第10条の規定に基づき｢用途外使用等承認申請書｣（T―1140）をその都度提出させる。

⑾　上記⑽の場合は、法第19条第4項第1号後段の規定により、直ちに関税を徴収する。この場合における課税数量の算定は、次の算式による。

|  |
| --- |
| 引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量 |
| 輸出製造用原料砂糖の数値の100に対する割合 |

(注)イ　この場合において、引き取られた指定銘柄の輸出糖しょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。

ロ　引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量の算出の基礎となる当該製品の数量は、上記⑻の例による。

⑿　輸出される輸出糖の検査数量については、税関における輸出検査の結果当該輸出糖が上記⑽の製品検査を実施したときと同様であると認められる場合は、上記⑻のただし書の例による。なお、製造終了の検査後直ちに輸出されるものについては、輸出申告の際の検査を省略しても差し支えない。

⒀　製造工場に入れた輸出製造用原料砂糖の免税額に対して、上記⑾により算出した課税額と既に輸出された輸出糖の精製に使用された輸出製造用原料砂糖（輸出糖のしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出製造用原料砂糖）の免税額との合計額が不足する場合は、最終回の国内引取の際又は指定期間経過の際において当該不足分を徴収する。この場合においては、最終回の賦課決定通知書（控）に不足を生じた事由を注記する。

この場合において、免税額の算定方式は、課税の際の方式に準ずる。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平6第331号、平12第652号、平19第420号、平27第570号］

（もどし税に係る製造工場の承認の範囲）

19―12　令第53条第1項((製造工場の承認申請手続))に規定するもどし税に係る製造工場の承認の範囲については、次による。

⑴　製造が2以上の工場における製造工程にわたつて行われる場合の製造工場の承認は、最終工程の製造を行う製造工場についてのみ行う。ただし、製造の最終工程が家内企業等の零細な企業で行われる場合においては、便宜、最終製造工程の製造の委託をした企業を承認の対象として差し支えない。

⑵　製造業者の組織する事業組合が組合員である製造業者のために原料品の購入、製造及び集荷を一元的に管理し、かつ、当該組合の名をもつて製造に係る輸出貨物を出荷するものについては、その組合に対して承認して差し支えない。この場合における製造工場の所在地は、便宜その組合の所在地とする。

ただし、組合の施設を単に組合員が共同で使用する場合等生産及び出荷が組合員である製造業者によつて独自に行われる場合においては、上記の取扱いは行わない。

［一部改正：昭48第1000号、昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―13を変更）］

（もどし税に係る製造工場の承認申請手続等）

19―13　令第53条第1項((製造工場の承認申請手続))に規定するもどし税に係る製造工場の承認申請手続等については、次による。なお、製造工場の承認の際に付する条件については、前記13―6（承認の際に付する条件）に準ずる。

⑴　製造工場の承認申請は、｢もどし税に係る製造工場承認申請書｣（T―1480）2通（支署にあつては、3通）を当該製造工場の所在地を所轄する税関に提出させる。

⑵　承認申請は、個々の製造業者（前記19―12の⑵に該当する場合にあつては、当該組合）の名をもつて行わせるものとするが、申請者が同業組合又は輸出に関する業務を行う団体に加入している場合には、承認事務の能率化を図るため、当該同業組合においてなるべく税関の管轄区域ごとに承認申請書を取りまとめて提出するよう指導する。

⑶　承認の期間は、承認の日から6年を超えないものとし、承認したときは、上記⑴の申請書のうち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

⑷　承認の期間の更新の申請は、上記⑴申請書2通（支署にあつては、3通）を提出させるものとし、更新の期間は6年を超えないものとする。

⑸　次に掲げる場合には、令第53条第4項において準用する令第6条の3((製造工場の承認申請手続))に規定する承認内容の変更として取り扱う。

イ　製造しようとする輸出貨物の変更

ロ　払戻し（減額）を受けようとする原料品の変更（製造しようとする輸出貨物を変更した場合に限る。）

ハ　製造の方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更した場合

［一部改正：昭48年第1000号、昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―14を変更）、昭62第663号、平10第278号、平12第235号］

（貨物製造証明書等の保存義務）

19―14　令53条第3項((製造工場の承認に係る書類の保存))に規定する当該製造に係る貨物製造報告書又は貨物製造証明書の写しは、当該製品を製造した承認に係る製造工場に保存させる。

なお、製造工場の承認を受けた者が作成した貨物製造報告書又は貨物製造証明書の写しは、作成年月日順に編綴し保存するよう指導する。

［一部改正：昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―15を変更）］

（記帳義務）

19―15　令第53条第4項において準用する令第12条に規定する記帳については、次による。

⑴　承認に係る製造工場においては、製品の取引先ごとの口座を設け、その口座ごとに輸出向けのものとその他のものを区分して、出荷に関する記帳を行う。

⑵　上記⑴に掲げる帳簿に記載された輸出向けの貨物につき、令第53条の2第1項第1号の貨物製造証明書等を発行したものについては、当該帳簿に、その取引について、貨物製造証明書等を発行したことの表示をさせる。

⑶　帳簿は、令第12条第1項第1号、第3号及び第5号に掲げる事項が含まれているものであれば、あえて税関用に特別の帳簿を作成させる必要はなく、当該承認を受けた者の使用する営業上の帳簿をもって足りるものとする。

⑷　記載事項のうち、輸入を許可した税関、その許可の年月日及び輸入許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及びその特例申告書の番号を含む。）の記載は、省略して差し支えない。

⑸　帳簿に代えて伝票類により処理している場合には、当該伝票類の整理を上記⑴及び⑵に準じて行うことにより、帳簿に代えて差し支えない。

⑹　帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、前記13―23の規定に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―16を変更）、平12第652号、平17第424号、平19第420号］

（戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続）

19―16　令第53条の2第1項((戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物の輸出の手続))に規定する戻し税に該当する貨物の輸出の手続については、次による。

⑴　輸出申告書に添付させる書類は、｢輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書･貨物製造証明書｣（T―1490）（以下｢製造報告書等｣という。）を2通（輸出証明用、税関控用）とする。

なお、原料品が輸入原料砂糖から精製された精製糖である場合には、｢精製糖引渡証明書｣（T―1510）を添付させる。

⑵　製造報告書等は、なるべく輸出申告単位ごとに当該輸出貨物の製造者に作成させるよう指導する。

⑶　輸出の際における製造工場の承認日及び輸出貨物の移出日の確認は、製造報告書等の｢製造工場の承認年月日｣欄及び｢輸出貨物の移出年月日｣欄に記載されている日付により行う。

なお、製造工場の承認を受けた日以後、その製造工場から移し出される貨物については、戻し税の適用があるものとして差し支えない。

⑷　製造報告書等に記載されている輸出貨物をやむを得ない理由により分割して輸出する場合の取扱いは、次による。

イ　分割輸出を認めるときは、分割して輸出される貨物について製造報告書等の｢通関｣欄に、それぞれ品名、輸出申告数量等を記載させる。

ロ　上記イにおいて｢通関｣欄が3欄以上となる場合で1枚の製造報告書により処理し難いときは、｢輸出貨物の製造用原料品による貨物製造報告書･貨物製造証明書（つづき）｣（T―1490―2）を製造報告書等の裏面に貼付し、輸出許可印をもつて契印をする。

⑸　輸出の許可の表示又は船積みの証明をして交付した製造報告書等については、原則として再発行は行わないが、2以上の港において同時に分割輸出する場合等税関において必要と認めるときは、製造報告書等について、オーソライズドコピーの発行を行う。

この場合においては、重複使用防止のため当該製造報告書等にオーソライズドコピーにより通関を認めた数量を｢通関｣欄に記入することとし、オーソライズドコピーの｢通関｣欄に通関予定数量を記入する。

⑹　令第53条の2第2項((輸出の許可があつた旨の表示をしたもどし税用書類の交付))に規定する輸出許可後の製造報告書等の取扱いについては、次による。

イ　輸出の許可の際における製造報告書等への｢輸出の許可があつた旨を示す表示｣は、輸出申告番号を確認のうえ製造報告書等の｢通関｣欄に輸出許可印を押なつして行う。

なお、税関において輸出貨物の分析検定を行つたときは、その分析検定結果を｢輸出品分析成績書｣（T―1540）に記載した上、その輸出品分析成績書番号を、上記の表示済の製造報告書等の余白に付記する。また、後記19―19により、関税の払戻しを受けることができる原料品の数量に分析検定結果に基づいて計算した数量を採用した場合には、既に記載されている原料品の数量を当該分析検定結果に基づき計算した数量に訂正の上、その数量の右側余白に｢分析結果に基づき数量訂正｣と朱書し、審査印を押なつする。

ロ　製造報告書等への｢輸出済の旨｣の記載は、その｢通関｣欄に船積確認印を押なつして行う。

なお、一部不積みの場合（船舶の出港以前で、かつ、BillofLading（船荷証券）の発行前に貨物の一部が船卸しされた場合を含む。）には、実際に船積みされた貨物の個数、記号及び番号又は数量（ばら積み貨物の場合）を｢船積数量｣欄に記載する。

ハ　上記ロの輸出証明は、輸出許可書に船積確認の表示をする際に併せて行うこととし、輸出貨物の船積確認の際には、当該貨物の輸出許可書と製造報告書等を併せて提示するよう関係者を指導する。

ニ　上記ロに規定する一部不積み貨物の取扱いについては、関税法基本通達67―1―13（数量変更の取扱い）の数量変更手続の際に製造報告書等を輸出担当部門に提出させ、船積確認数量等に基づき｢通関｣欄につき必要な是正を行う。

⑺　輸出の許可後、契約の破棄、貨物の亡失等により、当該許可に係る貨物の全部又は一部が不積みとなつたとき又は再輸入されることとなつたときは、当該製造報告書等については、税関の払戻し前である場合に限り、上記⑹のニによるほか、次による。

なお、関税の払戻し後においては、再輸入に際して再輸入免税の適用がないこととなるので、留意する。

イ　輸出の許可を受けた貨物の全量が不積み又は再輸入されることとなつたときは、それぞれの再輸入の手続の際に、輸出担当部門に交付済の製造報告書等を提出させる。この場合において、再輸入後、貨物が再び輸出されることが確実と認められるときは、当該製造報告書等に所要の是正を行つたうえ返付する。

ロ　輸出の許可を受けた貨物の一部が再輸入されることとなつたときは、その再輸入手続の際に、上記⑹のニに準じて処理する。

［一部改正：昭48第1000号、昭52第1199号、昭61第587号、昭63第1243号、平12第235号］

（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等）

19―17　令第53条の3((輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続))に関する用語の意義及び輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続等については、次による。

⑴　第1項((関税の払戻し申請))に規定する｢輸出した者｣（輸出者）とは、仕入書に記載されている仕出人、すなわち、輸出申告書の｢輸出者住所氏名｣欄に記載される輸出者をいう。

⑵　第5項((輸出組合等による払戻しの申請))の規定により、輸出組合又は輸出入組合の名をもつて関税の払戻し申請があつたときは、随時、組合員名簿等により輸出者が当該組合の構成員であるかどうかを確認する。

⑶　第5項に規定する｢輸出に関する業務を行う団体｣の確認及びこれらの団体の名をもつて関税の払戻し申請があつた場合の取扱いについては、次による。

イ　｢輸出に関する業務を行う団体｣とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条((中小企業団体等の種類))に掲げる団体、その他の団体で、輸出に関する業務を行つているものをいう。

ロ　上記イの団体の確認は、適宜の様式の申請書を提出させて行うものとし、当該申請書には、業務方法書、定款、構成員名簿等、特定の製造者を構成員とする団体として輸出に関する業務を行つているかどうかを認定するに足る資料を添付させる。

⑷　関税の払戻し申請書の受理及び審査は、次の区分によりそれぞれの税関において行う。

イ　輸出者の場合には、戻し税該当貨物の輸出を許可した税関又は当該輸出者の主たる事務所（本社）の所在地を所轄する税関

ロ　令第53条第1項((製造工場の承認申請手続))の承認を受けた製造者の場合には、製造工場又は当該工場の本社の所在地を所轄する税関

ハ　令第53条の3第5項((輸出組合、輸出入組合等))の組合等の場合には、当該組合等の事務所（本部又は支部等）の所在地を所轄する税関

⑸　令第52条第1項に掲げる貨物に係る戻し税の手続等については、次による。

イ　令第53条の3第1項に規定する申請書は、｢輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣（T―1520）2通による。

ロ　上記イの申請書の品名及び数量又は価格欄の記載は、当該申請に係る貨物の製造報告書等の｢通関｣欄に記載されている品名、数量等で当該払戻し申請に係る四半期（又は1月）内に輸出された事績を転記することにより行う。

なお、これらの欄に記載されている事項と船積確認欄に記載されている事項とに相違があるときは、船積確認欄の記載事項に基づき｢通関｣欄について所要の是正を行わせた上、払戻しを行う。

ハ　規則第12条((1月ごとに払戻しを受けることができる場合))に規定する1月ごとの関税の払戻しに関する申請は、関税の払戻し申請の都度｢輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣の該当欄に記載して行わせる。

ニ　製造報告書等記載貨物の一部について分割輸出があつた場合において、当該分割輸出につき戻し税の申請があつたときの取扱いについては、次による。

　上記イの｢輸出貨物の製造用原料品に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣には、輸出証明済の製造報告書等（原本）のほか、写し（複写したもの）1通を余分に添付して提出させ、原本照合のうえ当該写しにより関税の払戻し事務を進める。

　製造報告書等の原本には、払戻し申請に係る数量につき、申請書受理済の旨を記載の上、申請者に返付する。

ホ　令第53条の2第1項((輸出申告書に添付すべき書類))の規定により輸出申告書の添付書類として提出させる製造報告書等に記載させる｢関税の払戻しを受けることができる原料品｣の数量の端数処理は、整数位（kg）までとし、整数位未満は切り捨てる。

ヘ　令第52条第1項((払戻し関税額))に規定する払戻し関税額を計算する場合において、従量税品に係るもどし税の計算の基礎となる数量の端数処理は、整数位（kg）までとし、整数位未満は切り捨てる。

［一部改正：昭48第1000号、昭50第532号、昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―19を変更）、平12第235号、平12第652号、平14第253号、平15第346号］

19―18　削除

（原料品が輸入原料糖から製造した精製糖である場合の戻し税）

19―19　製造工場で使用された砂糖が輸入原料糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度未満に相当するもの）から製造された精製糖（車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。）である場合の関税の払戻し額の算定については、次による。

なお、車糖、でん粉を加えた粉糖及びこれらに類する砂糖の場合にあっては、便宜、製糖工場における実績歩留りを参照して算定する。

⑴　計算の方法

令第53条の2第1項((戻し税に係る貨物の輸出の手続))に規定する貨物製造報告書等の｢払戻しを受けようとする原料品の数量｣は、製造に使用された原料砂糖（精製糖）のしょ糖の量（糖度の数値100に対する割合をしょ糖の割合とみなして算出した量）のとし、輸出の際の分析検定により算出した輸出品中に含まれるしよ糖の量のと上記製造報告書等の数量と比較して、その小さい方を払戻しの数量とし、関税の払戻し額は、当該数量に輸入の際の税率を乗じた額とする。

例えば、

製造に使用された精製糖の数量 Xf

製造に使用された精製糖の糖度の数値の100に対する割合 a

輸入原料砂糖の税率 t

これから使用された精製糖Xfに見合う輸入原料品の数量Xsは、

Xs=Xf×a×

として計算し、Xsに対して納付されたとみなされる関税の額Ysは

Ys=Xs×t

とする。上記により算出したXs、Ysを製造報告書等に記載しておき輸出の際の検査結果により払戻し額を決定する。

イ　検査が分析検定により行われた場合

輸出品中に含有されているしょ糖の量をXとし、払い戻すべき関税の額をYとすれば、

X×≧Xsのときは　Y=Ys

X×≦Xsのときは　Y=X××t

とする。

ロ　分析検定を省略する場合

Y=X××t=Ysとする。

⑵　製造された製品の全量が一時に輸出されることなく分割して輸出される場合において、当該製造された製品の全量が保税地域に搬入される等取締りに支障がないと認められるときは、その輸出の際ごとに上記の方式により計算することなく、あらかじめ1ケース当たり使用されたとみなされる原料砂糖の数量を算出しておき、これに分割して輸出される製品のケースの数を乗じて輸出製品に使用したとみなされる原料砂糖の数量を算出する方法により行って差し支えない。

⑶　製造工場で使用される砂糖が原料課税の承認を受けて輸入された精製糖である場合において、当該精製糖の製造に使用された輸入原料品の数量が関税法施行令第59条第2項の規定により記載されている輸入申告書等により明らかであるときは、当該輸入原料砂糖の量について納付された関税の額を払戻しすべき関税の総額として取り扱う。

⑷　上記により算出した払い戻すべき関税の総額が、輸入許可書（特例申告貨物にあっては、特例申告書）に記載されている関税の納付額を上回った場合においても、払い戻す関税の額は、当該納付額の範囲内にとどめる。

⑸　払戻し額の決定の際においては、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条((国等の債権又は債務の金額の端数計算))の適用について留意する。

［一部改正：昭52第1199号、昭61第587号、昭63第1243号、平5第348号、平12第235号、平12第652号、平19第420号］

（特殊な形態による輸出貨物の戻し税の取扱い）

19―20　特殊な形態による輸出貨物のもどし税の取扱いについては、次による。

⑴　戻し税に係る原料品を使用して製造した貨物を郵便物（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）として輸出するときは、再輸出減免税又は輸出貨物の製造用原料品の減免税適用貨物の輸出の際の取扱いに準ずるほか、前記19―16から19―19までの規定による取扱いに準じて処理する。

⑵　外国に往来する船舶又は航空機（関税法第23条第1項に規定する遠洋漁業船その他の船舶を除く。）に積み込まれる船（機）用品で、戻し税に係る原料品を使用して製造したものについては、法第19条第1項を適用する。

なお、この場合においては、当該積込みを輸出として取り扱い、通常の輸出申告手続を行わせる。

⑶　航空機によって輸出される貨物についても、この規定による戻し税の適用があるので、留意する。この場合の輸出申告は、｢航空貨物簡易輸出申告書｣によることなく、通常の輸出申告書を使用して行うものとする。

なお、輸出手続の際における貨物製造報告書等の提出については、一般輸出貨物の場合と同様とする。

⑷　軍人用販売機関等が輸出する貨物で輸出申告書に貨物製造報告書等を添付して、正規の輸出申告を行ったものについては、法第19条第1項の適用があるので、留意する。

この場合の戻し税該当貨物の船積確認は、積載する般舶又は航空機が合衆国の公用船又は公用機である場合には、原則として、輸出港駐在の合衆国軍隊の権限ある官憲の証明書の発給を受けさせ、これにより船積みの確認を行う。

［一部改正：昭48第1000号、昭52第1199号、昭61第587号（項番号19―25を変更）、平20第1331号］

（輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を減額する場合の取扱い）

19―21　法第19条第5項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19―12から19―20まで（19―16の⑸から⑺まで、19―17の⑴から⑷まで並びに⑸のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。

⑴　令第53条の4第1項((輸出貨物の製造用原料品に係る減額の手続))の規定により関税の減額を受けようとする者には、関税の減額を受けようとする貨物の輸出申告の際、同項に規定する申請書及び添付書類（以下この項において｢申請書等｣という。）のほか、減額前の関税に係る納付書及び減額後の関税に係る納付書を提出させる。

なお、法第19条第1項の規定に基づく払戻しと同条第5項の規定に基づく減額は、別に申請させることとなるので留意する。

⑵　関税の減額を受けようとする貨物について、関税法基本通達67―1―20の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関部門に提示されたときは、上記⑴により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を押印の上、関係書類を収納担当部門に回付する。

なお、関税の減額の額の端数処理については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第120条第1項及び第2項により行うこととなるので留意する。

⑶　関係書類の回付を受けた収納担当部門は、減額される関税に係る徴収決定済額について減額の処理をした後、減額した関税に係る輸入（納税）申告書（原本）又は特例申告書の｢税関記入欄｣に申請書の申請番号、減額した税額及び減額した年月日を記入するとともに、減額前の納付書を廃棄のうえ減額後の関税に係る納付書の第1片から第3片まで（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を納税申告した者に交付する。

⑷　輸出申告をした税関（以下この項及び次項において｢輸出地税関｣という。）の税関長と輸出貨物の製造に使用した原料品の輸入を許可した税関（以下この項において｢輸入地税関｣という。）の税関長とが異なる場合において、申請書等を輸出地税関を経由して輸入地税関へ提出させる際の取扱いは、次による。

イ　関税の減額を受けようとする者には、上記⑴の手続を行わせる。この場合において、申請書のあて先は輸入地税関の長を記載させる。

ロ　申請書等を受理した輸出地税関は、上記⑵に準じて処理を行った上、関係書類を速やかに輸入地税関の通関部門に送付する。

なお、当該申請書等はその延長された期限までに輸入地税関へ提出されなければならないので、申請書等を提出させる時期については留意すること。

ハ　輸入地税関の通関部門は、輸出地税関から申請書等の送付を受けたときは、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後、当該申請書等を収納担当部門に回付する。

ニ　輸入地税関の収納担当部門は、通関部門から申請書等の回付を受けたときは、上記⑶に準じて処理する。

なお、納付書の交付は、交付を受ける者の利便性を考慮し、適宜の方法で行う。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平27第570号］

(輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を控除する場合の取扱い)

19―22　法第19条第6項の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記19―12から19―20まで（戻し税に係る製造工場の承認の範囲等）（19―16の⑸から⑺まで、19―17の⑴から⑷まで並びに⑸のロ及びハを除く。19―16の⑸から⑺まで並びに19―17の⑴から⑷まで及び⑸のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。

⑴　令第54条第1項((輸出貨物の製造用原料品に係る控除の手続))の規定により関税の控除を受けようとする者には、関税の控除を受けようとする貨物の輸出申告の際、同項に規定する申請書及び添付書類（以下この項において「申請書等」という。）を提出させる。

⑵　関税の控除を受けようとする貨物について、関税法基本通達67―1―20（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関担当部門に提出されたときは、上記⑴により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を押なつする。

なお、関税の控除の額の端数処理については、国税通則法第120条第1項及び第2項により行うこととなるので、留意する。

⑶　関税の控除を受けようとする製造用原料品に係る特例申告書が提出されたときは、特例申告書と申請書等の内容を対査確認する。

⑷　輸出地税関の税関長と輸入地税関の税関長とが異なる場合において、申請書等を輸出地税関を経由して輸入地税関に提出する際の取扱いは、次による。

イ　関税の控除を受けようとする者には、上記⑴の手続を行わせる。この場合において、申請書のあて先は輸入地税関の長を記載させる。

ロ　申請書等を受理した輸出地税関の通関部門は、上記⑵に準じて処理を行つた上、関係書類を速やかに輸入地税関の通関部門に送付する。

なお、当該申請書等は、輸出貨物の製造に使用した原料品に係る特例申告書の提出期限内に輸入地税関へ提出されなければならないので、申請書等を提出させる時期については留意すること。

ハ　輸入地税関の通関部門は、輸出地税関から申請書等の送付を受けたときは、上記⑶に準じて処理する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平27第570号］

第17節　課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税

（内貨原料品による製品に関する用語の意義等）

19の2―１　法第19条の2第１項に規定する用語の意義及び取り扱いについては、次による。

⑴　「外国貨物である原料品により当該製品を製造して外国に向けて送り出すことが困難である」とは、例えば、次のような場合をいう。

イ　製品を蔵置するための蔵置場が既に製造された製品によって占められており、保税作業による製品（以下この項において「外貨製品」という。）を蔵置する余裕が無い場合

ロ　保税作業による生産能力に余裕がなく、外貨製品の製造が間に合わない場合

ハ　外国貨物である原料品の在庫が無く、外貨製品の製造が間に合わない場合

ニ　内国貨物である原料品による作業から直ちに保税作業に切り替ることが困難である場合

ホ　工場の定期修理又は事故等により直ちに保税作業が行えない場合

⑵　「同種の貨物」とは、性状、用途その他の特徴において当該貨物と同種であって、同様の商品価値を有する貨物をいい、関税を納付して輸入した原料品に限らず、国産のものも含む。

⑶　｢当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合｣とは、例えば、原油から重油を製造する際に同時に揮発油、灯油、軽油が製造される場合をいう。

⑷　「外国に向けて送り出したとき」とは、関税法第2条第１項第2号に規定する輸出をいうものとし、関税法第23条第１項の規定により外国に往来する船舶又は航空機（同条に規定する遠洋漁業船その他の船舶を除く。）に積み込まれた船（機）用品については、これを外国に向けて送り出したものとして取り扱って差し支えない。

なお、この場合においては、当該積込みを輸出（積戻しを含む。以下同じ。）として取り扱い、通常の輸出（積戻し）申告手続を行わせる。

［一部改正：昭61第587号、平19第1207号］

（内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続）

19の2―2　内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の取扱いについては、次による。

⑴　令第54条の2第1項又は第3項の規定による書面の提出は、｢内貨原料品による製品に係る確認申請書｣（T―1580）2通の提出を求めることにより行う。

⑵　法第19条の2第1項の適用を受けるため、輸出（積戻しを含む。以下同じ。）の確認を受けようとする者が関税法第61条の2第1項の規定により税関長が指定した保税工場の許可を受けた者である場合については、当該確認申請書は、原則として、輸出申告税関に提出することを求めるものとし、当該製品と同種の保税作業による製品を輸入することとした場合の原料課税の計算が関税法施行令第2条の2第2号が適用されるものである場合、その他保税工場の所在地を所轄する税関でなければ、使用原材料の確認が困難であると認められる場合における確認は、当該保税工場の所在地を所轄する税関に上記⑴の確認申請書を提出してて行うことを求めるものとする。

この場合における令第54条の2第1項に規定する通知は、指定保税工場の指定の際、指定書に付記して行う。

⑶　法第19条の2第1項の規定の適用を受けて輸出する貨物が、次に掲げる場合に該当する場合の確認は、令第54条の2第3項の規定にかかわらず、輸出申告税関に確認申請書の提出を求めて行っても差し支えない。

イ　石油製品で後記19の2―3の係数表を適用して計算される場合

ロ　保税作業による製造歩留りは安定しているが、当該保税作業が間けつ的に行われるため指定保税工場の指定を行っていない場合

⑷　令第54条の2第1項又は第3項の規定により、内貨原料品の数量等について確認の申請があつた製品の輸出検査は、通常の関税の減税、免税又は戻し税の適用を受ける貨物の検査の場合の例に準じて行う。

⑸　令第54条の2第1項の規定により、輸出申告の際に確認申請書の提出があった場合には、当該確認申請書の記載事項について、書面上の確認を行う。この場合において、製品の製造に使用された内貨原料品の数量の確認は、当該製品の輸出検査の際に行うこととし、その方法は次による。

イ　関税法基本通達59―3により製造歩留り（指定歩留り）が定められている製品については、当該歩留率による。

ロ　その他の貨物については、査定歩留りによる。

なお、確認申請書に記載された歩留率が適正であるか否かについて疑問がある場合において、船積みを急ぐときは、船積み後当該製品を製造した保税工場を所轄する税関に照会の上、処理して差し支えない。

⑹　令第54条の2第3項の規定により、保税工場の所在地を所轄する税関に確認申請書の提出があつた場合には、当該税関において確認を行う。この場合において、内貨原料品の数量の確認は、当該保税工場において当該製品と同種の外貨作業による製品を製造する際適用している税関が査定した歩留り等により行う。

なお、当該確認は書面による審査で足りると認められる場合には書面審査による。

⑺　確認が終わった確認申請書は、当該確認申請に係る製品の輸出許可の際、確認申請書の｢確認印｣欄に輸出通関部門の審査印を押印して、うち1通を確認書としてこれを申請者に交付する。ただし、令第54条の2第3項の規定により提出された確認申請書については、保税取締部門の受付印を押印して申請者に交付する。

なお、この場合において、当該確認申請書に記載された事項が税関における確認の結果と異なる場合には、当該確認申請書の記載事項について所要の是正を行う。

(注)　保税取締部門において確認を行って交付した確認書については、輸出許可税関で当該確認書に輸出済の記載を行う際、併せて輸出許可年月日の記載を行う。

⑻　令第54条の2第2項又は第4項の規定による輸出済の旨の記載は、当該製品の船積み後、上記⑺により申請者に交付した確認書の｢船積確認｣の欄に船積確認印を押なつして行う。この場合において、その船積数量が当該確認書に記載された輸出貨物の一部である場合には、その数量を付記する。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平10第278号、平19第893号、平27第570号］

（製造工程において他の物品が同時に製造される場合の免税数量）

19の2―3　令第54条の5の規定の取扱いについては、次による。

⑴　令第54条の5に規定する原料品の数量の計算例については、例えば、粗銅から電気銅を製造している保税工場の歩留りを仮に98.48とし、その製造工程において同時に発生する副産物の歩留りが0.4とした場合、当該保税工場において製造した製品を輸出するときの税関長の確認を受ける原料品の数量は次のとおりである。

粗銅の数量＝電気銅の数量（98.48トン）×

×

副産物0.4トンを輸出する場合、これに対応する原料粗銅の数量

粗銅の数量＝副産物の数量(0.4トン)



⑵　他の工場で製造された石油製品（令第54条の4に規定する石油製品に限る。）に対し、法第19条の2第1項((内貨原料品による製品を輸出した場合の免税))の規定を適用する場合は、次による。

なお、当該保税工場において製造されたこれらの石油製品に係る原料数量の確認に必要な当該保税工場の歩留りが明らかでない場合にも次によって差し支えない。

イ　税関長の確認を受ける原料品の数量は、当該輸出石油製品の数量に下表に掲げる当該輸出製品に見合う係数を乗じて得た数量とする。

なお、この場合にあっては、関税を免除する輸入原料品は法の別表第27.09項に掲げる石油及び歴青油並びに第2710.19号の1の⑶及び第2710.20号の1の⑷に掲げる粗油とする。

ロ　令第54条の4に規定する各石油製品は、それぞれ法の別表第27類、備考1に規定する規格に該当するものに限る。

また、下表において揮発油欄の｢粗製のもの｣とは、常圧蒸留装置により得られる粗製の揮発油、これを単に脱硫した程度の加工揮発油又はこれらに準ずるものをいうものとし、また、重油について｢A重油、B重油、C重油｣の区分は、それぞれ日本日本産業に規定する重油の1種、2種又は3種の動粘度区分によって判定する。

（係数表）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 揮発油 | | 灯油 | 軽油 | 重　　　油 | | |
| 粗　製  のもの | その他 | Ａ重油 | Ｂ重油 | Ｃ重油 |
| 係数 | 0.96 | 0.97 | 1.13 | 1.16 | 1.13 | 0.83 | 0.77 |

［一部改正：平13第1005号、平23第1418号、令元第784号］

（内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続）

19の2―4　令第54条の3第1項の規定の取扱いについては、次による。

⑴　同項に規定する書面は、｢内貨原料品による製品の輸出に係る関税の免税明細書｣（T―1590）とし、1通に前記19の2―2の⑻の規定により輸出済の表示を受けた確認書を添付して、その輸入申告する税関に提出させる。

⑵　関税の免除を受けようとする外国貨物の数量が、確認書に記載されている税関の確認を受けた原料品の全部の数量に見合う数量である場合には、当該貨物の輸入許可（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出）の際、当該確認書の｢免税輸入欄｣の｢税関記入欄｣に所要の記載を行った上、これを税関が回収する。

また、一部である場合には、当該確認書に記載された内取りの免税輸入数量及び確認を受けた原料品の残数量の確認を行い、当該確認書の｢免税輸入欄｣の｢税関記入欄｣に所要の記載をしてこれを返付する。

［一部改正：平12第652号、平19第420号、平27第570号］

（振替免税に係る輸出製品の再輸入の取扱い）

19の2―5　振替免税に係る輸出製品を再輸入する場合における取扱いについては、次による。

⑴　法第19条の2((課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税))の規定の適用の基礎とされた外国に向けて送り出された製品が再輸入される場合には、当該製品については法第14条第10号ただし書((再輸入貨物の免税適用除外))又は同条第14号ただし書((再輸入貨物の免税適用除外))の規定により再輸入免税の適用はないが、当該製品のうち振替免税の対象とされた内貨原料品に見合う部分を除いた他の内貨原料品に対応する部分及び加工等による付加価値部分については、法第14条の2第2号((再輸入減税))の規定による再輸入減税の適用があることに留意する。

⑵　保税工場における製品の製造に使用された内貨原料品と振り替えられる同種の外貨原料品について法第19条の2第1項((内貨原料品による製品を輸出した場合の免税))の規定による免税を受けないうちに当該製品が再輸入される場合には、再輸入免税の規定を適用する。この場合には、当該製品の輸入申告の際に、令第54条の2第2項((輸出済の旨の記載))又は同条第4項((輸出済の旨の表示))の規定により輸出済の表示がされた確認書を提出させる。

なお、再輸入される製品が確認書に記載された製品の一部であるときは、当該確認書について所要の是正を行つた上、これを輸入者に返付する。

⑶　上記⑵により、振替免税に係る輸出製品について、再輸入免税の規定を適用して、輸入を許可した場合には、当該製品の輸入（納税）申告書に添付して提示された輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書に振替免税に係る輸出製品（当該製品の全部又は一部）について、再輸入免税を適用した旨を記載の上、これを輸入者に返付する。

［一部改正：平4第303号］

（確認を受けた書類の写しの保存）

19の2―6　令第54条の6((確認を受けた書類の写しの保存義務))の規定に基づき内貨原料品による製品を輸出する場合の税関長の確認を受けた書類の写しは、当該確認を受けた保税工場に保存させる。

（課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税）

19の2―7　法第19条の2第2項((課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税))に規定する用語の意義については、次による。

⑴　｢外国貨物がなくなつた等｣とは、作業に使用する原料である外国貨物が全部なくなつた場合、当該保税作業に必要な量に不足を来した場合、保税工場又は総合保税地域の許可後いまだ外貨作業が行われたことはないが、納期の切迫した受注のため外貨原料を手当てする余裕がない場合、当該外国貨物が変質又は損傷したため作業に使用できなくなつた場合、保税工場又は総合保税地域に入れるべき貨物を誤つて輸入した場合等をいう。

⑵　｢輸出貨物の原料品として使用｣とは、製造後、輸出貨物中に課税原料品が含まれることが明らかな使用をいい、課税原料品が触媒として使用されるような場合は含まない。

［一部改正：平4第303号］

（課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続）

19の2―8　法第19条の2第2項の規定により払戻しを受けようとする課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の手続及び承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際の手続は、次による。

⑴　承認の申請は、｢戻し税を受けるため課税（未納税）原料品を保税工場等に入れることの承認申請書｣（T―1600）2通を提出させ、申請の理由がやむを得ないものであり、かつ、払戻し額の算定及び保税工場又は総合保税地域における取締上支障がなく、また、保税工場又は総合保税地域への搬入が輸入許可後3カ月以内に確実に行われると認められたときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。

⑵　上記により承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際には、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れようとする者から承認書、搬入届及び当該課税原料品に係る輸入許可書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書。以下この項において同じ。）を提出させ、当該課税原料品が輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものであることにつき確認を行い、同一性を確認することができたときは、当該承認書及び輸入許可書にその旨及び搬入年月日を記入した上、提出した者に返付する。この場合において輸入を許可した税関と保税工場又は総合保税地域を許可した税関が異なるため輸入許可書だけでは同一性を確認することが困難であるときは、輸入を許可した税関あて照会する。

［一部改正：平4第303号、平12第235号、平12第652号、平19第420号、平27第570号］

（保税工場等での課税原料品による製造の手続等）

19の2―9　法第19条の2第2項((課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税))の規定により税関長の承認を受けて保税工場又は総合保税地域に入れた課税原料品を使用して輸出貨物を製造する場合の手続は、次による。

⑴　保税工場又は総合保税地域における記帳義務及び保税作業開始の際の届出については、関税法基本通達61の3―1（保税工場における記帳義務）及び58―1（保税作業開始の際の届出）の規定により取り扱う。

⑵　輸出貨物の製造に課税原料品と同種の他の原料品を混じて使用する場合において、当該同種原料品が外国貨物であるときは、関税法第59条第2項((外国貨物と内国貨物との混用))（関税法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))の規定により総合保税地域について準用する場合を含む。）の規定の適用をせず、当該同種原料品が内国貨物であるときは、当該内国貨物と課税原料品との間の数量の振替えは認めないこととする。

⑶　令第54条の8第2項((課税原料品による輸出貨物の製造が終了した場合の報告書の提出))に規定する製造終了の報告は、｢課税（未納税）原料品による輸出貨物の製造終了報告書｣（T―1610）2通を提出させ、当該報告書の記載事項と前記19の2―8の⑴により交付した承認書及び製造終了報告に係る製品（副産物を含む。）とを対照して検査した上、その検査結果及び当該報告を確認した旨を当該報告書に記載し、うち1通を報告者に返付する。

⑷　課税原料品を外国貨物の原料品と混じて使用して輸出貨物を製造した場合において、保税工場又は総合保税地域の許可税関と当該輸出貨物の輸出申告をする税関とが異なる場合には、当該保税工場又は総合保税地域から輸出貨物を蔵置する保税地域までの運送は、保税運送の手続に準じて行う。

［一部改正：平4第303号、平12第235号、平27第570号］

（課税原料品に係る戻し税の手続）

19の2―10　令第54条の9((承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続))の規定による｢課税原料品による製品の輸出に係る関税の払戻し（減額・控除）申請書｣（T―1620）の提出があつたときは、当該申請書に添付されている製造報告書により輸出貨物を検査し、輸出許可後において関税の払戻し額を後記19の2―11により算出する。

［一部改正：平4第303号、平12第235号、平12第652号］

（課税原料品に係る戻し税の額の算定）

19の2―11　法第19条の2第2項((課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税))の規定による税関長の承認を受けて保税工場又は総合保税地域に入れ、輸出貨物の原料として使用した課税原料品に対する関税の払戻しの額は、次により算定する。

⑴　課税原料品を使用して製造した貨物（副産物が生じたときは、当該副産物を含む。以下同じ。）の全部が輸出されたときは、製造に使用した当該課税原料品について納付した関税の全額を払い戻す。

⑵　課税原料品を使用して製造した貨物の一部が輸出されないときの払戻し額の算定は、次による。

イ　原料として使用した課税原料品について納付した関税の額に当該課税原料品を使用した貨物の価格（当該貨物の製造終了の際において法第4条から第4条の4まで((課税価格の決定の原則、同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定、国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定、特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定))の規定に準じて算出した価格とする。以下同じ。）の合計額に対する輸出した貨物の価格の割合を乗じて算出した額とする。この場合において払戻し額の算定上さしたる影響を与えないようなさ細な輸入される副産物については、便宜、これを払戻し額の算出基準により除外して処理して差し支えない。

ロ　課税原料品により製造した貨物が高度の加工を経たものである場合、又は当該製造した貨物の構成量の大部分が課税原料品以外の貨物であつて課税原料品の占める数量割合が小さい場合等、上記イの取扱いによることが払戻し額の算定上適当でないと認められるときは、本省にりん議する。

［一部改正：昭55第1360号、平4第303号］

（課税原料品等による製品を輸出した場合の納付すべき関税を減額する取扱い）

19の2―12　法第19条の2第3項((未納税原料品による製品を輸出した場合の戻し税))の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19―21の⑴から⑷まで及び19の2―7から19の2―11までに準じて処理する。

［追加：平12第235号］

（課税原料品等による製品を輸出した場合の納付すべき関税を控除する取扱い）

19の2―13　法第19条の2第4項((輸入原料品による製品を輸出した場合の関税の控除))の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記19―21の⑴から⑷まで及び19の2―7から19の2―11まで（輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を控除する場合の取扱い等）の規定に準じて処理する。

［追加：平12第652号］

第18節　輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税

（用語の意義）

19の3―1　法第19条の3((輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税))の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　｢その輸入の時の性質及び形状が変わつていないもの｣とは、輸入の際の品質、規格、形状等がその輸出の際において同一のものであると認められ、かつ、国内で使用（試験的使用等の軽微なものは含まない。19の3―6において同じ。）されていないものをいう。

⑵　｢1年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合｣とは、輸入貨物の回収に相当な期間を要する場合、輸入貨物のうち国内における売買契約が成立しないものを確定するまでに相当な期間を要する場合、輸出先の選定に相当な期間を要する場合等をいう。

⑶　｢1年を超え税関長が指定する期間｣とは、原則として1年以内とする。

［一部改正：平12第235号］

（輸入時と同一状態で再輸出される貨物の輸入時の手続）

19の3―2　法第19条の3第1項の規定により関税の払戻しを受けようとする貨物を輸入する際の手続は、通常の輸入手続によるほか、次による。

⑴　令第54条の13第1項に規定する書面は、｢再輸出貨物確認申請書｣（T―1625）とし、2通（原本、交付用）をを輸入（納税）申告書に添付して提出させ、後記19の3―3の規定による確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を押なつして同条第3項の規定に基づき申請者に返付する。

⑵　輸入時において、輸出の予定時期又は予定地が不明又は未定の場合には、｢再輸出貨物確認申請書｣の該当欄に｢不明｣又は｢未定｣と記載することにより提出を認めて差し支えない。

［一部改正：平12第235号、平12第652号、平20第346号］

（輸入時の税関長の確認）

19の3―3　令第54条の13第1項に規定する当該貨物の輸入時の確認は、輸出通関官署において、当該貨物が輸入時と同一の状態で再輸出されるものであることを確認するために必要な事項について行うものとし、その取扱いは次による。

⑴　同条第1項に規定する｢当該貨物の性質及び形状その他その再輸出の確認のため必要な事項｣とは、輸入貨物の品名、銘柄、記号、型式番号、製造番号その他の貨物を特定するために必要な事項とし、その確認は、原則として、｢再輸出貨物確認申請書｣に記載されているこれらの事項と輸入貨物とを対査することにより行う。

⑵　輸入貨物の包装に付された記号、番号等により当該貨物を特定することが可能と認められる場合においては、当該記号、番号等を｢再輸出貨物確認申請書｣に記載することを求め、これと輸入貨物の記号、番号等を対査することにより確認して差し支えない。

⑶　上記⑴及び⑵によっては適切な確認を行うことが困難な場合には、税関長は申請者に対し、同条第2項の規定に基づき次のような所要の措置をとるよう指示するものとし、これらの措置により輸入貨物との同一性の確認を行う。

イ　当該貨物について記号、番号等の表示を付すること。

ロ　貴石等のように外形上その特徴を識別することが困難な貨物又は衣類等のように記号、番号等が個別に付されていない貨物の場合には、当該貨物の品質等についての鑑定書、分析書、包装明細書その他の書面等を｢再輸出貨物確認申請書｣に添付して提出させること。

ハ　その他貨物の性質、形状に応じ、写真撮影等所要の措置をとること。

［一部改正：平12第235号、平12第652号、平21第368号］

（再輸出の期間の延長の承認申請手続）

19の3―4　令第54条の14に規定する申請書は、｢輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間延長承認申請書｣（T―1626）とし、2通（原本、承認書用）を輸入許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち1通に承認印を押印して申請者に交付する。

なお、当該延長承認申請は当該貨物の輸入の許可の日から1年を経過した後にあっては行うことができないので留意する。ただし、再輸出期間の延長の承認を受けている貨物について、当該延長の承認を受けた期間内に、再度当該期間の延長の承認申請があった場合には、当該申請を受理して差し支えない。

［一部改正：平12第235号、平12第652号、平27第570号］

（輸入時と同一状態で再輸出する際の払戻しの手続）

19の3―5　法第19条の3第1項の規定により関税の払戻しを受けようとする際の手続は、次による。

⑴　令第54条の16((輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続))に規定する関税の払戻しを受けようとする者は、当該貨物の輸出申告に際して、関税の払戻し申請を併せて行うものとし、｢輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書｣（T―1627）2通並びに前記19の3―2の規定により税関から返付を受けた｢再輸出貨物確認申請書｣及び輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を輸出申告書に添付して提出するものとする。

⑵　輸出申告された貨物につき、後記19の3―6の規定による貨物の同一性の認定に支障がないと認められるときは、当該認定前であつても輸出を許可することとして差し支えない。

⑶　輸出申告された貨物が、再輸出予定貨物の一部である場合には、輸出許可の際に当該許可に係る貨物の品名、数量を｢再輸出貨物確認申請書｣及び輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書に裏書して処理する。

⑷　輸出許可した貨物について、関税法基本通達67―1―20の規定により、船積みの確認を受けた輸出許可書が輸出通関担当部門に提示された際、当該許可書の税関記入欄に関税払戻しの旨及び払戻しに係る関税額を記載する。

［一部改正：平12第235号、平12第652号、平27第570号］

（輸出時の貨物の同一性の認定）

19の3―6　輸出申告される貨物の性質及び形状が輸入の時の性質及び形状と同一であるかどうかの認定は、原則として、前記19の3―3に基づき、輸入時に税関が確認した｢再輸出貨物確認申請書｣の記載事項及び同申請書に添付されている鑑定書、分析書、包装明細書その他の書面等（以下｢記載事項等｣という。）と輸出貨物とを対査確認（当該輸出貨物の鑑定、分析等を含む。）することにより行い、輸出貨物が輸入時に確認を受けた記載事項等と同一と認められ、国内において使用した形跡がなく、かつ、輸出数量が輸入許可書等に記載されている数量の範囲以内であれば同一性を有するものと認定する。

なお、同一性の認定の際には、以下の点に留意する。

⑴　輸入した貨物の部分品を本体から分離して輸出する場合、部分品として輸入した貨物を組み立てて輸出する場合、輸入後の腐敗等により変質、損傷した貨物を輸出する場合その他貨物の価値に変化があると認められる場合は同一性を有するものとは認められない。

⑵　輸出貨物の梱包状態が輸入時と異なる場合であつても、輸入後の検品、出荷のための分類又は仕分け等に伴うものと認められる場合には、同一性を有するものと認めて差し支えない。

（郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い）

19の3―7　輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。

⑴　輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手続は、関税法基本通達76―4―5に準じた手続により行う。この場合において、前記19の3―3に規定する輸入時の税関長の確認は、当該郵便物が名宛人に交付される前に行う。

⑵　輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手続は、関税法基本通達76―2―3に準じた手続により行う。この場合において、前記19の3―6に規定する貨物の同一性の認定手続は当該郵便物が通関郵便局又は配達郵便局に差し出される前に行う。なお、前記19の3―5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が郵便支店等に差し出された後に受理することになるので留意する。

［一部改正：平12第235号、平19第1207号、平20第1331号、平24第944号、令3第262号］

（簡易手続が適用されない郵便物を輸入時と同一状態で再輸出する場合の暫定的取扱い）

19の3―8　関税法第76 条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物を輸入時と同一状態で再輸出する場合の手続は、前記19の３―５によるものとする（ただし、輸出許可書に船積みの確認を受けることを要しない。）ほか、当分の間、前記19の３―７の⑵に準じた手続によっても差し支えないものとする。

この場合、前記19 の3―７の⑵において「関税法基本通達76－2－3」とあるのは「関税法基本通達76―2―3及び76―2―4」と読み替えるものとし、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。

［追加：平20第1331号］

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき関税を減額する取扱い）

19の3―9　法第19条の3第2項又は第３項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19―21の⑴から⑷まで及び19の3―1から19の3―8まで（19の3―4及び19の3―7の⑴を除く。）に準じて処理するほか、次による。

⑴　｢輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書｣の｢減額すべき関税額等｣欄の記載は、関税法基本通達67―1―20に規定する処理を行った後に通関部門が行う。

⑵　輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なる場合、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の輸入を許可した税関の通関部門が、申請書の記載事項と関係書類を対査確認した後に行う。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平20第1331号（項番号19の3―8を変更）、平21第368号、平27第570号］

第19節　違約品等の再輸出又は廃棄の場合のもどし税

（用語の意義）

20―1　法第20条の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　｢その輸入の時の性質及び形状に変更を加えない｣とは、輸入された貨物の性質及び形状に実質的な変化を加えないことをいうものとし、改装、単なる分離、棒、板、布地等の素材としての性質形状を失わない程度の切断、その他これらに類する行為及び経済的な効用を発揮しない試験的使用による損傷は、これに含まれる。ただし、試験的使用による損傷であつても、その損傷が輸入者又は使用者の瑕疵による場合には、この限りではない。

なお、輸入された貨物が、例えば、機械類でその形状が変化していない場合であつても、当該機械類が通常必要とされる試験期間を超え、本格的に使用された場合には、貨物の性質に変化を加えたものとする。

⑵　｢返送のため、輸出するとき｣には、輸入された貨物を輸出者の指示に従つて当該輸出者以外の者に輸出するときを含む。

⑶　｢6月を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合｣とは、違約品等のもどし税に係る輸入貨物の回収に相当の期間を要する場合、機械、装置等でその組立て又は解体に長期間を要する場合、クレームの成立までに長期間を要する場合等をいう。

なお、当該貨物の輸入後6月を経過した後、もどし税の適用があることを知つた場合であつても、上記｢6月を超えることがやむを得ないと認められる理由｣があるときは本項に該当することとなるので留意する。

⑷　法第20条第1項第1号に規定する｢品質又は数量等｣及び同項第2号に規定する｢品質等｣（以下｢品質等｣という。）には、組成、成分、材質、構造、性能、仕様、規格、デザインを含む。

⑸　｢契約の内容と相違する｣とは、貨物の取引に係る契約の品質等が当該契約に基づき輸入された貨物の品質等と相違する場合をいうほか、次に掲げる場合を含む。

イ　契約の内容には、品質等についての取決めはないが、製造者（輸出者）から公表されている品質等と輸入された貨物の品質とが相違する場合

ロ　契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の一部（例えば、機械を構成する部分品）の品質等とが相違する場合

ハ　契約又は公表の内容である品質等と輸入された貨物の品質等とが形式的には合致するが、契約の段階では想定できない不測の事態あるいは見込み違いがあり、輸入者が契約当初に期待していたような効果が得られない場合。ただし、この場合であつても、その見込み違いが投機的色彩の濃いもの、委託販売契約のもの、通常承知しておくべき条件（例えば、その輸出入又は販売の業務上必要とする法律的条件等）に抵触し、結果として見込み違いとなるもの、又はその他輸入者の自己の責任によるもの（例えば、販売数量の見込み違いによる売れ残り品等）については、契約の内容と相違する貨物には含まない。

⑹　｢品質等が当該物品の輸入者が予期しなかったもの｣とは、例えば色、サイズ等は貨物の取引に係る契約の内容と相違するものではないが、輸入者の予想と異なっていたものをいう。

⑺　｢法令（これに基づく処分を含む。）により｣とは、法律、政令又は省令の制定又は改正による場合のほか、告示、地方公共団体の条例の制定又は改正による場合を含むものとし、既存の法令に基づく検査の強化、通達の制定又は改正による場合は含まない。

⑻　｢使用｣には、輸入貨物の消費若しくは加工又は他の貨物への添加等を含む。

⑼　｢廃棄｣の意義については、関税法基本通達34―1（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）の⑴と同様とする。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭58第416号、平12第235号、平24第321号］

関連：昭58蔵関第417号（違約品等戻税事務の処理の迅速化について）

（違約品等の保税地域への搬入）

20―2　令第56条第1項((違約品等の再輸出の場合の払戻しの手続))及び第2項((違約品等の廃棄の場合の払戻しの手続))の規定により違約品等を保税地域に入れた場合の届出は、｢違約品等保税地域搬入届｣（T―1630）2通を提出することにより行わせ、うち1通に搬入済の旨を記載してこれを違約品等保税地域搬入届受領書として届出者に交付する。

［一部改正：昭49第633号、昭58第416号、昭61第587号］

（保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続）

20―3　令第56条の2((保税地域への搬入期間の延長の承認申請手続))に規定する申請書は、｢違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書｣（T―1631）とし、3通（原本、承認書用、搬入予定地所轄税関官署送付用）を提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押なつして申請者に交付する。この場合において、他の1通（搬入予定地所轄税関官署送付用）は、搬入予定地所轄税関官署あて送付する。ただし、受理税関が搬入予定地所轄税関官署であるときは、搬入予定地所轄税関官署送付用の提出及び送付は、要しない。

なお、当該延長承認申請は当該貨物の輸入の許可の日から6月を経過した後であつても行うことができるので留意する。

［追加：昭49第633号］

［一部改正：昭58第416号、平14第253号］

（違約品等の輸出手続）

20―4　法第20条第1項に規定する違約品等を輸出する場合の輸出手続は、通常の輸出手続によるほか、次による。

⑴　違約品等に係る輸出申告に際して、令第56条第1項((違約品等の再輸出の場合の関税の払戻し手続))に規定する関税の払戻し申請を併せて行わせるものとし、｢違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣（T―1640）2通を輸出申告書に添付して提出させる。

⑵　輸出申告された貨物につき、後記20―7の規定による違約品であることの認定、20―8の規定による同一性の認定等に支障がないと認められるときは、当該認定前であつても輸出を許可することとして差し支えない。

［追加：昭48第1000号］

［一部改正：昭49第633号、昭58第416号、平12第235号］

（違約品等の輸出についての関税払戻し申請書の添付書類）

20―5　令第56条第1項に規定する違約品等についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類及びその取扱いは、次による。

なお、下記⑵から⑷までにあっては、端的に違約品等であることを証する書類を必要最少限にするよう留意する。

⑴　違約品等の輸出についての関税の払戻し申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書（郵便により輸入されたもの（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）にあっては国際郵便物課税通知書とし、特例申告貨物にあっては特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書とする。以下この節において同じ。）及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。

ただし、違約品等保税地域搬入届受領書については、輸出申告を行った後に前記20―2の規定に基づく届出が行われた場合は、当該受領書の交付後に提出させるものとし、後記20―6の規定に基づく保税地域等に搬入されたことの確認は、その提出があった際に行うこととする。

⑵　「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者が契約内容と相違している旨の輸入者の主張を受諾する内容の電報又はテレックスを含む。なお、インボイス番号、貨物の品名・型番等、違約品である貨物を特定させる事項を記載しているものとする。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料とする。

⑶　個人的な使用に供する物品で通信販売されたものであることを証する書類としては、納品書（コピーでも可）及びカタログ等通信販売された物品であることが確認できる資料とする。なお、納品書により通信販売された物品であることが明らかな場合には、カタログ等の添付は省略することとして差し支えない。

また、納品書が提出できない場合には、通信販売された物品であることを証する他の資料（注文書、返品書等）の添付を求める。

⑷　輸入後において法令により、その販売若しくは使用又はこれを用いた製品の販売若しくは使用が禁止されたものであることを証する書類としては、当該法令を掲載した官報又は公報の写しとする。なお、輸入貨物の外観からは、当該法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかでない場合には、当該法令の規制の対象となったことを証する書類（例えば、主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等）の添付を求める。

［追加：昭48第1000号］

［一部改正：昭49第633号、昭58第416号、平12第235号、平12第652号、平19第420号、平20第721号、平20第1331号、平23第901号］

（保税地域への搬入済の確認）

20―6　違約品等の輸出に係る輸出申告書の審査の際、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び前記20―2の規定により届出者に交付した違約品等保税地域搬入届受領書によつて、当該輸出申告に係る違約品等が輸入許可の日から6月（前記20―3の規定により税関長の承認を受けたときは、6月を超え1年以内において税関長が指定する期間）以内に保税地域に搬入されたことの確認を行うものとする。

［追加：昭48第1000号］

［一部改正：昭49第633号、昭58第416号］

（違約品等の認定）

20―7　貨物の取引に係る契約の内容である品質等と輸入された貨物の品質等が相違しているかどうかの認定、個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるかどうかの認定及び輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物であるかどうかの認定は、次による。

⑴　違約品の認定

イ　違約品であるか否かの認定は、原則として、前記20―5に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査によって行う。

ロ　ただし、払戻し税額が多額（払い戻される税額が300万円以上）の場合、契約違反であることに疑義がある場合等には、契約書、分析表等必要な資料の提出又は提示を求めた上で認定する。

⑵　個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物の認定

個人的な使用に供する物品で通信販売された貨物であるか否かの認定は、原則として、前記20―5の⑶に定める書類の審査及び当該書類と保税地域に搬入された貨物との対査によって行う。

⑶　輸入後において法令によりその販売又は使用が禁止された貨物の認定

イ　当該法令の内容と保税地域に搬入されている貨物とを対査して、その販売又は使用が禁止となった点に特に留意して認定する。

ロ　貨物の外観からは法令の規制内容と当該貨物の販売又は使用の禁止の関係が明らかとならない場合には、当該法令の主管官庁又は検査機関等が発給した証明書、分析表、試験成績表等により認定する。

［追加：昭49第633号］

［一部改正：昭58第416号、昭61第587号、平12第235号、平20第721号］

（貨物の同一性の認定）

20―8　輸出申告された貨物の性質及び形状が当該貨物の輸入のときの性質及び形状と同一であるかどうかの認定は、当該貨物又はその包装に記号、番号等が付されている場合にはこれらによるが、記号、番号等が付されていない場合には、貨物の種類等から判断して特に同一性について疑義があるときを除き、輸入許可書又はこれに代わる書類に記載されている品名又は銘柄と一致し、かつ、当該輸入許可書等に記載されている数量の範囲以内のものであれば、同一性を有するものと認めて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭58第416号］

（違約品等に対する払戻し額の算定）

20―9　機械類の一部分を構成する部分品が違約品等である場合において、当該部分品を交換のため輸出するときの払戻し税の額は、当該部分品に対して適用される税率により算定される関税額によることなく、当該機械類についての関税額を価格によりあん分して、その部分品に対応する額を払戻しする。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号］

（違約品等を廃棄する場合の手続）

20―10　令第56条第2項((違約品等を廃棄する場合の払戻しの手続))に規定する違約品等を廃棄する場合の手続は、次による。

⑴　違約品等を廃棄する場合の申請は、｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）2通を提出して行わせ、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付する。

⑵　滅却（廃棄）承認申請書に添付すべき書類は、違約品等であることを証する書類、貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類、輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書及び違約品等保税地域搬入届受領書とする。

⑶　｢違約品等であることを証する書類｣の取扱いは、前記20―5の⑵から⑷までに準ずる。

⑷　貨物の廃棄がやむを得ないものであることを証する書類としては、当該貨物が違約品等であつてこれを輸出することなく廃棄しても差し支えない旨の記載のある輸出者等からの文書（テレックス、電報等を含む。）又は輸入者等が作成した廃棄がやむを得ないものであることを証する文書を添付させる。

⑸　違約品等の保税地域への搬入済の確認、違約品等の認定及び同一性の認定については、前記20―6、20―7及び20―8に準ずる。

⑹　違約品等を廃棄する場所は、必ずしも保税地域内に限定する必要はない（例えば、保税地域外における海中投棄又は焼却等は差し支えない。）が、当該廃棄の際には、特に必要がないと認められる場合のほか、立会いを行い当該廃棄を確認の上、その旨を上記⑴により届出者に交付した承認書に記載する。この場合において、当該廃棄により残存物が生じたときは、その廃棄のときに当該残存物が輸入されるものとした場合のその品名、数量及び価格を承認書に併せて記載する。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭58第416号、平12第235号］

（廃棄した貨物についての関税の払戻しの手続）

20―11　令第56条第3項((違約品等の廃棄の場合の払戻しの手続))の規定による関税の払戻しの申請は、｢違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣（T―1660）1通に前記20―10の⑹により確認を受けた承認書を添付して提出させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭58第416号、平12第235号、平12第652号］

（違約品等を廃棄した場合の関税の払戻し額の算定）

20―12　違約品等を廃棄した場合における払い戻すべき関税の額は、次による。

⑴　当該廃棄による残存物が生じない場合（滅却の場合）及び当該廃棄による残存物が税表上無税品である場合は、承認を受けて廃棄した輸入貨物については納付した関税の全額

⑵　当該廃棄による残存物中に有税品があるときは、当該有税品が廃棄のときに輸入されるものとした場合に課せられるべき関税の額に相当する額を承認を受けて廃棄した輸入貨物について納付した関税の全額から差し引いた額。ただし、当該有税品の数量及び価格がさ少であつて払戻し額の算定上さしたる影響がないと認められるときは、便宜、残存物を生じないものとして取り扱つて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号］

（違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い）

20―13　違約品等を郵便（関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。

⑴　当該違約品等は、通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に、あらかじめ前記20―2に準じた手続により事前検査のため税関に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。

⑵　前記20―4の「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該違約品等が通関郵便局又は配達郵便局に差し出された後において受理する。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭61第587号、平12第235号、平12第652号、平19第1207号、平20第1331号、平24第944号］

（違約品を簡易手続が適用されない郵便で輸出する場合の暫定的取扱い）

20―14　関税法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されない郵便物について法第20条第１項の違約品等を輸出する場合の手続は、前記20―４によるものとするほか、当分の間、前記20―13の⑴及び⑵に準じた手続によっても差し支えない。

この場合、当該違約品等の税関への提出は、保税地域への搬入とはみなさないことに留意し、「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該郵便物の輸出が許可された後に、事前検査を行った税関官署に提出させるものとする。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平23第901号］

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い）

20―15　法第20条第3項((違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税))の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19―21の⑴から⑷まで、20―1、20―2及び20―4から20―14までに準じて処理するほか、次による。

⑴　｢違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣又は｢違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書｣の｢減額すべき関税額等｣欄の記載は、関税法基本通達67―1―20に規定する処理を行った後に通関部門が行う。

⑵　輸出申告した税関の税関長と当該貨物の輸入を許可した税関長とが異なる場合における「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の輸入を許可した税関の通関部門が、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後に行う。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平20第1331号（項番号20―14を変更）、平27第570号］

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を控除する取扱い）

20―16　法第20条第4項又は第5項の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記19―22の⑴から⑷まで、20―1、20―2及び20―4から20―14までの規定に準じて処理する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平20第1331号（項番号20―15を変更）］

第20節　軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等

（軽減税率適用貨物の手続）

20の2―1　令第58条第1項に規定する書面は、｢軽減税率適用明細書｣（T―1670）とし、2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出させる。この場合において事後確認用の処理については、前記15―1の⒁の規定に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭50第532号（項番号20の2―2を変更）、昭61第587号、平12第652号、平17第424号、平29第442号］

（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）

20の2―2　令第 57 条第９号に掲げる重油及び粗油について（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　｢農林漁業の用に供されるもの｣の意義

法別表第1第2710.19号の1の⑶のＡの⒝及び第2710.20号の1の⑷のＡの⒝に規定する｢農林漁業の用に供されるもの｣とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。

イ　農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。）において使用される機械及び器具（運搬専用具を除く。）の動力燃料並びに乾燥機（米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。）、ボイラー（温室用、畜舎用、家畜洗浄用、農産物の処理用、土壌消毒用、飼料調製用及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）及び重油燃焼器（霜害及び冷害防止用のものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの

耕種農業（きのこ類の栽培を含む。）、畜産農業

ロ　林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材機（索道積込機を含む。）及び公有の森林鉄道の機動車を含み、その他の運搬専用具を除く。）並びにボイラー（樹苗育成用に限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの

育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く。）

ハ　漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第２条第２項の動力漁船をいい、同条第１項第１号から第３号までに該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上 上機（漁船 上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機（ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用（煮熱用を含む。）のものに限る。）及びボイラー（水産動植物の飼育における水温調節、煮干の煮熱及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの

海面漁業（釣船等のサービス業を含まない。内水面漁業について同じ。）、内水面漁業、海面養殖業、内水面養殖業

⑵　保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い

軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第73条に規定する｢保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に関税納付済みの石油製品を混合して得られたもの｣である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C―3260）を提示させること等により、法別表第1第2710.19号の1の⑶のＡの⒝に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。

⑶　同時蔵置の取扱いの特例

軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等とその他の重油又は粗油との同時蔵置については、関税法基本通達42―3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の⑷の規定によるほか、タンク事情から単独の保税タンクに蔵置することができないと認められる場合においては、内国貨物であるJIS規格1種2号の重油（注）との同時蔵置を認めて差し支えない。

（参考） JIS 規格（K2205）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 反応 | 引火点 | 動粘度  (50℃) | 流動点 | 残留  炭素分 | 水分 | 灰分 | 硫黄分 |
|  |  | ℃ | cSt | ℃ | 質量％ | 容量％ | 質量％ | 質量％ |
| 1種  2号 | 中性 | 60以上 | 20以下 | ５以下（※） | 4以下 | 0.3  以下 | 0.05  以下 | 2.0  以下 |

（※）寒候用のものの流動点は､0℃以下とし、暖候用の流動点は10℃以下とする。

⑷　混合の取扱い

軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において｢無税重油等｣という。）に係る混合の取扱いについては、次による。

イ　輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。

ロ　無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油がJIS規格1種2号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないものとし、混合された後の石油の取扱いは、次による。

　無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同一の規格を有するもの（JIS規格1種2号の重油を含む。以下本項において｢他の重油等｣という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。

　無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS規格の軽油、灯油（注）等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。従って、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を受けた関税の額を徴収する。

(参考) １．JIS 規格（K2204）の軽油

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 試験項目 | 単位 | 種類 | | | | |
| 特１号 | １号 | ２号 | ３号 | 特３号 |
| 引火点 | ℃ | 50以上 | 50以上 | 50以上 | 45以上 | 45以上 |
| 蒸留性状  90％留出温度 | ℃ | 360 以下 | 360 以下 | 350 以下 | 330 以下  （※１） | 330 以下 |
| 流動点 | ℃ | ＋５以下 | －2.5以下 | －7.5以下 | －20以下 | －30以下 |
| 目詰まり点 | ℃ | － | －１以下 | －５以下 | －12以下 | －19以下 |
| 10％残油の  残留炭素分 | 質量％ | 0.1 以下 | 0.1 以下 | 0.1 以下 | 0.1 以下 | 0.1 以下 |
| セタン指数（※２） | － | 50 以上 | 50 以上 | ４5 以上 | ４5 以上 | ４5 以上 |
| 動粘度（30℃） | cSt | 2.7 以上 | 2.7 以上 | 2.6 以上 | 2.0 以上 | 1.7 以上 |
| 硫黄分 | 質量％ | 0.001.0  以下 | 0.001.0  以下 | 0.001.0  以下 | 0.001.0  以下 | 0.001.0  以下 |
| 密度（15℃） | g/㎝３ | 0.86 以下 | 0.86 以下 | 0.86 以下 | 0.86 以下 | 0.86 以下 |

(※) １　動粘度（30℃）が4.7cSt 以下の場合には、350℃以下とする。

２　セタン指数は、セタン価を用いることもできる。

(参考) ２．JIS規格（K2203）の灯油

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 試験項目 | 種類 | |
| １号 | ２号 |
| 蒸留性状  95％留出温度 ℃ | 270以下 | 300以下 |
| 引火点 ℃ | 40以上 | 40以上 |
| 銅板腐食（50℃,3h） | １以下 | － |
| 煙点 ㎜ | 23以上（※１） | － |
| 硫黄分 質量分率％ | 0.0080以下（※２） | － |
| － | 0.50以下 |
| 色（セーボルト色） | ＋25以上 | － |

（※）１ 寒候用の煙点は、21㎜以上とする。

２ 燃料電池用の硫黄分は、0.0010質量分率％以下とする。

⑸　振替使用の取扱い

無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。

イ　上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもって、｢農林漁業用無税重油等振替申請書｣（T―1690）2通（原本、承認書用）（無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として1通を加える。）を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。

ロ　上記イの申請書が提出された場合には、当該申請書の記載事項について審査し、更に必要に応じて調査を行い、その結果、振替を必要とする理由についてやむを得ない事情があること、振り替えようとする無税重油等と他の重油等がいずれも品名、数量、蔵置場所等について確定していること、及び振り替えようとする数量が妥当な数量であることが確認された場合には、振替を承認するものとする。

なお、次のような振替は認められないので留意する。

　輸入予定の農林漁業用重油等を引当てとした振替

　製造又は購入予定の他の重油等を引当てとした振替

　無税重油等を農林漁業用以外の用途に使用するための振替

ハ　振替を承認したときは、申請書のうち１通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。

ニ　上記ハにより承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書写しを送付させ、当該他の重油等の所持者に振替を確認させる。

振替を承認した税関官署は、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄する税関官署に依頼して行う。）ものとする。

ホ　振振替を承認した税関官署は、無税重油等に振り替えられる他の重油等でその蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するものに係る申請書のうち１通（他の重油等の所在地所轄税関送付用）を各月ごとに取りまとめて、それぞれ当該他の税関官署に送付するものとする。

⑹　帳薄の備付け等の義務を有する者

令第59条第2項及び令第60条第2項の規定の意義及び取扱いについては、次による。

イ　｢その他の販売者｣とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者（現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。）で輸入者以外の者をいい、上記⑸により振替の承認を受けた者を含む。

ロ　「税関長が指定する使用者」は、別途事務連絡で指定する者とする。

ハ　同条第14項に規定する｢帳薄｣については、後記20の2―4の⑴に定めるところによる。

⑺　用途確認

農林漁業用重油等の用途確認については、次による。

イ　無税重油等が消費者に販売された場合においては、全国農業協同組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）から提出される購入証明書を無税重油等の用途確認の際の参考にする。

ロ　用途確認のための帳薄検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。

［追加：平29第442号］

［一部改正：平30第465号、令2第1118号、令3第262号］

（用途外使用に該当しない場合）

20の2―3　次に掲げる場合は、法第20条の2に規定する「その軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡」すること（以下この項において「用途外使用等」という。）に該当しないものとして取り扱う。ただし、下記⑴に該当する場合を除き、あらかじめ「用途外使用に該当しない用途の使用届」（T―1285）１通を当該物品の所在地を所轄する税関官署に提出させる。

⑴　軽減税率の適用を受けた貨物（以下この項において「軽減税率適用貨物」という。）を再輸出する場合

⑵　予期しない当初の製造計画の変更等やむを得ない理由により、軽減税率適用貨物を当該軽減税率の適用を受けた用途と同一の用途に使用する者に譲渡する場合

⑶　軽減税率適用貨物を、会社等の合併により承継し、当該軽減税率の適用を受けた用途と同一の用途に使用する場合

⑷　軽減税率適用貨物が不適格等の理由によりこれを使用することができなくなった場合（経済的な理由により使用できなくなった場合を含む。）において、当該物品を廃棄し、又はスクラップ化する場合（ただし、当該スクラップを他の用途に供する場合には用途外使用の手続を要することになる。）

［追加：平20第721号］

［一部改正：平29第442号（項番号20の2―2を変更）］

（軽減税率適用貨物の輸入後の手続）

20の2―４　法第20条の2第1項の規定により軽減税率の適用を受けた貨物の輸入後の取扱いについては、次による。

⑴　令第59条に規定する帳簿については、同項各号に掲げる事項を含むものであれば、軽減税率の適用を受けた者が、当該事業場において使用する営業上の帳簿の使用を認めて差し支えない。

なお、当該帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。

⑵　令第61条の規定により準用される令第10条の規定による用途外使用等の承認の手続については、前記13―15（製造用原料品の用途外使用）の⑵を準用する。

⑶　令第61条の規定により準用される令第11条第1項に規定する届出書は、｢外国貨物等亡失届｣（T―1350）とし、当該届出書２通（原本、交付用）に亡失地を管轄する警察官署、消防官署その他公的機関の災害等についての証明書を添付したうえでの提出を求める。

税関において、亡失の事実を確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押なつして届出者に交付する。

⑷　令第61条の規定により準用される令第11条第2項((製造用原料品等の滅却の場合の手続))に規定する申請書は、｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）とし、2通（原本、承認書用）の提出を求め、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請者に交付する。

⑸　令第61条の規定により準用される令第11条第3項の手続は、｢変質･損傷減税申請書｣（変質･損傷減税明細書（T―1010）の表題中、｢明細書｣を｢申請書｣に訂正の上、使用させて差し支えない。）とし、2通（原本、承認書用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7―4参照））の提出を求め、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請者に交付する。

⑹　令第61条第１項の規定により準用される令第11条の2に規定する届出書は、｢軽減税率適用貨物譲渡届｣（T―1680）とし、3通（原本、交付用、事後確認用）を提出させ、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押なつして譲受人に交付する。この場合において、事後確認用の処理については、前記15―11の⑺の規定に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭50第532号（項番号20の2―3を変更）、昭55第586号、昭61第587号、平8第273号、平17第424号、平20第721号（項番号20の2―2を変更）、平29第442号（項番号20の2―3を変更）］

（用途外使用等の場合の納税義務者）

20の2―5　法第20条の2第3項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、前記13―16の⑴と同様であるから、留意する。

［一部改正：昭50第532号（項番号20の2―4を変更）、平8第273号、平20第721号（項番号20の2―3を変更）、平29第442号（項番号20の2―3を変更）］

［関連：関基6―1］

第21節　関税の軽減、免除等を受けた物品の転用

（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）

20の3―1　法第20条の3第1項((関税の軽減、免除等を受けた物品を転用する場合の関税の不徴収))の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　同項に規定する貨物が令第61条の2第1項((減免税貨物等の転用ができる場合))に規定する｢当該貨物をその新たな用途に供するため輸入するものとした場合に、その輸入につき減免税規定の適用を受けることができるものである場合｣に該当するためには、当該貨物が、用途のみならず当該減免税規定に規定するすべての減免税の要件を満たすものでなければならない。したがつて、例えば、法第15条第1項第8号((航空機の発着等を安全にする機械等の免税))に規定する用途に転用しようとする場合において、当該貨物が令第22条第4号((国産困難な物品の指定等))に該当し、規則第6条第13号((税関長の確認))の規定による税関長の確認を要するものであるときは、当該確認を取得していなければならないことになるので、留意する。

⑵　令第61条の2第1項に規定する｢当該貨物が関税の免除を受けた貨物又は関税の軽減を受けた貨物のいずれであるかに応じ、当該減免税規定がそれぞれ関税の免除を内容とするもの又は当該軽減の割合と同一の割合の関税の軽減を内容とするものである場合｣には、次に掲げる場合は含まれないので、留意する。

イ　免税規定の適用を受けて輸入された貨物が減税規定に規定する用途に転用される場合及びその逆の転用がされる場合

ロ　減税規定の適用を受けて輸入された貨物が軽減率の異なる他の減税規定に規定する用途に転用される場合

［追加：昭47第1048号］

［一部改正：昭49第633号、昭61第587号、平2第294号］

（転用の確認申請の手続）

20の3―2　令第61条の2第2項((減免税貨物の転用の確認申請手続))に規定する確認申請の手続については、次による。

⑴　同項に規定する申請書は、｢減免税物品の転用確認申請書｣（T―1685）とし、2通（原本、交付用）（受理税関官署と転用後の貨物の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、事後確認用として1通を加える。）を提出させ、確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C―5000）を押なつして申請者に交付する。なお、事後確認用には、確認印を押なつして転用後の貨物の所在地を所轄する税関官署へ送付する。

⑵　上記⑴の申請書は、当該申請に係る貨物が法第16条第1項((外交官用貨物等の免税))の適用を受けたもの以外のものである場合には、令第10条((製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続))（令第49条及び第61条で準用する場合を含む。）の規定による用途外使用等の承認申請書又は令第26条第1項((特定用途免税貨物の用途外使用等の届出))若しくは第37条第1項((再輸出免税貨物の用途外使用等の届出))の規定による用途外使用等の届出書とともに提出させるものとする。

［追加：昭47第1048号］

［一部改正：昭49第633号、昭58第402号］

（用途外使用等の場合の関税の徴収額）

20の3―3　法第20条の3第1項の規定により転用の確認を受けた貨物が確認を受けた新たな用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡されたため、同条第2項((転用の確認を受けた場合の関税定率法等の適用))の規定に基づき徴収する関税の額は、当該転用の確認を受ける前の減免税規定により軽減又は免除を受けた関税の額（当該徴収する関税につき法第10条第1項((変質、損傷等の場合の減税))の規定の準用がある場合には、当該規定を準用して減税した後の関税の額）であるから、留意する。

［追加：昭47第1048号］